

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

調査対象市町村の令和 3 年から令和 7 年までの人口数及び推移は、表 3.2-1 のとおりである。人口は減少傾向にあり、世帯数は横ばいあるいは減少傾向となっている。

表 3.2-1 調査対象市町村の人口と世帯数の推移

市町名	項 目	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
秋田市	人口（男）	144,009	142,919	141,652	140,206	138,499
	人口（女）	161,381	160,203	158,818	157,110	155,230
	人口（総数）	305,390	303,122	300,470	297,316	293,729
	世帯数（世帯）	145,388	146,180	143,859	147,029	147,053
由利本荘市	人口（男）	35,893	35,476	34,974	34,625	34,042
	人口（女）	39,147	38,465	37,779	37,098	36,367
	人口（総数）	75,040	73,941	72,753	71,723	70,409
	世帯数（世帯）	30,663	30,756	30,810	30,927	30,870
秋田県	人口（男）	458,937	452,370	445,216	437,767	430,112
	人口（女）	512,667	504,466	495,805	486,853	477,481
	人口（総数）	971,604	956,836	941,021	924,620	907,593
	世帯数（世帯）	425,698	425,716	425,607	424,568	423,081

注) 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

出典：「住民基本台帳人口」（総務省、令和 3 年～令和 7 年

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/4536> 令和 8 年 2 月閲覧)

(2) 産業の状況

1) 産業構造及び産業配置（市町村別の産業別就業者数）

調査対象市町村の令和2年の産業別就業者数は、表3.2-2のとおりである。

市町村別の部門別では、秋田市、由利本荘市、秋田県ともに第3次産業が最も多くを占めており、その割合は過半数となっている。

市町村別の産業分類では、秋田市は「卸売業、小売業」、由利本荘市は「製造業」、秋田県は「医療、福祉」の就業者数がそれぞれ最も多くを占めている。

表 3.2-2 調査対象市町村の産業別就業者数及び割合（令和2年）

部門	産業分類	秋田市		由利本荘市		秋田県	
		就業者数 (人)	割合(%)	就業者数 (人)	割合(%)	就業者数 (人)	割合(%)
第1次 産業	農業、林業	2,610	1.8	3,754	10.0	39,557	8.5
	漁業	24	0.0	34	0.1	565	0.1
	第1次産業 計	2,634	1.8	3,788	10.1	40,122	8.6
第2次 産業	鉱業、採石業、砂利採取業	86	0.1	46	0.1	434	0.1
	建設業	11,227	7.9	3,632	9.7	44,201	9.5
	製造業	10,793	7.6	8,108	21.6	64,954	14.0
	第2次産業 計	22,106	15.5	11,786	31.4	109,589	23.6
第3次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1,109	0.8	165	0.4	2,542	0.5
	情報通信業	3,029	2.1	140	0.4	4,473	1.0
	運輸業、郵便業	7,190	5.0	1,033	2.8	18,190	3.9
	卸売業、小売業	25,673	18.0	4,877	13.0	71,010	15.3
	金融業、保険業	4,414	3.1	493	1.3	8,635	1.9
	不動産業、物品賃貸業	2,607	1.8	301	0.8	5,151	1.1
	学術研究、専門・技術サービス業	4,358	3.1	573	1.5	9,578	2.1
	宿泊業、飲食サービス業	7,989	5.6	1,673	4.5	21,701	4.7
	生活関連サービス業、娯楽業	5,645	4.0	1,203	3.2	16,626	3.6
	教育、学習支援業	8,353	5.8	1,446	3.9	20,677	4.5
	医療、福祉	22,823	16.0	5,903	15.7	72,339	15.6
	複合サービス事業	1,196	0.8	622	1.7	6,886	1.5
	サービス業(他に分類されないもの)	10,799	7.6	1,792	4.8	27,401	5.9
	公務(他に分類されるものを除く)	8,498	6.0	1,325	3.5	21,332	4.6
	第3次産業 計	113,683	79.6	21,546	57.4	306,541	66.1
分類不能の産業		4,364	3.1	390	1.0	7,642	1.6
全産業		142,787	100.0	37,510	100.0	463,894	100.0

注) 割合は、四捨五入のため、合計が100%にならない場合もある。

出典:「令和2年国勢調査」(総務省統計局 HP <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html> 令和8年2月閲覧)

2) 業種別の生産量及び生産額等

(A) 農業

調査対象市町村の令和 3 年の農業産出額は、表 3.2-3 のとおりである。両市では特に米の出荷額が多い。

表 3.2-3 調査対象市町村の農業産出額（令和 3 年）

種別		産出額（単位：1,000 万円）	
		秋田市	由利本荘市
耕種	米	569	667
	麦類	—	—
	雑穀	0	2
	豆類	0	2
	いも類	4	1
	野菜	8	18
	果実	149	170
	花き	11	25
	工芸農作物	x	51
	茶	1	2
	その他作物	—	—
畜産	肉用牛	x	4
	乳用牛	34	121
	生乳	8	26
	豚	7	24
	鶏	x	59
	鶏卵	367	2
	ブロイラー	353	2
	その他畜産物	—	—
加工農産物		—	x
合計		1,178	—

注1) 「0」は単位に満たないもの、「-」は事実のないもの、「x」は非公表のものを示す。

注2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「令和 5 年 市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省 HP

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/index.html 令和 8 年 2 月閲覧）

(B) 林業

調査対象市町村の令和 2 年の林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

秋田市及び由利本荘市では、林野面積に対して民有林の占める割合が高く、その大半を私有林が占めている。

表 3.2-4 調査対象市町村の所有形態別林野面積（令和 2 年）

区分		林野面積（単位：ha）		
		秋田市	由利本荘市	秋田県
合計		61,413	91,221	832,517
国有		24,716	19,155	371,837
民有	小計	36,697	72,066	460,680
	独立行政法人等	226	2,091	14,192
	公有	8,494	17,915	109,838
	私有	27,977	52,060	336,650

出典：「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/030628.html> 令和 8 年 2 月閲覧)

(C) 水産業

調査対象市町村の平成 30 年の漁業種別別の漁獲量は、表 3.2-5 のとおりである。

秋田市は「採貝・採藻」による漁獲量が最も多く、由利本荘市は「その他の刺網」による漁獲量が最も多い。

表 3.2-5 漁業種別漁獲量（平成 30 年）

市町村名				漁獲量（単位：t）	
				秋田市	由利本荘市
底びき網	遠洋底びき網			—	—
	以西底びき網			—	—
	沖合底びき網	—		—	—
		—		—	—
小型底びき網				—	—
船びき網				x	17
まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろ	—	—
			近海かつお・まぐろ	—	—
			その他	—	—
		2 そうまき網		—	—
	中・小型まき網			—	—
刺網	さけ・ます流し網			—	—
	かじき等流し網			—	—
	その他の刺網			8	49
敷網	さんま棒受網			—	—
定置網	大型定置網			—	—
	さけ定置網			—	—
	小型定置網			x	21
その他の網漁業				—	—
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろ	はえ縄	—	—
		近海まぐろ	はえ縄	—	—
		沿岸まぐろ	はえ縄	—	—
その他のはえ縄				6	37
はえ縄 以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお	一本釣	—	—
		近海かつお	一本釣	—	—
		沿岸かつお	一本釣	—	—
	いか釣	遠 洋	いか釣	—	—
		近 海	いか釣	—	—
		沿 岸	いか釣	—	x
	ひき縄釣			0	x
	その他の釣			12	12
採貝・採藻				14	10
その他の漁業				1	4
漁獲量計				47	153

注 1) 「—」は事実のないもの、「x」は非公表のものを示す。

注 2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（農林水産省 HP

http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/ 令和 8 年 2 月閲覧）

(D) 商業

調査対象市町村の令和３年の商業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。

年間商品販売額は、秋田市が卸売業の飲食料品、由利本荘市が小売業の飲食料品、秋田県が小売業のその他が最も多い。

表 3.2-6(1) 秋田市の商業の状況（令和３年）

	秋田市		
	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
卸売業	950	8,609	753,703
各種商品	11	151	8,604
繊維・衣服等	23	121	3,718
飲食料品	189	2,146	239,925
建築材料、鉱物・金属材料等	217	1,757	180,209
機械器具	269	2,654	174,321
その他	221	1,780	146,927
小売業	2,118	17,951	351,265
各種商品	6	337	10,204
織物・衣服・身の回り品	305	1,547	22,596
飲食料品	622	7,617	111,208
機械器具	315	2,450	74,746
その他	761	5,177	109,689
無店舗	89	823	22,821
合 計	3,068	26,560	1,104,968

注)「－」は事実のないもの、「x」は非公表のものを示す。

出典：「令和３年 経済センサス活動調査 産業別集計（卸売業・小売業）」（総務省統計局 HP

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html> 令和８年２月閲覧）

表 3.2-6(2) 由利本荘市の商業の状況（令和３年）

	由利本荘市		
	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
卸売業	122	698	28,384
各種商品	－	－	－
繊維・衣服等	2	5	x
飲食料品	29	139	1,738
建築材料、鉱物・金属材料等	36	237	10,565
機械器具	30	194	8,960
その他	25	123	x
小売業	645	4,150	74,382
各種商品	1	216	x
織物・衣服・身の回り品	59	224	2,520
飲食料品	222	1,606	18,084
機械器具	95	491	12,155
その他	249	1,486	x
無店舗	19	127	3,127
合 計	767	4,848	102,766

注)「－」は事実のないもの、「x」は非公表のものを示す。

出典：「令和３年 経済センサス活動調査 産業別集計（卸売業・小売業）」（総務省統計局 HP

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html> 令和８年２月閲覧）

表 3.2-6(3) 秋田県の商業の状況（令和3年）

	秋田県		
	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
卸売業	2,104	15,685	1,107,910
各種商品	18	203	11,449
繊維・衣服等	47	283	6,377
飲食料品	477	3,956	324,298
建築材料、鉱物・金属材料等	564	3,848	288,966
機械器具	574	4,531	251,496
その他	424	2,864	225,325
小売業	8,015	54,702	1,015,499
各種商品	17	1,659	31,319
織物・衣服・身の回り品	881	3,559	45,843
飲食料品	2,439	22,162	317,341
機械器具	1,176	6,792	174,452
その他	3,212	18,524	393,390
無店舗	290	2,006	53,154
合 計	10,119	70,387	2,123,409

出典：「令和3年 経済センサス活動調査 産業別集計（卸売業・小売業）」（総務省統計局 HP
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html> 令和8年2月閲覧）

(E) 工業

調査対象市町村の令和３年の工業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

令和３年の製造業の製造品出荷額等は、秋田市が 26,366,615 万円、由利本荘市が 22,093,588 万円、秋田県が 130,782,705 万円となっている。

表 3.2-7(1) 秋田市の工業の状況（令和３年）

	秋田市		
	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
製造業計	252	9,974	26,366,615
食料品製造業	43	1,707	2,590,472
飲料・たばこ・飼料製造業	9	202	450,147
繊維工業	10	297	225,080
木材・木製品製造業(家具を除く)	17	661	3,081,348
家具・装備品製造業	6	46	53,772
パルプ・紙・紙加工品製造業	7	409	2,658,238
印刷・化学・石油製品など	41	1,252	3,215,805
窯業・土石製品製造業	12	330	1,446,884
金属製品製造業	56	2,113	6,883,948
はん用機械器具製造業	2	90	x
生産用機械器具製造業	37	2,734	5,232,873
輸送用機械器具製造業	2	28	x
その他の製造業	10	105	147,613

注)「－」は事実のないもの、「x」は非公表のものを示す。

出典：「令和３年経済センサスー活動調査 産業別集計（製造業）」（令和４年１２月２６日、総務省統計局 HP
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html> 令和８年２月閲覧）

表 3.2-7(2) 由利本荘市の工業の状況（令和３年）

	由利本荘市		
	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
製造業計	127	8,163	22,093,588
食料品製造業	10	378	580,213
飲料・たばこ・飼料製造業	6	118	165,025
繊維工業	19	515	368,491
木材・木製品製造業(家具を除く)	7	118	198,378
家具・装備品製造業	1	4	x
パルプ・紙・紙加工品製造業	—	—	—
印刷・同関連業	14	322	254,334
窯業・土石製品製造業	6	93	116,145
金属製品製造業	11	187	165,074
はん用機械器具製造業	3	24	24,789
生産用機械器具製造業	46	6,301	19,799,223
輸送用機械器具製造業	2	92	x
その他の製造業	2	11	x

注)「－」は事実のないもの、「x」は非公表のものを示す。

出典：「令和３年経済センサスー活動調査 産業別集計（製造業）」（令和４年１２月２６日、総務省統計局 HP
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html> 令和８年２月閲覧）

表 3.2-7(3) 秋田県の工業の状況（令和３年）

	秋田県		
	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
製造業計	1,535	58,468	130,782,705

出典：「令和３年経済センサスー活動調査 産業別集計（製造業）」（令和４年１２月２６日、総務省統計局 HP
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html> 令和８年２月閲覧）

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

調査対象市町村の令和5年の土地利用の状況は、表3.2-8のとおりである。
いずれも「山林」が最も多くを占めている。

表 3.2-8 土地利用の状況（令和5年）

	面積(単位:km ²)		
	秋田市	由利本荘市	秋田県
田	84.49	105.39	1,292.95
畑	10.39	16.45	223.90
宅 地	50.27	20.92	257.67
鉱泉地	0.00	0.00	0.00
池 沼	0.08	0.07	2.49
山 林	138.38	405.53	1,941.01
牧 場	0.03	0.90	3.61
原 野	76.16	60.07	540.05
雑種地	10.87	6.09	59.41
評価総面積	365.69	615.42	4,321.09
総面積	906.07	1,209.59	11,637.52

注) 総面積が令和6年10月1日現在、それ以外は令和5年1月1日現在の値である。

出典:「秋田県勢要覧(令和7年版) 市町村勢編」(令和7年3月 秋田県企画振興部調査統計課
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/88539> 令和8年2月閲覧)

(2) 土地利用の計画

1) 土地利用基本計画に基づく区域の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲の概況の調査範囲（以下、「社会的状況の調査範囲」という。）では、図 3.2-1 のとおり「国土利用基本計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく農業地域、森林地域が分布している。

なお、対象事業実施区域では、森林地域が広がっており、一部農業地域が分布している。

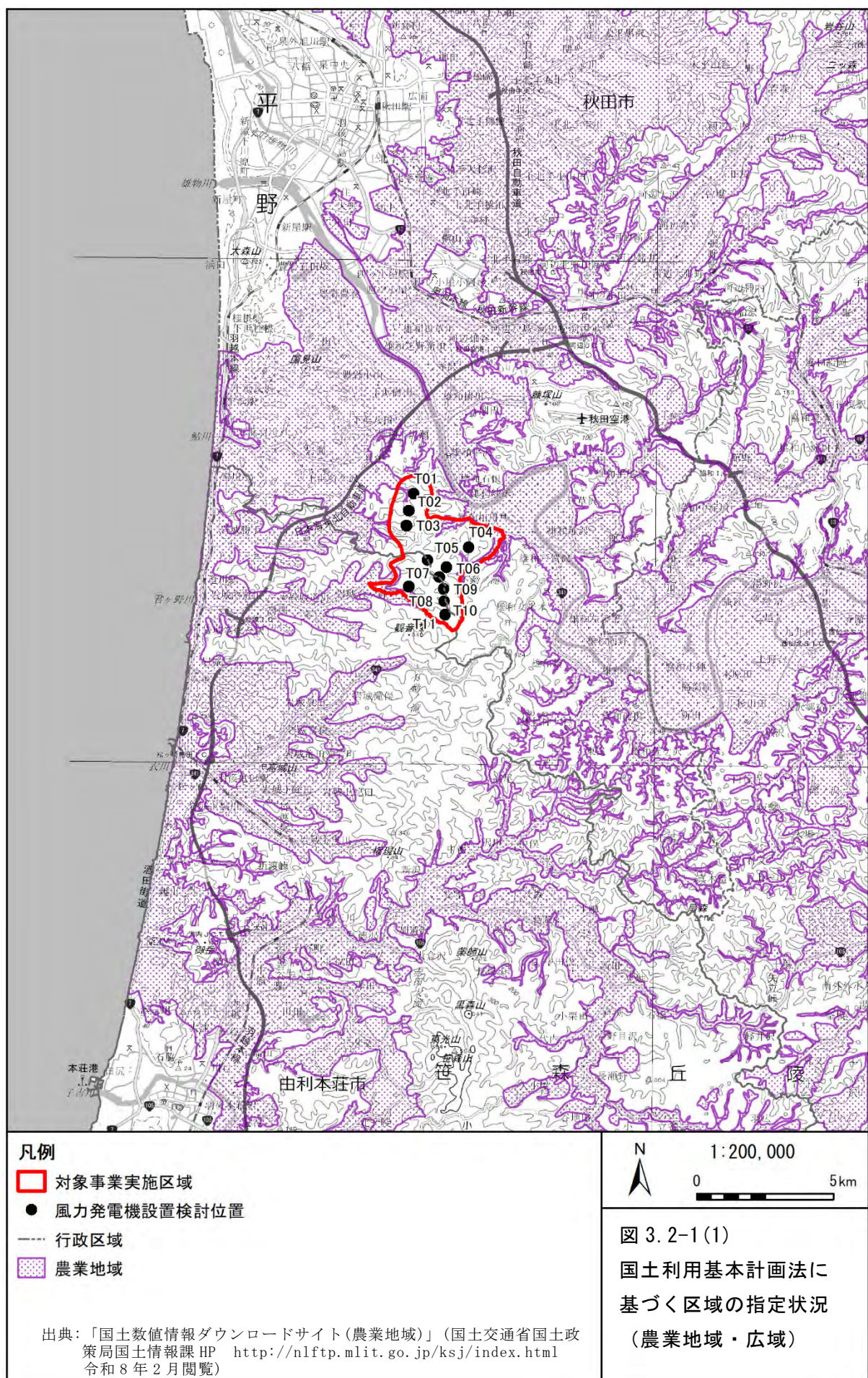
(A) 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

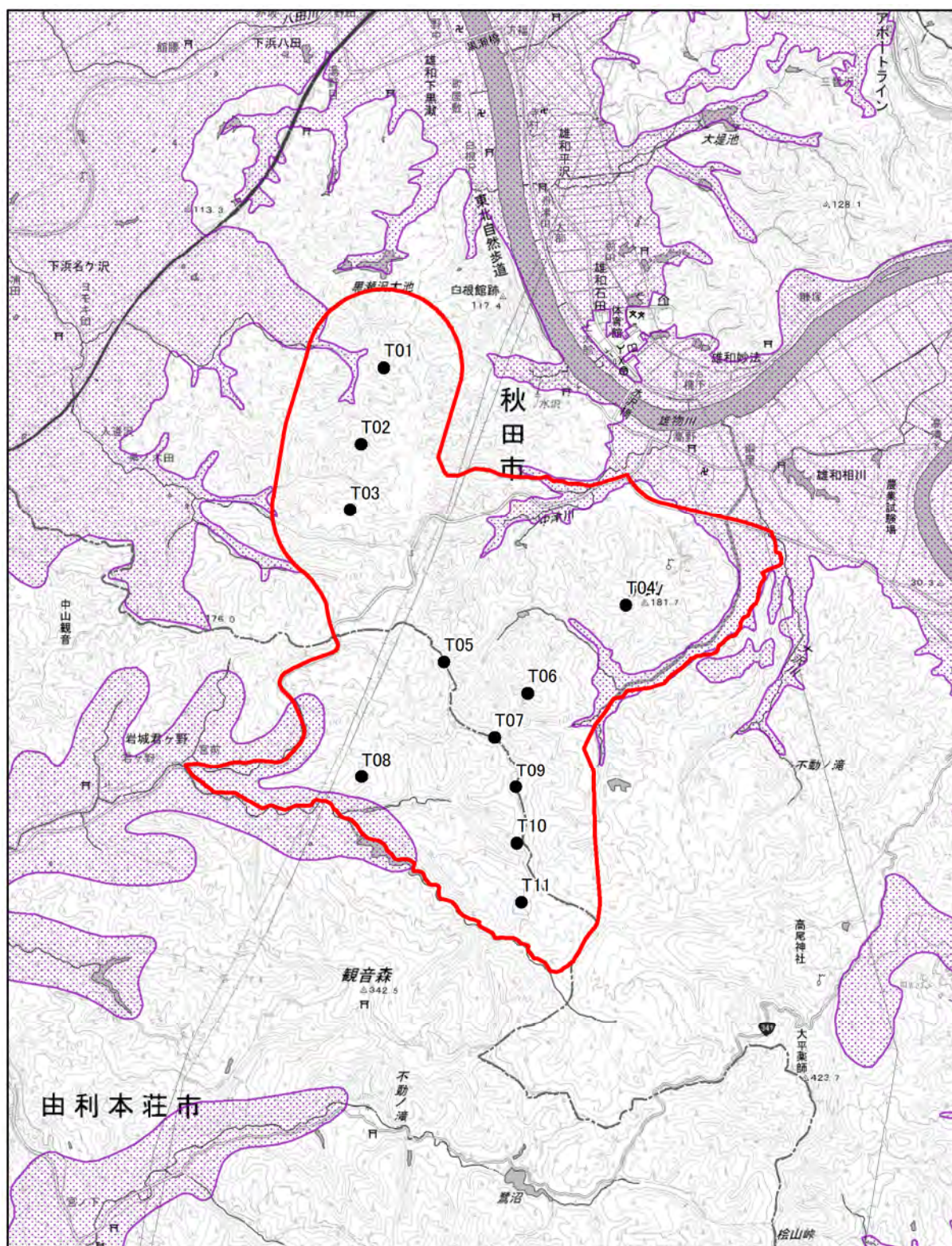
社会的状況の調査範囲では、図 3.2-2 のとおり、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域が秋田市及び由利本荘市でそれぞれ指定されている。なお、対象事業実施区域では、用途地域が指定されている箇所はない。

(B) 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の指定状況

社会的状況の調査範囲では、図 3.2-3 のとおり、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農用地区域が多く分布している。

なお、対象事業実施区域では一部が農用地区域に指定されている。





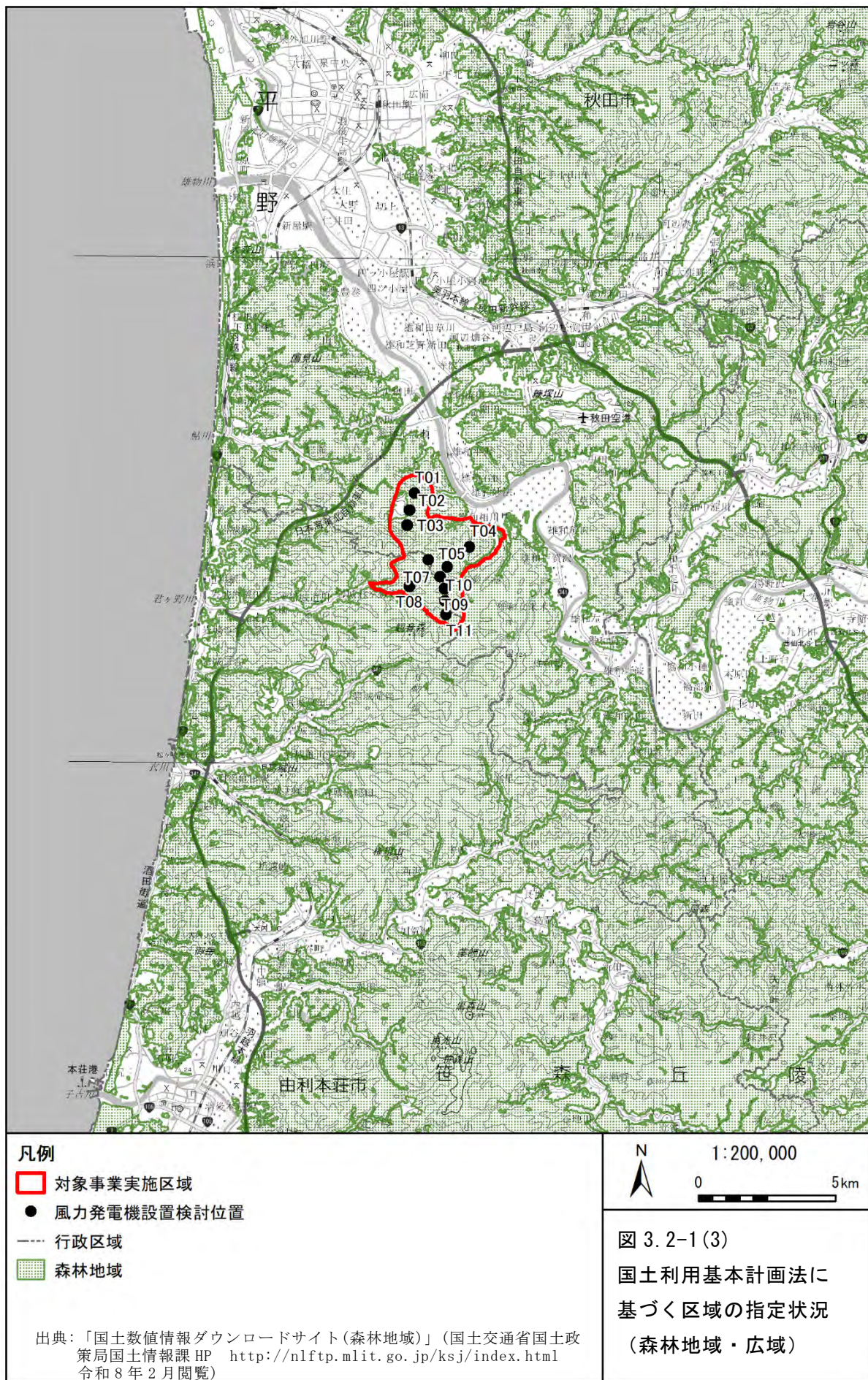
凡例

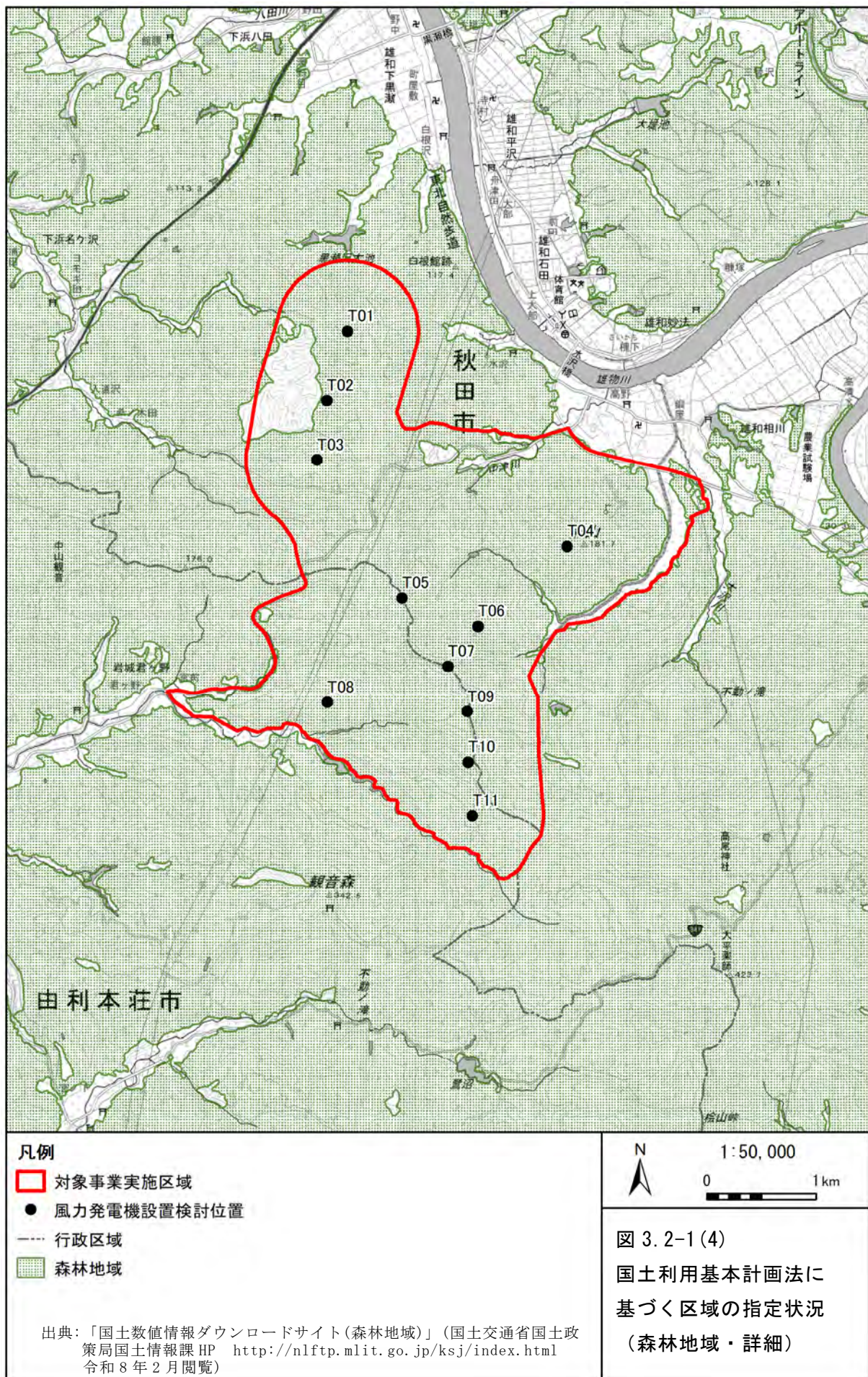
- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置検討位置
- 行政区域
- 農業地域

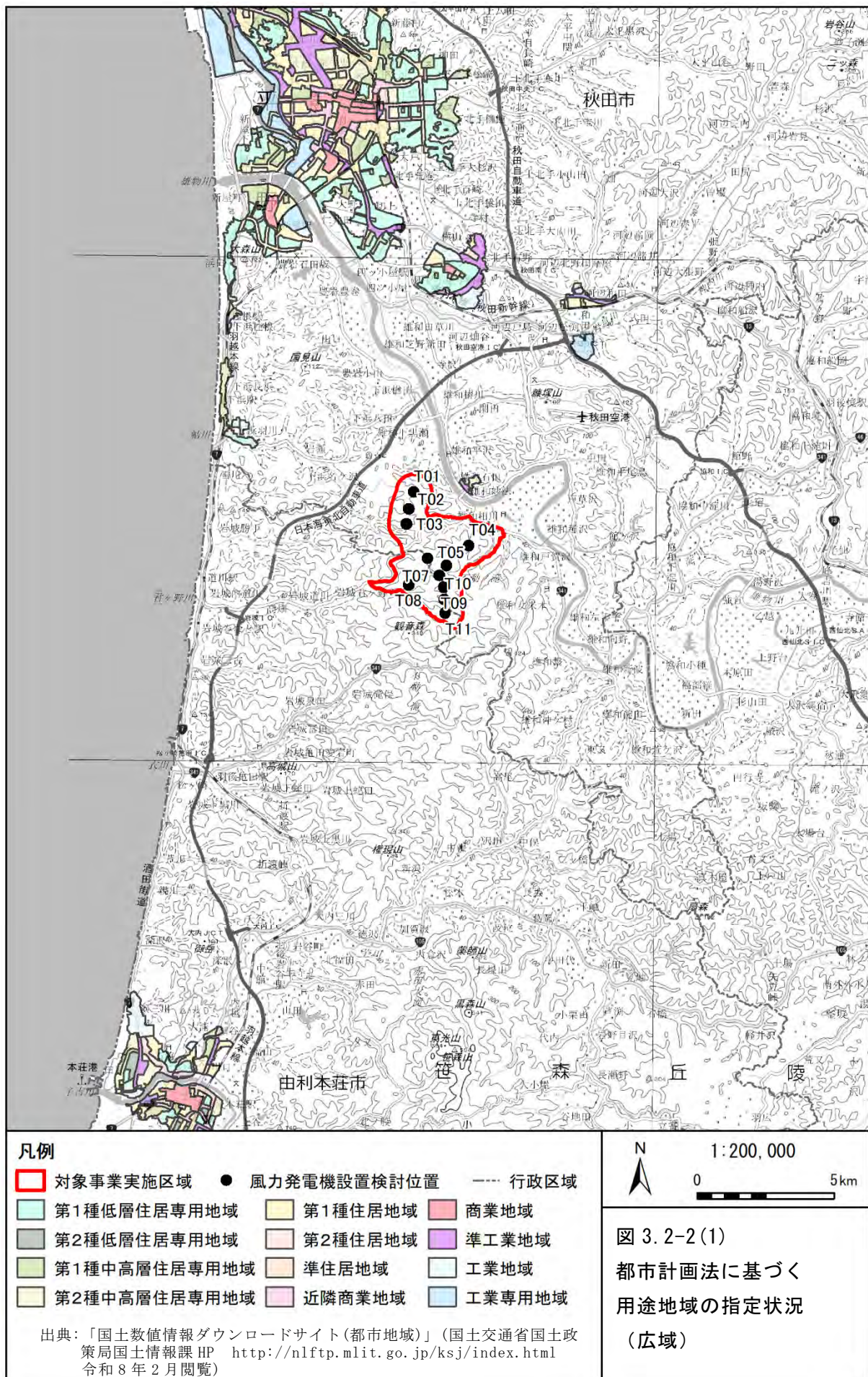
N 1:50,000
0 1 km

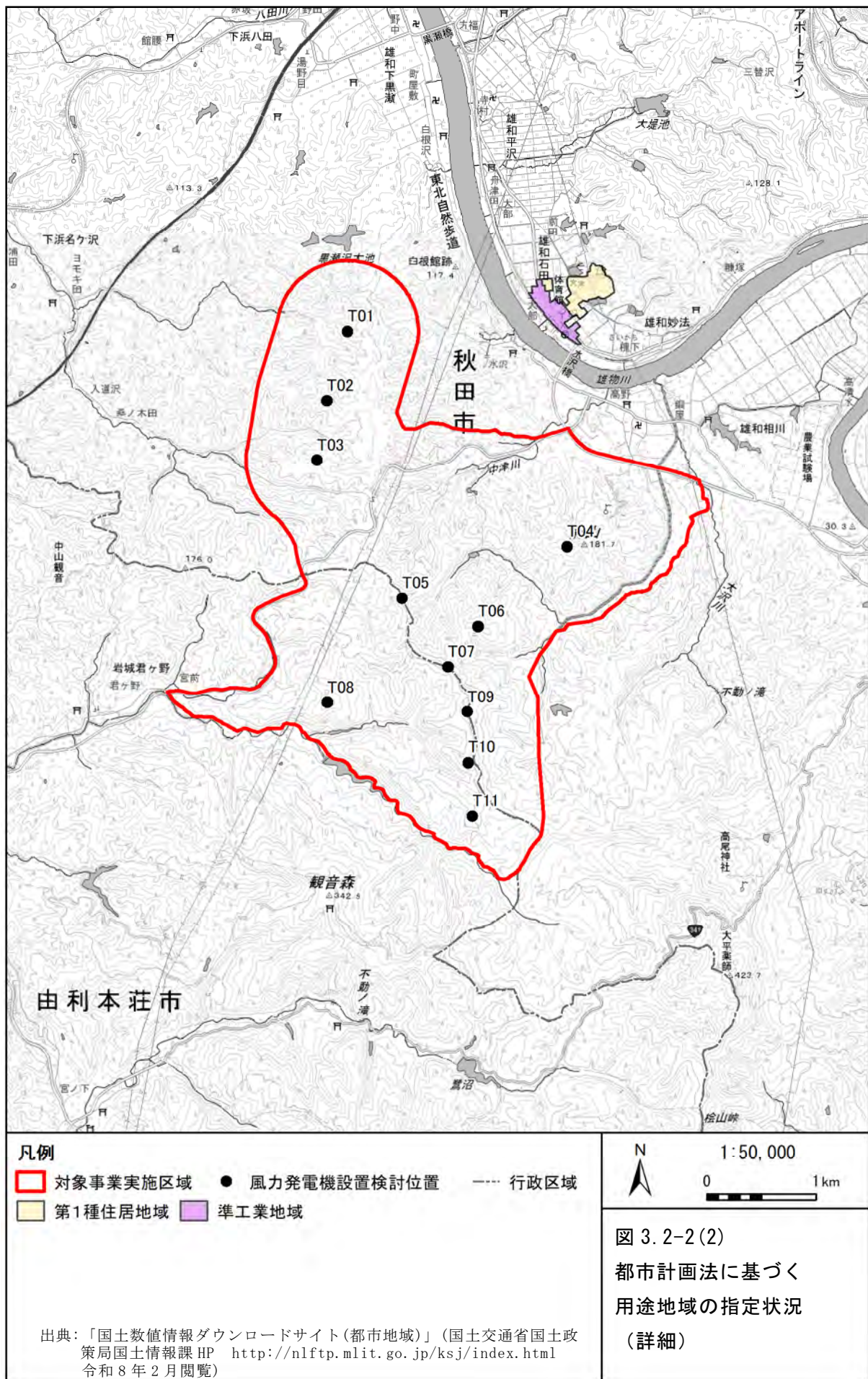
図 3.2-1 (2)
国土利用基本計画法に
基づく区域の指定状況
(農業地域・詳細)

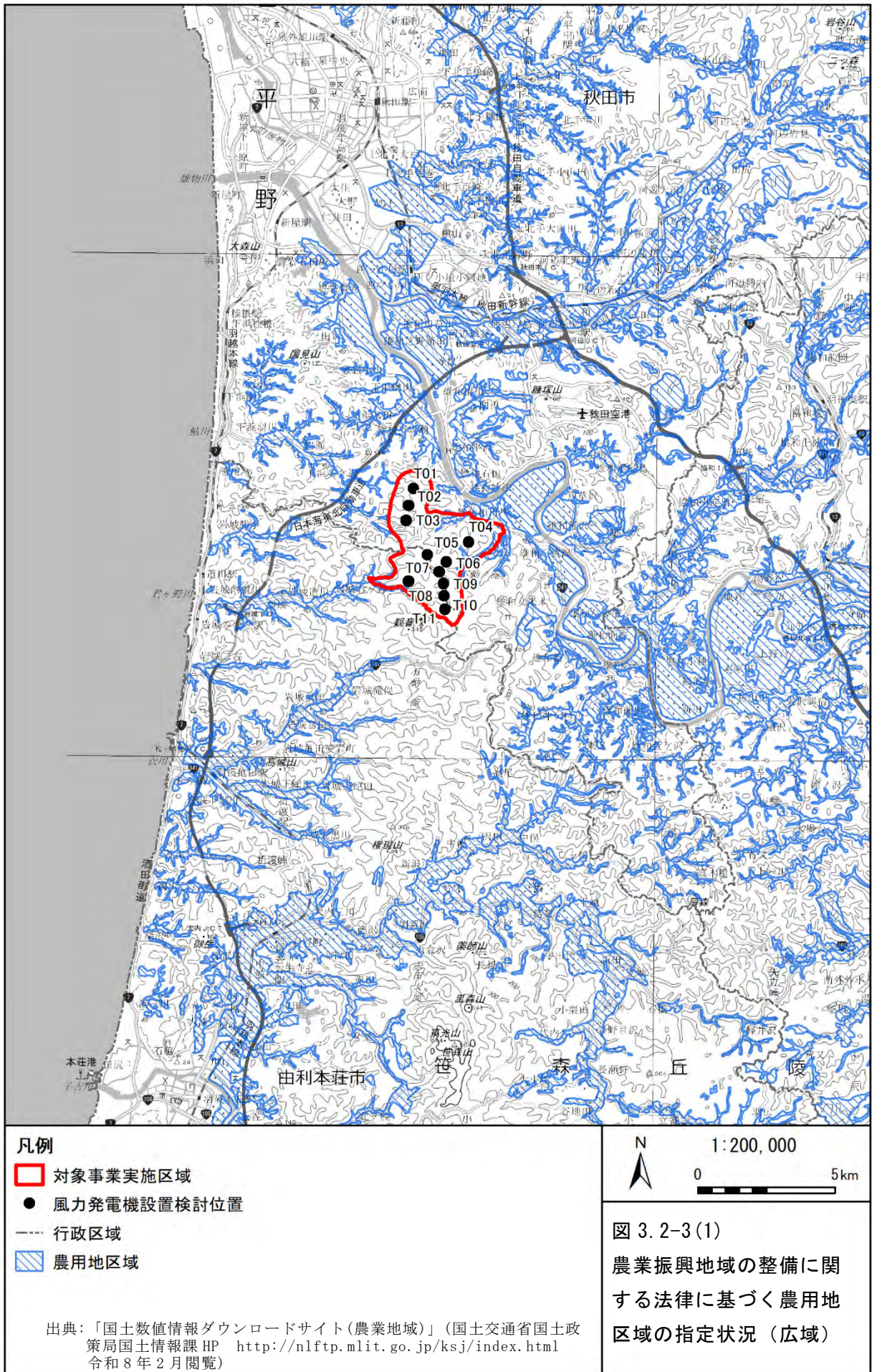
出典:「国土数値情報ダウンロードサイト(農業地域)」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html> 令和 8 年 2 月閲覧)

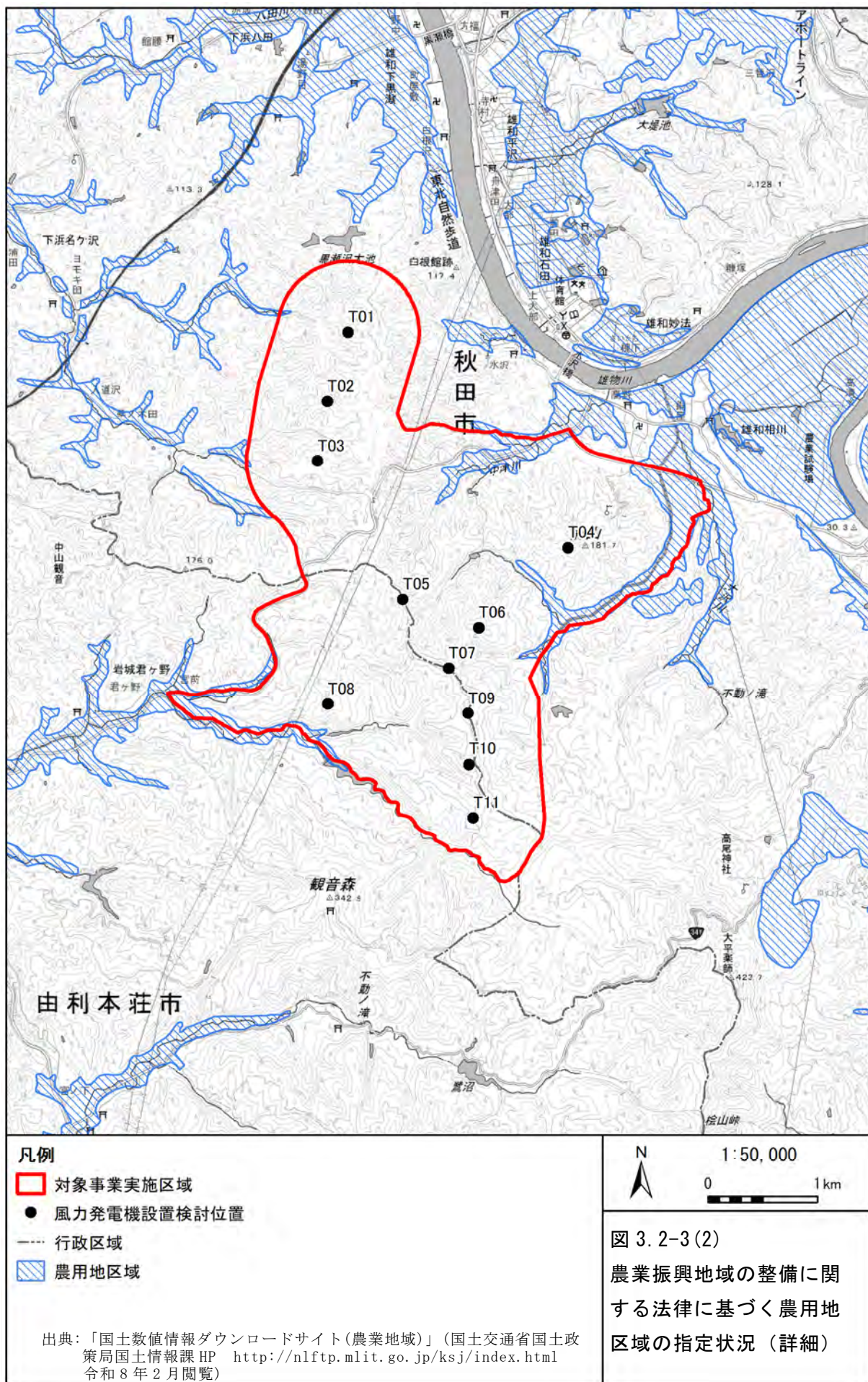








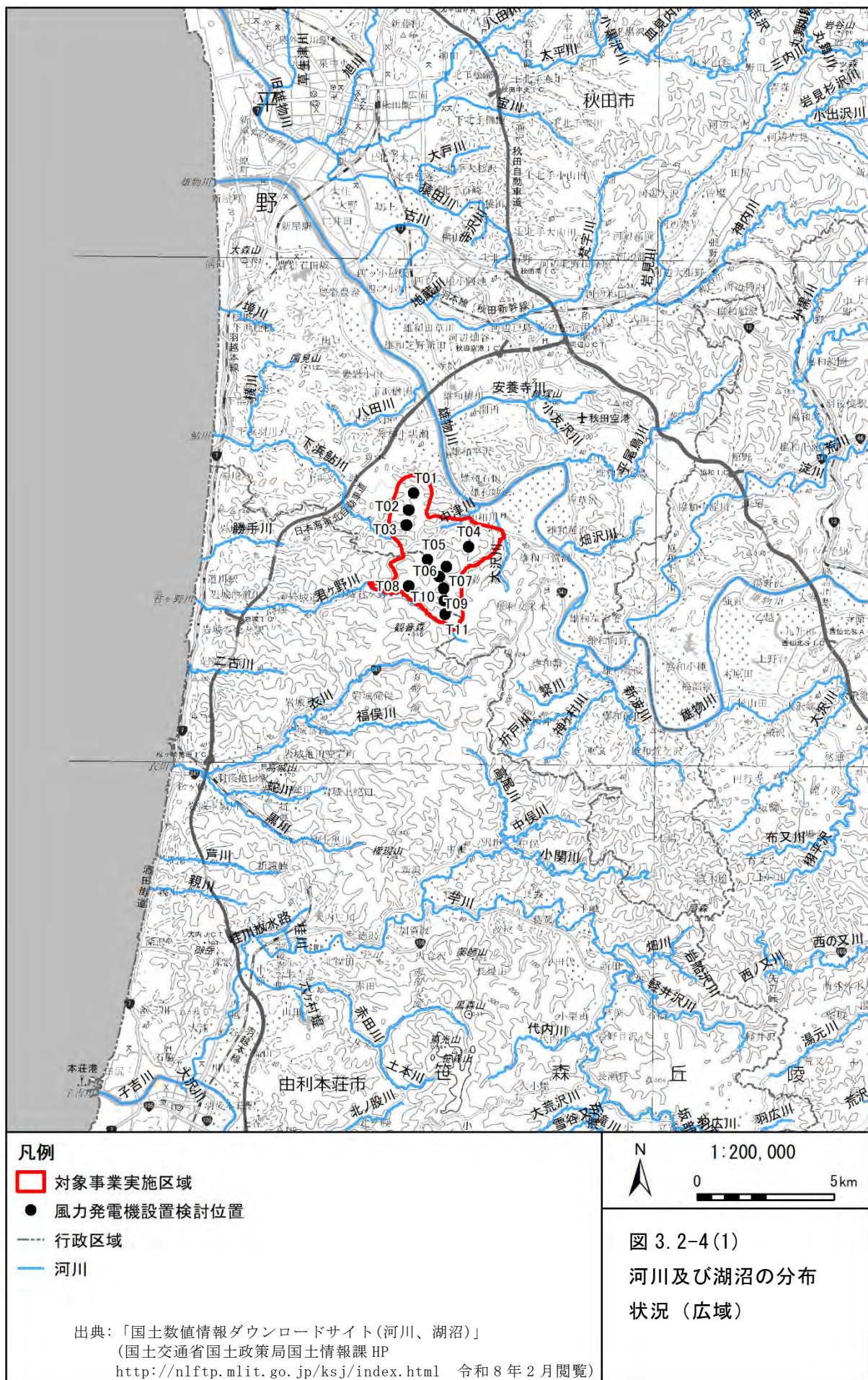


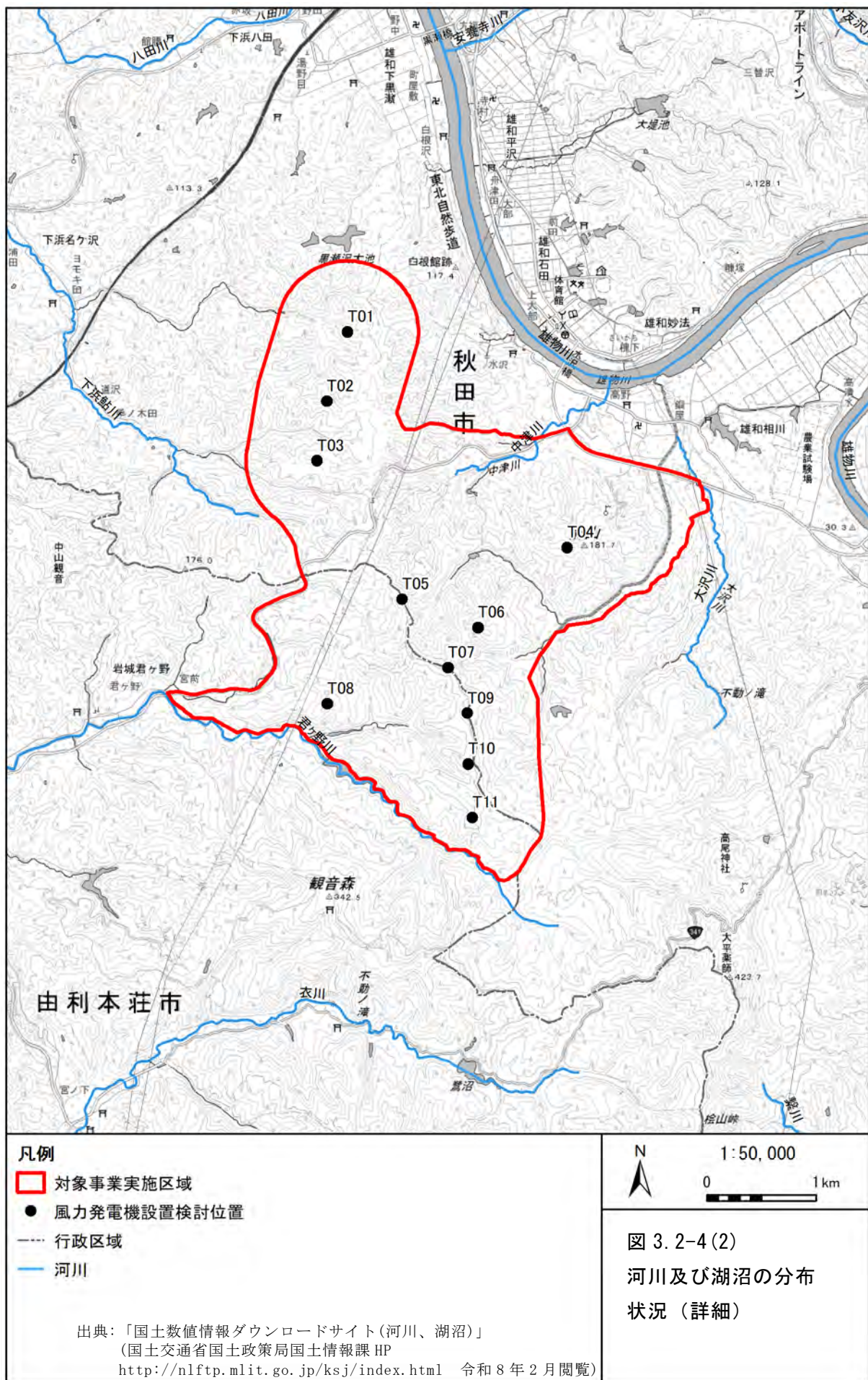


3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用状況

社会的状況の調査範囲における主な河川及び湖沼の分布は、図 3.2-4 のとおりである。





(2) 水道の利用状況

調査範囲における水道の普及状況は表 3.2-9、上水道等の取水状況は表 3.2-10 のとおりである。

秋田市、由利本荘市ともに水道の普及率は 90%を超えており、取水状況は地表水からの取水が主となっている。

また、社会的状況の調査範囲における内水面共同漁業権の設定状況は、表 3.2-11 のとおりである。

表 3.2-9 水道の普及状況(令和 5 年度)

市町村	行政区域内 総人口	水道の種類	計画 給水人口	現在 給水人口	合計		
					計画 給水人口	給水人口	普及率 (%)
秋田市	296,828	上水道	301,000	295,906	301,286	296,192	99.8
		簡易水道	0	0			
		専用水道 (自己水源のみ)	286	286			
由利本荘市	70,758	上水道	74,989	70,542	75,989	70,838	100.1
		簡易水道	0	0			
		専用水道 (自己水源のみ)	1,000	296			
秋田県	904,349	上水道	836,860	767,799	939,864	830,244	91.8
		簡易水道	91,121	59,664			
		専用水道 (自己水源のみ)	11,883	2,849			

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

出典：「令和 5 年度 秋田県水道施設現況調査」(秋田県生活環境部生活衛生課

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3110> 令和 8 年 2 月閲覧)

表 3.2-10 上水道等の取水状況(令和 5 年度)

事業 主体名	計画 1 日最大取水量 (m ³)							取水権水量 (リットル/秒)			
	地表水			地下水		原水 受水・ その他	計	河川等名	許可水量		その他 水量
	ダム 直接	ダム 放流	表流水 (自流)	浅井戸	深井戸				安定	暫定	
秋田市	-	12,473	144,852	3,170	3,803	-	164,298	雄物川(玉川ダム分含む)	1,821	-	950
由利本荘市	20,636	1,353	16,702	-	-	4,889	43,986	子吉川・鏑出川 他	91	54	62

事業 主体名	年間実績取水量 (千 m ³)						
	地表水			地下水		その他	計
	ダム 直接	ダム 放流	表流水 (自流)	浅井戸	深井戸		
秋田市	-	3,859	32,929	492	605	-	37,885
由利本荘市	8,027	398	2,569	129	-	2,151	13,274

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

出典：「令和 5 年度 秋田県水道施設現況調査」(秋田県生活環境部生活衛生課

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3110> 令和 8 年 2 月閲覧)

表 3.2-11 内水面共同漁業権の設定状況

仙北西部漁業協同組合		
漁業権番号	内共第 11 号第五種共同漁業権	
漁具・漁法(規模)	手釣、竿釣、やす突き、三角網、 投網 (1.5cm 目以上)、たも網 (口径 1m 以内)	
遊漁期間	あゆ	7/1から10/31まで
	いわな・やまめ	4/1から9/20まで
	うぐい・こい・ふな	1/1から12/31まで
	やつめ	1/1から4/30まで、9/1から12/31まで
	かじか	6/1から10/31まで
禁止区域 (禁止期間)	・オソ沢川における大仙市協和船岡字大川前国有林 2018 林班地先オソ沢砂防 堰堤より上流 1000m の区域 (1/1 から 12/31 まで) ・滝の又沢川における大仙市協和船岡大川前国有林 2050 に小班滝の又沢起点 から朝日又沢合流点までの区域 (1/1 から 12/31 まで)	
全長制限	あゆ (10cm 以下)、いわな・やまめ (15cm 以下)、うぐい・ふな (7cm 以下) こい (15cm 以下)、やつめ (30cm 以下)、かじか (3cm 以下)	

雄物川水系サクラマス協議会		
漁業権番号	内共第 13 号第五種共同漁業権	
漁具・漁法(規模)	手釣、竿釣	
遊漁期間	さくらます	4/1から8/31まで
禁止区域 (禁止期間)	(仙北西部漁港の秋田市の区域) ・秋田市雄和萱ヶ沢字中田 20 の 5 地先新波川起点から下流雄物川の合流点 (新波川) までの区域 (1/1 から 12/31 まで)	
全長制限	あゆ (10cm 以下)、いわな・やまめ (15cm 以下)、うぐい・ふな (7cm 以下) こい (15cm 以下)、やつめ (30cm 以下)、かじか (3cm 以下)	

出典：「秋田県内水面漁連 漁連概要田沢湖町漁業協同組合」(秋田県内水面漁業協同組合連合会 HP
<https://www.akita-naisuimen.com/> 令和 8 年 2 月閲覧)

(3) 地下水の利用状況

社会的状況の調査範囲における令和 5 年度の地下水の利用状況は前掲の表 3.2-10 のとおりである。

令和 5 年度の取水状況は、秋田市及び由利本荘市において地下水が利用されており、年間実績取水量は秋田市で浅井戸水 492,000m³ 及び深井戸水 605,000m³、由利本荘市で浅井戸水 129,000m³ であった。

(白紙のページ)

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

1) 道路の状況及び交通量

社会的状況の調査範囲における主要な道路は、図 3.2-5 のとおりであり、対象事業実施区域の北側から西側に日本海東北自動車道が、東側に秋田自動車道が位置し、南側には一般国道 341 号が位置している。

また、令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査による交通量調査の結果は表 3.2-12、交通量調査地点は図 3.2-6 のとおりである。

表 3.2-12(1) 主要道路の交通量

No.	路線名	調査区間		自動車類交通量(台)	
		起点	終点	12 時間 (昼間)	24 時間
Q00060	日本海東北自動車道	日本海沿岸東北自動車道(本荘～岩城)	由利本荘市・秋田市境	1,744	2,091
Q00070	日本海東北自動車道	秋田御所野雄和線	秋田自動車道	1,716	2,097
Q00130	秋田自動車道	日本海東北自動車道	一般国道 13 号	7,853	9,410
Q00140	秋田自動車道	一般国道 13 号	秋田北野田線	5,755	6,764
Q00150	秋田自動車道	秋田北野田線	一般国道 7 号(秋田自動車道)	4,225	4,983
Q00190	日本海沿岸東北自動車道	一般国道 105 号(岩谷道路)	市道(松ヶ崎亀田 IC アクセス道路)	1,220	1,347
Q00200	日本海沿岸東北自動車道	市道(松ヶ崎亀田 IC アクセス道路)	日本海東北自動車道	1,220	1,347
Q10040	一般国道 7 号	一般国道 105 号	—	18,522	21,922
Q10050	一般国道 7 号	—	—	8,480	10,190
Q10060	一般国道 7 号	一般国道 341 号	一般国道 341 号	7,392	8,866
Q10070	一般国道 7 号	一般国道 341 号	雄和岩城線	7,550	9,165
Q10075	一般国道 7 号	雄和岩城線	由利本荘市・秋田市境	13,598	16,729
Q10076	一般国道 7 号	一般国道 7 号(下浜道路)	川添下浜停車場線	1,932	2,284
Q10080	一般国道 7 号	一般国道 7 号	一般国道 7 号	1,932	2,284
Q10085	一般国道 7 号	一般国道 7 号(下浜道路)	秋田天王線	13,973	17,264
Q10090	一般国道 7 号	秋田天王線	寺内新屋雄和線	10,360	12,776
Q10100	一般国道 7 号	寺内新屋雄和線	寺内新屋雄和線	18,566	22,459
Q10110	一般国道 7 号	寺内新屋雄和線	一般国道 13 号	13,846	17,018
Q10120	一般国道 7 号	一般国道 13 号	寺内新屋雄和線	30,206	37,106
Q10730	一般国道 13 号	—	河辺阿仁線	14,289	17,359
Q10740	一般国道 13 号	秋田北野田線	秋田自動車道	19,581	24,244
Q10750	一般国道 13 号	秋田昭和線	秋田雄和本荘線	26,323	31,813
Q10760	一般国道 13 号	秋田雄和本荘線	秋田御所野雄和線	28,161	34,224
Q10770	一般国道 13 号	秋田御所野雄和線	羽後牛島停車場線	31,808	39,310
Q10780	一般国道 13 号	秋田天王線	—	24,788	30,622
Q10790	一般国道 13 号	—	一般国道 7 号	18,571	23,155
Q11250	一般国道 105 号	一般国道 7 号	羽後本荘停車場線	14,042	17,553
Q11260	一般国道 105 号	—	一般国道 1-8 号	13,943	17,429
Q11270	一般国道 105 号	一般国道 107 号	—	10,488	13,110
Q11280	一般国道 105 号	—	—	15,448	19,310
Q11290	一般国道 105 号	—	一般国道 105 号(岩谷道路)	10,514	13,037
Q11300	一般国道 105 号	—	本荘岩城線	6,931	8,525
Q11310	一般国道 105 号	秋田雄和本荘線	横手大森大内線	4,133	5,084
Q11510	一般国道 105 号 (岩谷道路)	日本海沿岸東北自動車道 (本荘～岩城)	一般国道 105 号	10,926	13,548
Q12110	一般国道 341 号	秋田御所野雄和線	秋田雄和本荘線	2,095	2,556
Q12120	一般国道 341 号	秋田市・由利本荘市境	市道(松ヶ崎亀田 IC アクセス道路)	430	482

注) 斜体で示した値は推定値である。

出典:「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(国土交通省 HP

<https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/index.html> 令和 8 年 2 月閲覧)

表 3.2-12(2) 主要道路の交通量

No.	路線名	調査区間		自動車類交通量(台)	
		起点	終点	12 時間 (昼間)	24 時間
Q40120	秋田雄和本荘線	一般国道 13 号	秋田雄和本荘線	6, 144	7, 557
Q40130	秋田雄和本荘線	—	寺内新屋雄和線	3, 730	4, 551
Q40140	秋田雄和本荘線	秋田空港線	—	3, 373	4, 115
Q40150	秋田雄和本荘線	—	雄和岩城線	1, 481	1, 762
Q40160	秋田雄和本荘線	雄和岩城線	—	2, 829	3, 451
Q40170	秋田雄和本荘線	一般国道 341 号	本荘西仙北角館線	1, 273	1, 502
Q40180	秋田雄和本荘線	秋田雄和本荘線	秋田御所野雄和線	4, 146	5, 058
Q40190	本荘西仙北角館線	秋田雄和本荘線	秋田市・大仙市境	497	562
Q40360	秋田八郎潟線	秋田岩見船岡線	秋田昭和線	9, 125	11, 315
Q40520	秋田停車場線	—	秋田岩見船岡線	19, 246	24, 250
Q40530	秋田停車場線	土崎港秋田線	秋田岩見船岡線	17, 349	21, 860
Q40535	秋田停車場線	秋田天王線	一般国道 7 号	21, 528	24, 767
Q40540	秋田岩見船岡線	一般国道 13 号	秋田停車場線	12, 443	15, 554
Q40550	秋田岩見船岡線	秋田停車場線	秋田八郎潟線	13, 372	16, 715
Q40560	秋田岩見船岡線	秋田八郎潟線	秋田昭和線	12, 439	15, 424
Q40570	秋田岩見船岡線	—	太平山八田線	3, 729	4, 549
Q40580	秋田岩見船岡線	河辺阿仁線	河辺阿仁線	688	784
Q40690	横手大森大内線	神岡南外東由利線	神岡南外東由利線	1, 087	1, 272
Q40730	神岡南外東由利線	大仙市・由利本荘市境	由利本荘市・横手市境	502	562
Q41000	秋田昭和線	秋田御所野雄和線	一般国道 13 号	24, 687	31, 599
Q41010	秋田昭和線	—	秋田北野田線	21, 393	27, 169
Q41020	秋田昭和線	秋田岩見船岡線	—	18, 256	23, 003
Q41030	秋田昭和線	—	秋田八郎潟線	13, 490	16, 863
Q41110	雄和岩城線	秋田雄和本荘線	秋田市・由利本荘市境	1, 481	1, 762
Q41120	雄和岩城線	雄和岩城線	一般国道 7 号	2, 454	2, 994
Q41130	雄和岩城線	日本海東北自動車道	雄和岩城線	887	1, 029
Q41140	秋田空港線	秋田空港東線	秋田御所野雄和線	3, 538	4, 316
Q41160	横手東由利線	一般国道 13 号	一般国道 1－7 号	6, 131	7, 541
Q41220	本荘大内線	本荘岩城線	横手大森大内線	137	153
Q41440	秋田天王線	一般国道 7 号	寺内新屋雄和線	6, 599	8, 117
Q41450	秋田天王線	—	一般国道 13 号	15, 487	19, 359
Q41452	秋田天王線	一般国道 13 号	秋田岩見船岡線	18, 539	23, 359
Q41455	秋田天王線	秋田停車場線	秋田操車場線	25, 811	33, 038
Q41460	秋田天王線	秋田操車場線	秋田北インター線	24, 889	31, 858
Q41610	秋田御所野雄和線	一般国道 13 号	—	15, 608	19, 510
Q41620	秋田御所野雄和線	秋田雄和本荘線	秋田昭和線	9, 820	12, 177
Q41630	秋田御所野雄和線	秋田御所野雄和線	秋田御所野雄和線	6, 943	8, 540
Q41640	秋田御所野雄和線	秋田御所野雄和線	秋田御所野雄和線	3, 900	4, 797
Q41650	秋田御所野雄和線	秋田空港線	一般国道 341 号	2, 453	2, 993
Q41660	秋田御所野雄和線	秋田御所野雄和線	秋田御所野雄和線	9, 866	12, 234
Q41670	秋田御所野雄和線	秋田北野田線	秋田御所野雄和線	2, 381	2, 905
Q41680	秋田御所野雄和線	秋田御所野雄和線	秋田空港線	1, 304	1, 539
Q41690	秋田御所野雄和線	日本海東北自動車道	秋田御所野雄和線	4, 527	5, 568
Q41695	秋田御所野雄和線	秋田御所野雄和線	秋田御所野雄和線	4, 527	5, 568
Q41700	秋田北野田線	秋田停車場線	秋田北野田線	16, 120	19, 423
Q41720	秋田北野田線	秋田昭和線	秋田自動車道	12, 389	15, 486
Q41730	秋田北野田線	秋田自動車道	一般国道 13 号	2, 822	3, 415
Q41740	秋田北野田線	一般国道 13 号	秋田御所野雄和線	9, 802	12, 317
Q41800	寺内新屋雄和線	一般国道 7 号	一般国道 7 号	6, 677	8, 213
Q41810	寺内新屋雄和線	—	秋田天王線	6, 573	8, 085
Q41820	寺内新屋雄和線	一般国道 7 号	秋田天王線	8, 985	11, 141
Q41830	寺内新屋雄和線	川添下浜停車場線	秋田雄和本荘線	1, 223	1, 443
Q41920	本荘岩城線	本荘大内線	一般国道 1－5 号	476	533
Q41930	本荘岩城線	一般国道 1－5 号	一般国道 341 号	1, 943	2, 390
Q41990	秋田北インター線	土崎港秋田線	—	19, 334	24, 168

注) 斜体で示した値は推定値である。

出典: 「令和 3 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省 HP

<https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/index.html> 令和 8 年 2 月閲覧)

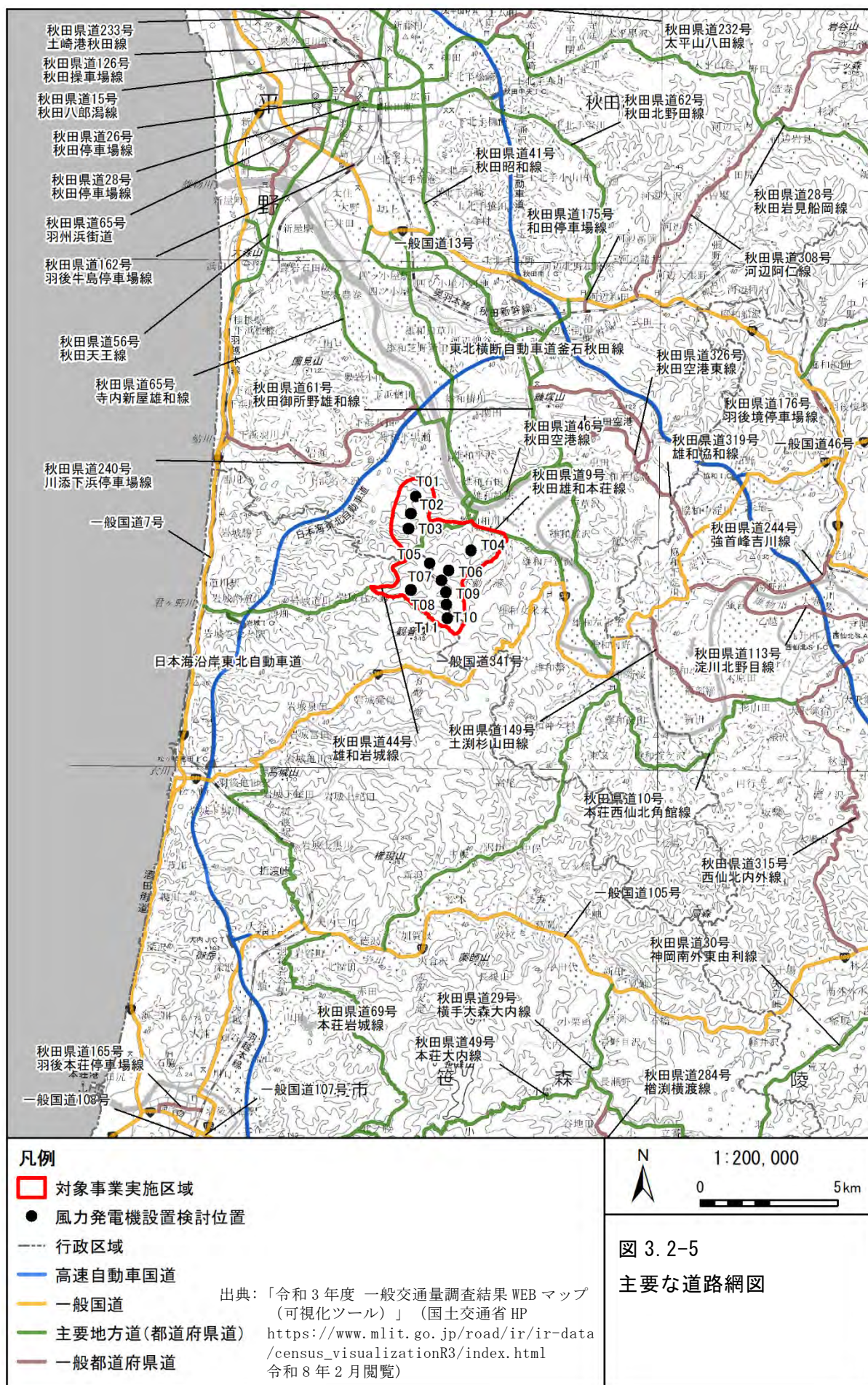
表 3.2-12(3) 主要道路の交通量

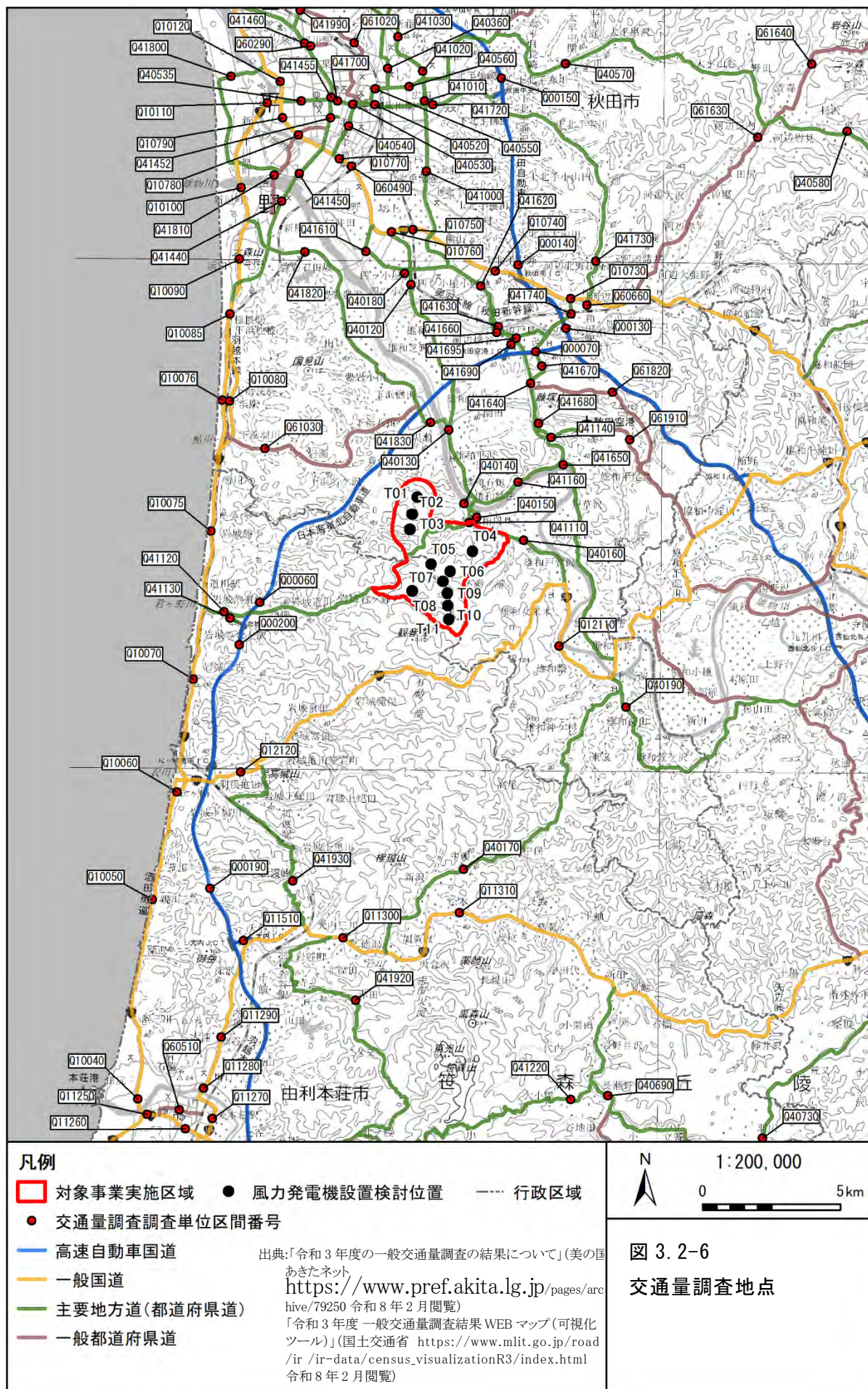
No	路線名	調査区間		自動車類交通量(台)	
		起点	終点	12 時間 (昼間)	24 時間
Q60290	秋田操車場線	—	秋田天王線	10,167	12,607
Q60490	羽後牛島停車場線	—	一般国道 13 号	3,140	3,799
Q60510	羽後本荘停車場線	—	一般国道 1-5 号	3,140	3,799
Q60660	西山生保内線	—	—	0	0
Q61020	土崎港秋田線	秋田北インター線	—	11,680	14,483
Q61030	川添下浜停車場線	寺内新屋雄和線	一般国道 7 号	495	554
Q61630	河辺阿仁線	一般国道 13 号	河辺阿仁線	2,965	3,588
Q61640	河辺阿仁線	秋田岩見船岡線	—	675	770
Q61820	雄和協和線	秋田御所野雄和線	秋田空港東線	1,276	1,506
Q61910	秋田空港東線	秋田空港線	雄和協和線	2,089	2,549

注) 斜体で示した値は推定値である。

出典:「令和 3 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省 HP

<https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/index.html> 令和 8 年 2 月閲覧)





2) 鉄道の状況

社会的状況の調査範囲における鉄道の敷設状況は、図 3.2-7 のとおりである。

対象事業実施区域の北側から東側にかけては奥羽本線が敷設されており、盛岡駅から対象事業実施区域北側の秋田駅までは、秋田新幹線が運転されている。また、対象事業実施区域の西側には、秋田駅から南へ羽越本線が敷設されている。

3) 空港の状況

社会的状況の調査範囲には表 3.2-13 のとおり秋田空港が存在しており、空港の位置は図 3.2-8 のとおりである。対象事業実施区域と秋田空港は 5km 程度以上離れている。

また、秋田空港における輸送実績の状況は、表 3.2-14 のとおりである。

表 3.2-13 空港の状況

空港名	設置管理者	位置	面積	滑走路 (長さ×幅)	運用時間 (利用時間)
秋田空港	(設置者) 国土交通大臣、 (管理者) 秋田県	秋田県 秋田市	161ha	2,500m×60m	15 時間 (7:00～22:00)

出典：「秋田空港」(国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000310.html 令和 8 年 2 月閲覧)

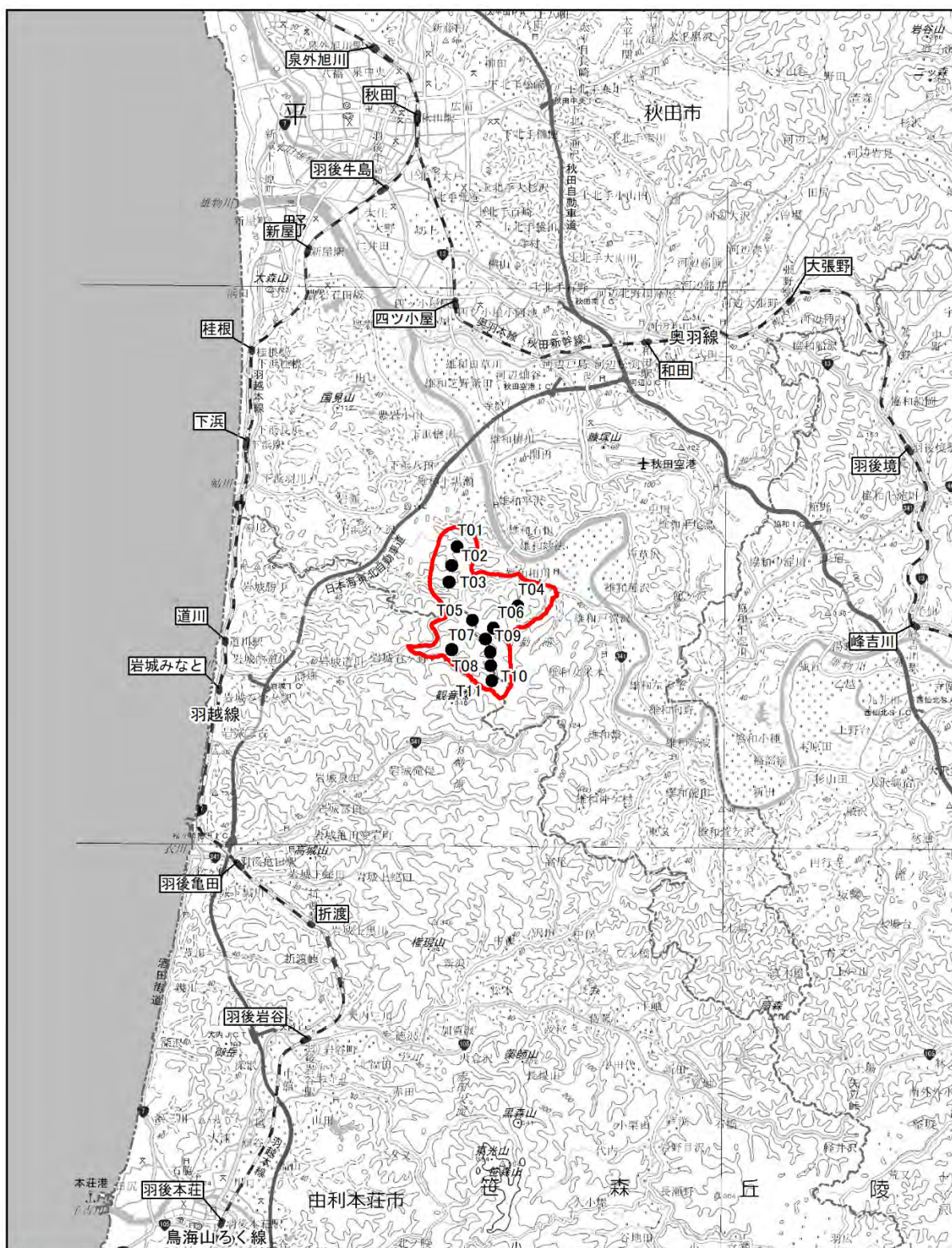
表 3.2-14 輸送実績の状況

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
乗降客数 (人)	国際	0	0	0	11,208	33,355
	国内	278,549	422,673	956,016	1,197,360	1,236,540
	合計	278,549	422,673	956,016	1,208,568	1,269,895
貨物取扱量 (t)	国際	0	0	0	0	0
	国内	427	518	478	534	607
	合計	427	518	478	534	607
着陸回数 (回)	国際	0	0	1	36	103
	国内	4,771	5,994	8,752	8,930	8,804
	合計	4,771	5,994	8,753	8,966	8,967

注 1) 国際線乗降客数には、通過客を含む。

注 2) 発着回数は、着陸回数の概ね 2 倍である。

出典：「秋田空港」(国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000310.html 令和 8 年 2 月閲覧)



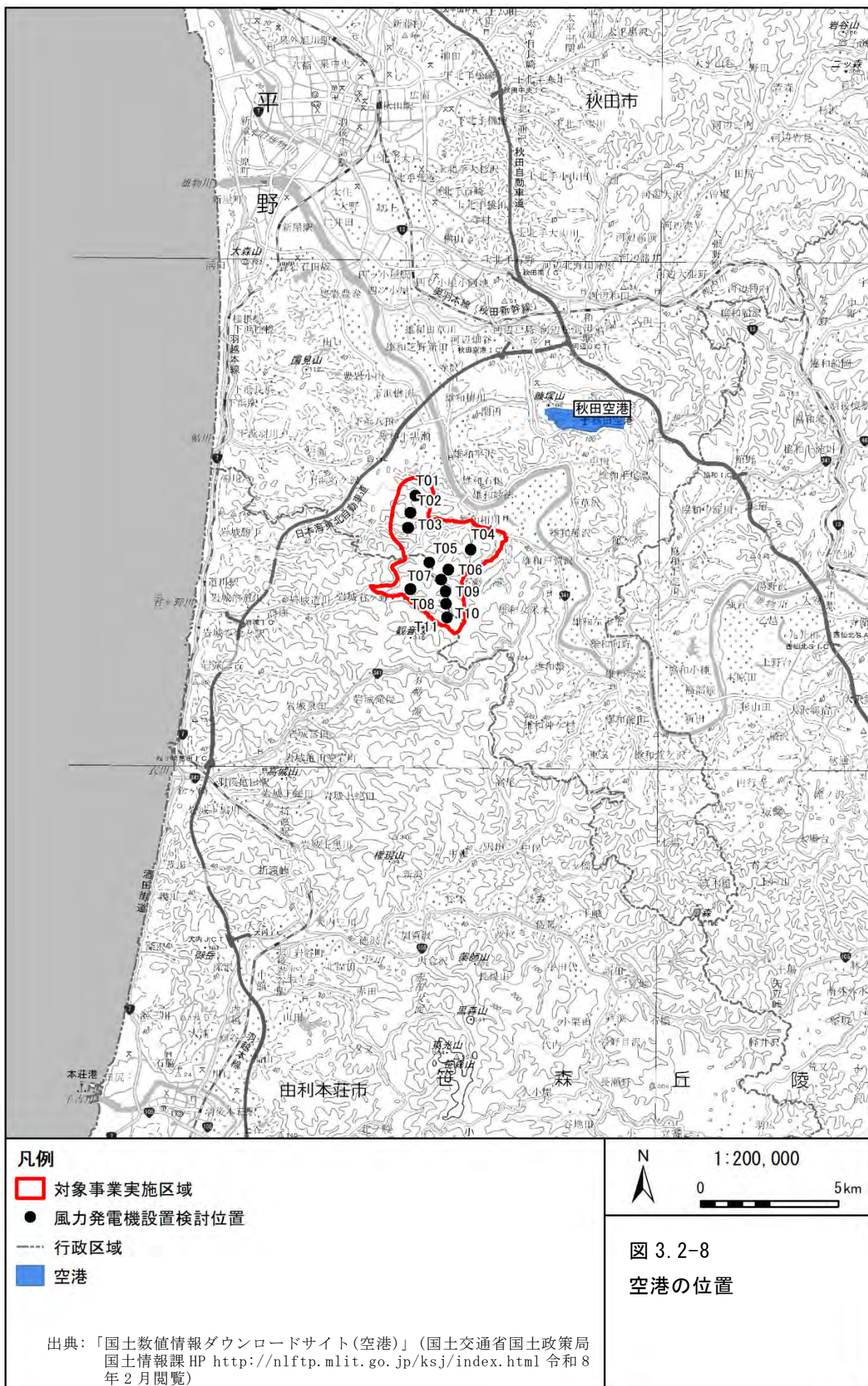
凡例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置検討位置
- 行政区域
- 鉄道 駅
- 鉄道

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト(空港)」(国土交通省国土政策局
 国土情報課 HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>
 (令和8年5月閲覧)

N 1:200,000
 0 5km

図 3.2-7
 鉄道の敷設状況



3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設

社会的状況の調査範囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、図 3.2-9 のとおりであり、社会的状況の調査範囲には学校施設が 148 施設、医療施設が 294 施設、福祉施設が 813 施設存在する。

なお、表 3.2-15 のとおり、風力発電機設置検討位置から約 2.1km に学校施設、約 2.4km に学校施設、約 1.9km に福祉施設が存在する。

表 3.2-15 対象事業実施区域付近の施設

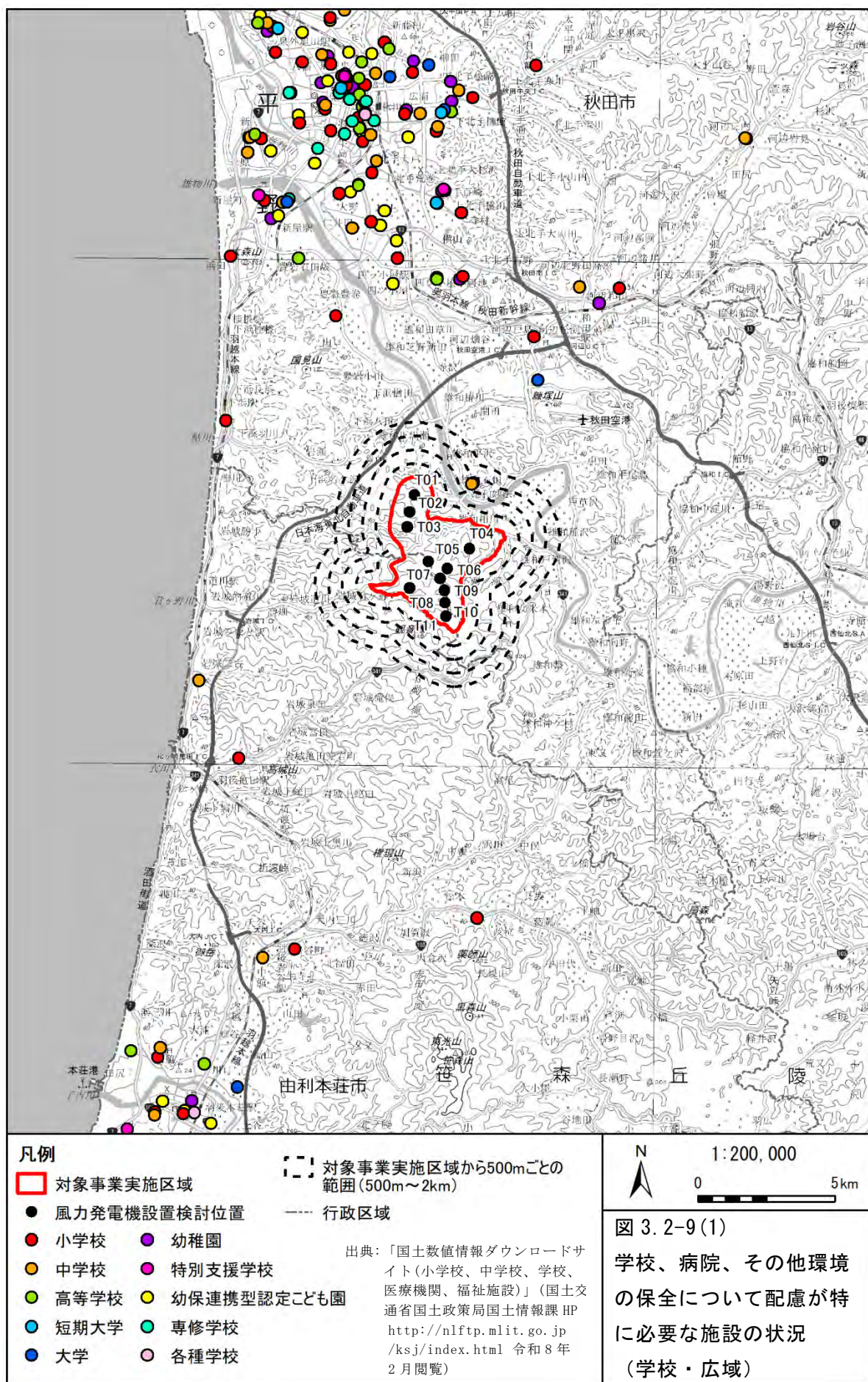
施設	詳細図内 番号	名称	所在地	風力発電機 からの距離
【学校施設】	35	秋田市立雄和小学校	秋田市	約 2.2km
	61	秋田市立雄和中学校	秋田市	約 2.1km
【医療施設】	176	いとう内科胃腸内科クリニック	秋田市	約 2.5km
	179	特別養護老人ホーム花の家(診療所)	秋田市	約 2.4km
	347	医療法人健雄会岩崎医院	秋田市	約 2.0km
【福祉施設】	500	ケアハウス花の家	秋田市	約 2.4km
	501	花の家短期入所生活介護事業所	秋田市	約 2.4km
	502	デイサービスセンター緑水苑	秋田市	約 2.2km
	671	秋田市雄和児童センター	秋田市	約 2.1km
	672	雄和児童センター	秋田市	約 2.1km
	846	雄高園	秋田市	約 2.1km
	869	家々	秋田市	約 1.9km
	994	子育て交流ひろば	秋田市	約 2.1km
	1006	花の家居宅介護支援事業所	秋田市	約 2.4km
	1007	特別養護老人ホーム花の家	秋田市	約 2.4km
	1008	雄和地域包括支援センター緑水苑	秋田市	約 2.2km

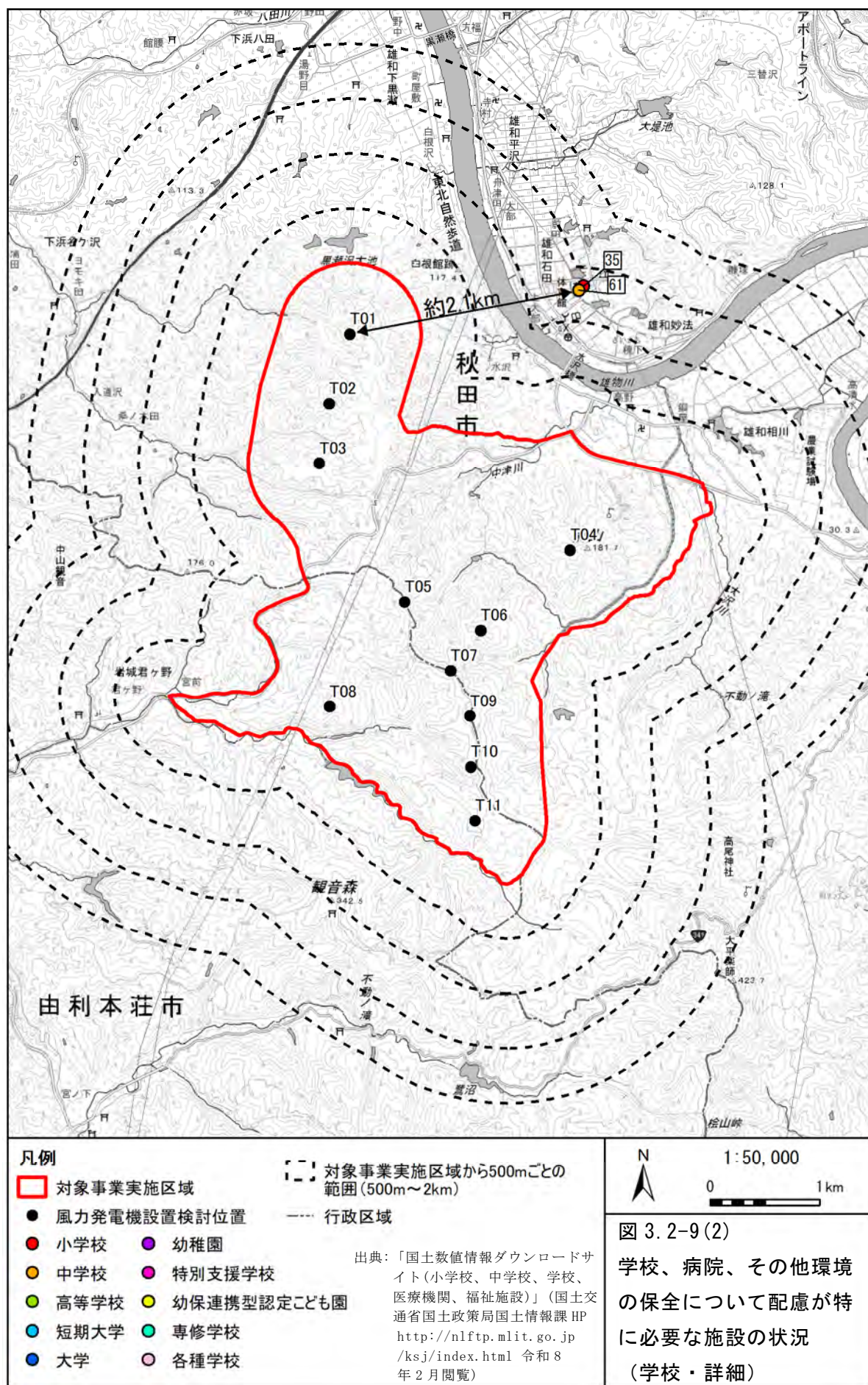
(2) 住宅の配置の概況

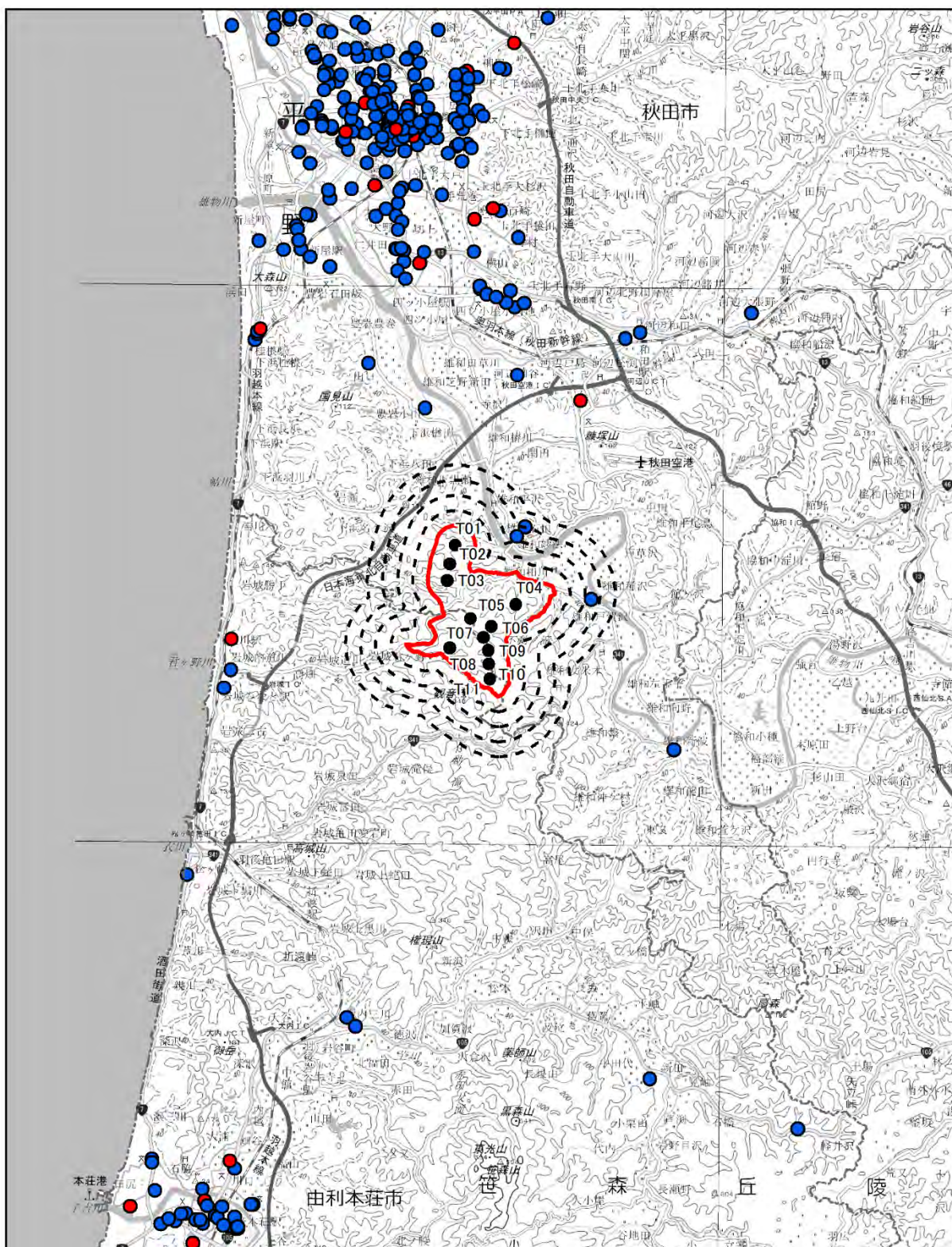
社会的状況の調査範囲における住宅の配置の状況は、図 3.2-10 のとおりである。

対象事業実施区域の周囲では、秋田市及び由利本荘市市街地に住宅密集地が存在しているほか、対象事業実施区域内にも一部点在しており、最も近接している住宅は風力発電機から約 1km となっている。

なお、「由利本荘市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」を踏まえ、環境への配慮として、住宅から約 450m～591m 以上の離隔を設ける等、現地調査、予測結果を踏まえ、風力発電機は住居等から可能な限り離隔を取る計画とする。







凡例

対象事業実施区域

対象事業実施区域から500mごとの
範囲(500m~2km)

● 風力発電機設置検討位置

行政区域

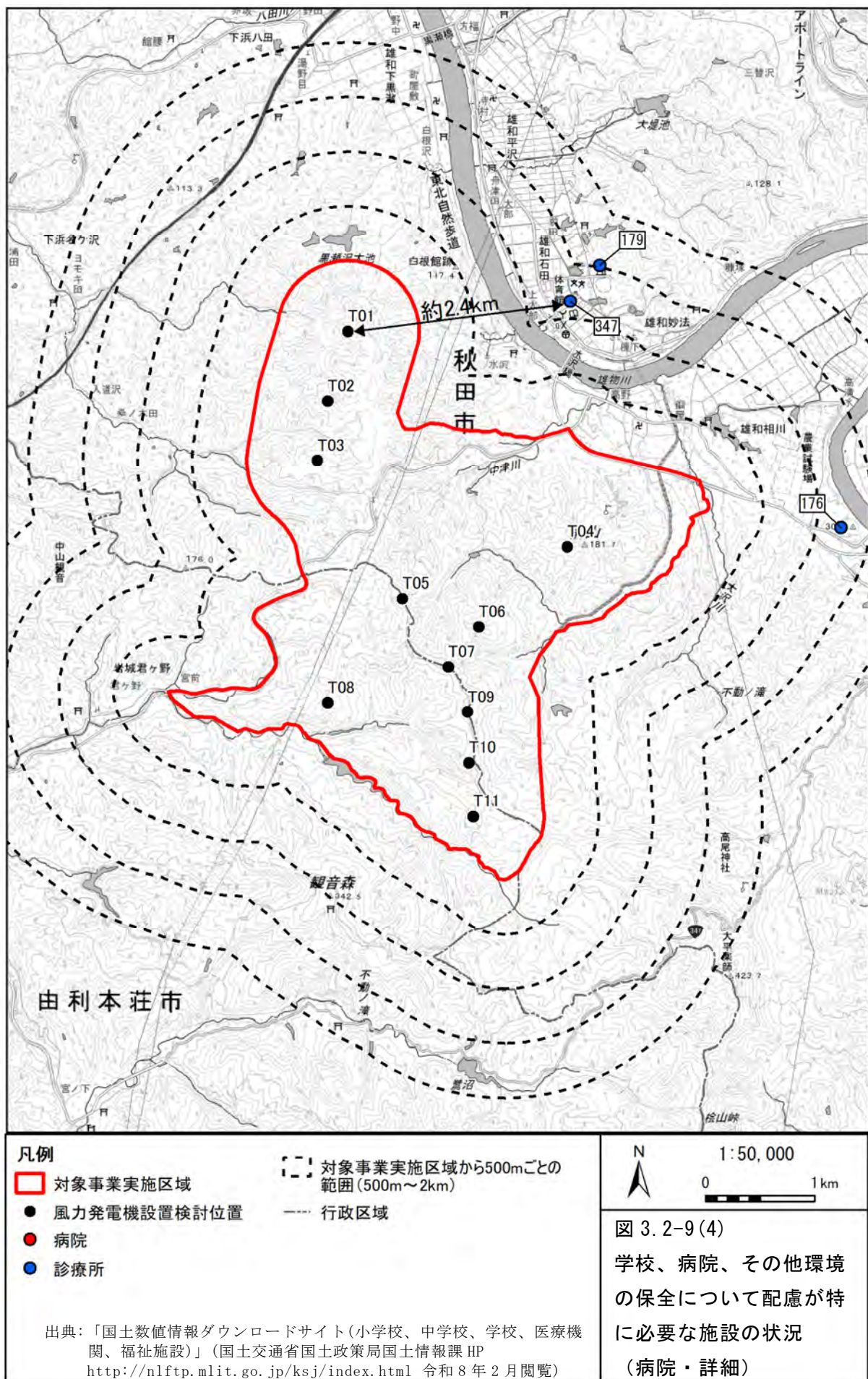
● 病院

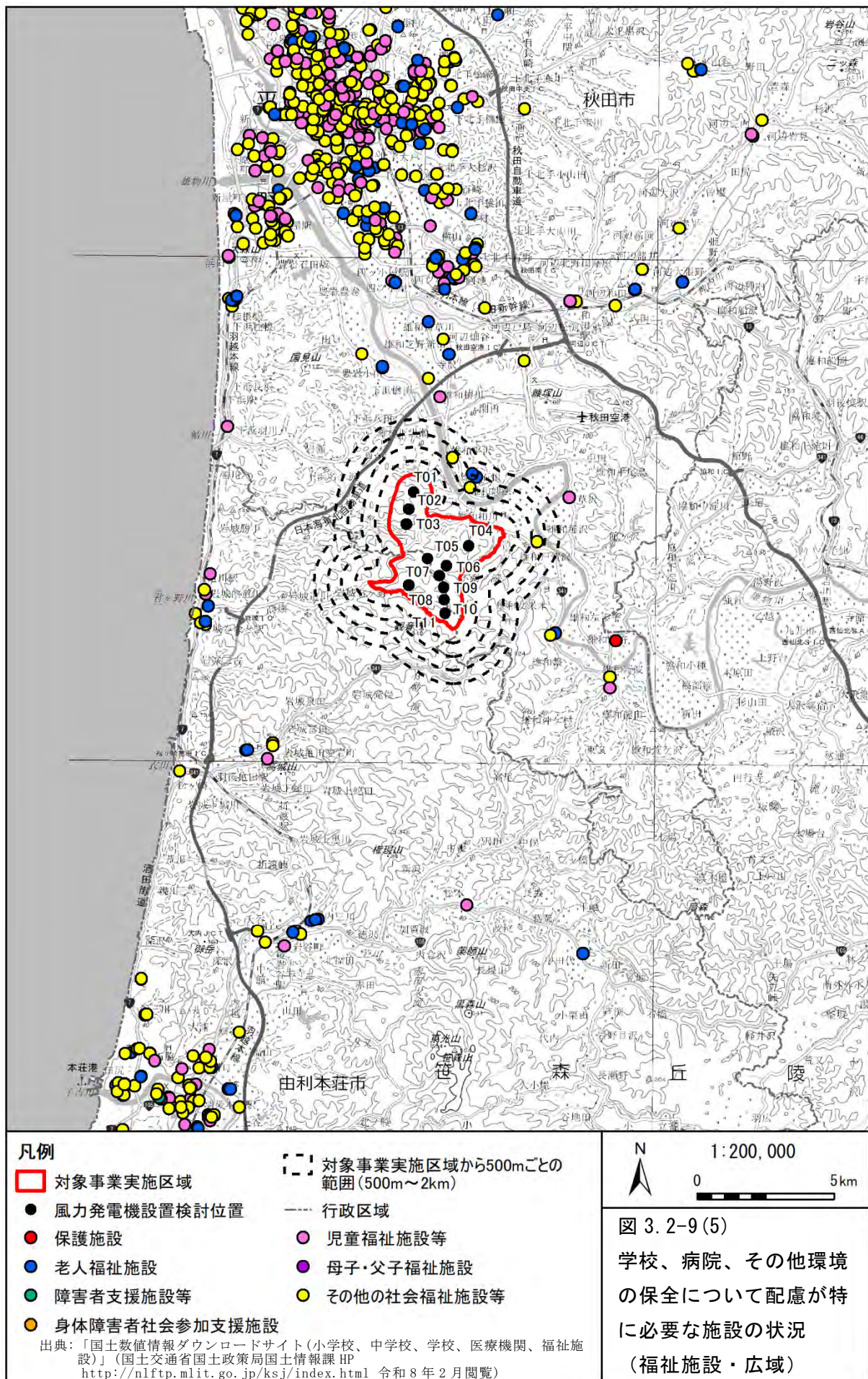
● 診療所

出典:「国土数値情報ダウンロードサイト(小学校、中学校、学校、医療機関、福祉施設)」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html> 令和8年2月閲覧)

N 1:200,000
0 5km

図 3.2-9(3)
学校、病院、その他環境
の保全について配慮が特
に必要な施設の状況
(病院・広域)





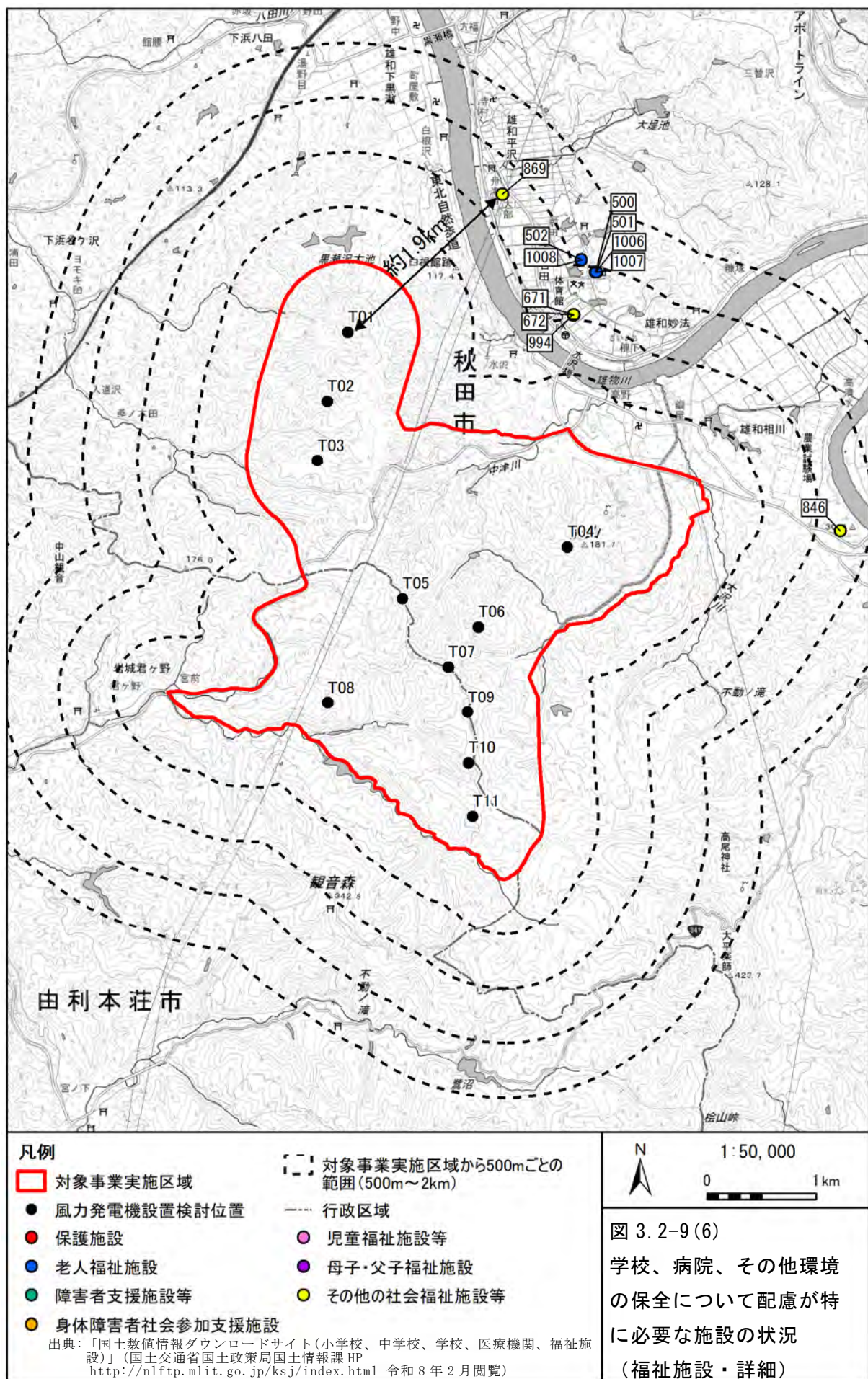
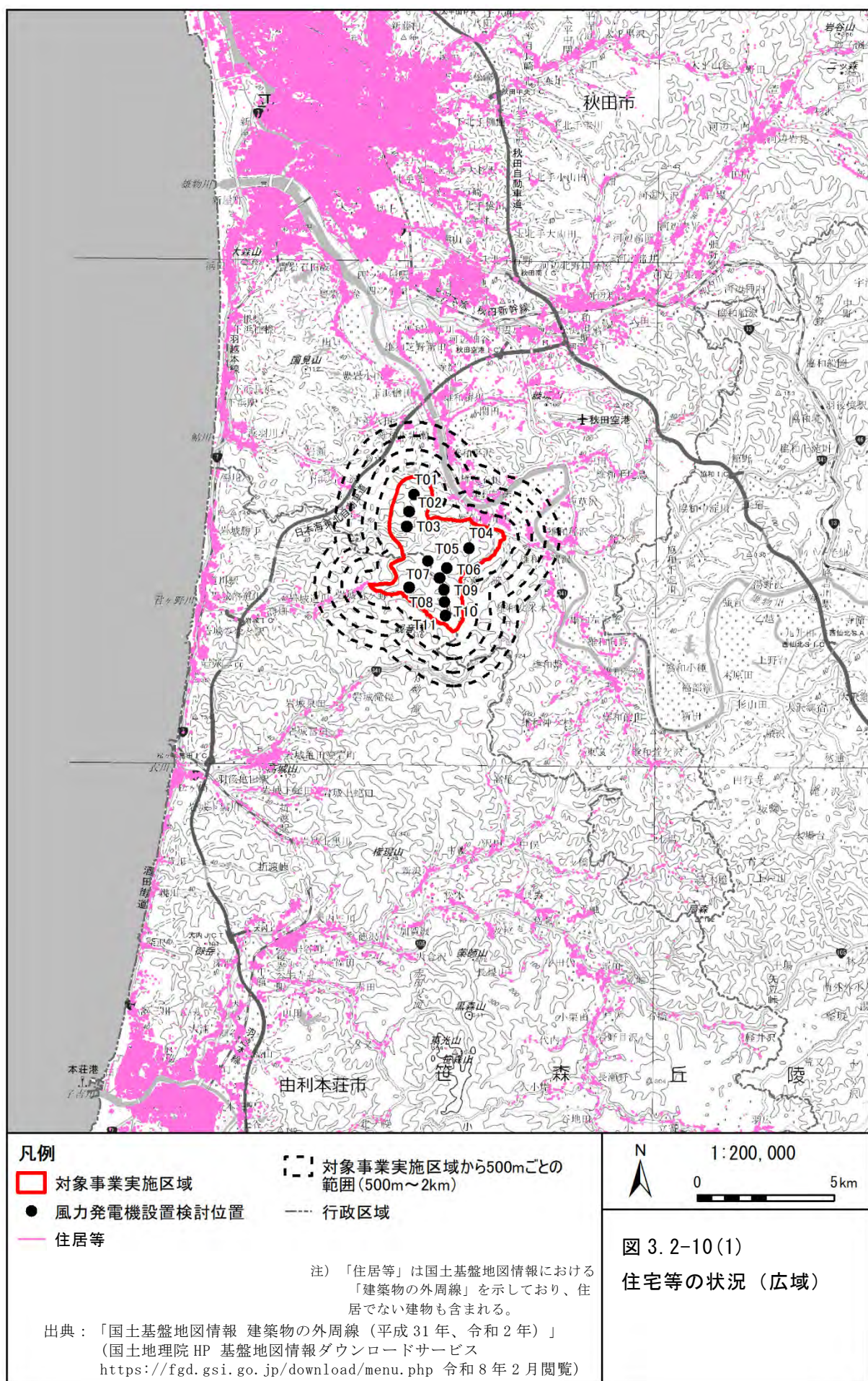
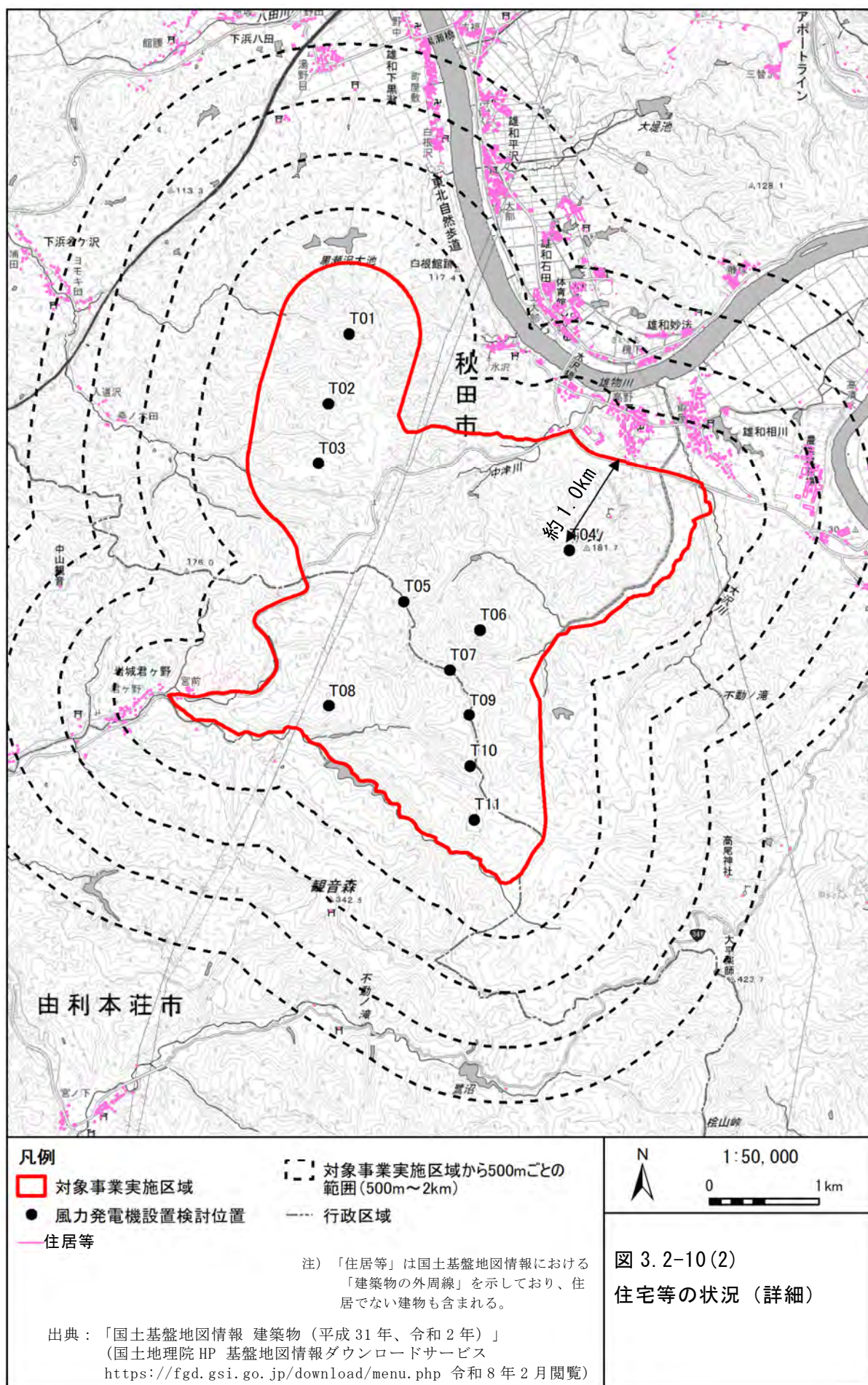


図 3.2-9(6)
学校、病院、その他環境
の保全について配慮が特
に必要な施設の状況
(福祉施設・詳細)





(白紙のページ)

3.2.6 下水道の整備状況

調査対象市町村の下水道と汚水処理の処理人口及び普及率は、表 3.2-16 及び表 3.2-17 のとおりである。

令和 6 年度末の公共下水道の整備率は、秋田市 98.2%、由利本荘市 100.0%、秋田県 97.0% であり、普及率は秋田市 96.1%、由利本荘市 48.5%、秋田県 69.6% となっている。

由利本荘市では公共下水道の普及率が 50% 以下と低くなっているが、農業集落排水による処理が 26.4%、合併処理浄化槽による処理が 16.5% となっており、これらを含めると、汚水処理人口から見た普及率は 93.2% となっている。

表 3.2-16 調査対象市町村の下水道・汚水処理人口及び普及率（令和 6 年度末）

市・県	住民基本台帳人口（人）	計画区域内人口（人）	処理区域内人口（人）	整備率(*1) （%）	普及率(*2) （%）
秋田市	291,412	285,090	279,916	98.2	96.1
由利本荘市	69,800	33,820	33,820	100.0	48.5
秋田県	899,817	645,404	626,046	97.0	69.6

*1：整備率（%）＝計画区域内人口／住民基本台帳人口×100

*2：普及率（%）＝処理区域内人口／住民基本台帳人口×100

出典：「2025 あきたの下水道～資料編～」（令和 7 年 10 月 秋田県建設部下水道マネジメント推進課

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/665> 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-17 事業区分別汚水処理人口普及率（令和 6 年度末）

市・県	公共下水道		農業集落排水		漁・林・簡易・小規模		合併処理浄化槽		汚水処理人口合計	
	処理人口 （人）	普及率 （%）	処理人口 （人）	普及率 （%）	処理人口 （人）	普及率 （%）	処理人口 （人）	普及率 （%）	処理人口 （人）	普及率 （%）
秋田市	279,916	96.1	3,951	1.4	0	－	4,316	1.5	288,183	98.9
由利本荘市	33,820	48.5	18,434	26.4	1,296	1.9	11,524	16.5	65,074	93.2
秋田県	626,046	69.6	75,376	8.4	2,427	0.3	104,428	11.6	808,277	89.8

出典：「2025 あきたの下水道～資料編～」（令和 7 年 10 月 秋田県建設部下水道マネジメント推進課

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/665> 令和 8 年 2 月閲覧）

(白紙のページ)

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

調査対象市町村における一般廃棄物処理の状況は、表 3.2-18 のとおりである。

令和 5 年度の一般廃棄物の総排出量は、秋田市で 103,497t、由利本荘市で 24,738t、秋田県で 324,537t であった。

表 3.2-18 調査対象市町村の一般廃棄物処理の状況（令和 5 年度）

市町村	ごみ総排出量 (t)	ごみ処理量 (t)	中間処理後再生 利用量 (t)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t)
秋田市	103,497	100,897	13,211	20.2	3,671
由利本荘市	24,738	24,738	2,128	8.6	3,760
秋田県	324,537	321,990	29,526	13.9	31,846

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和 5 年度調査結果」（環境省 HP

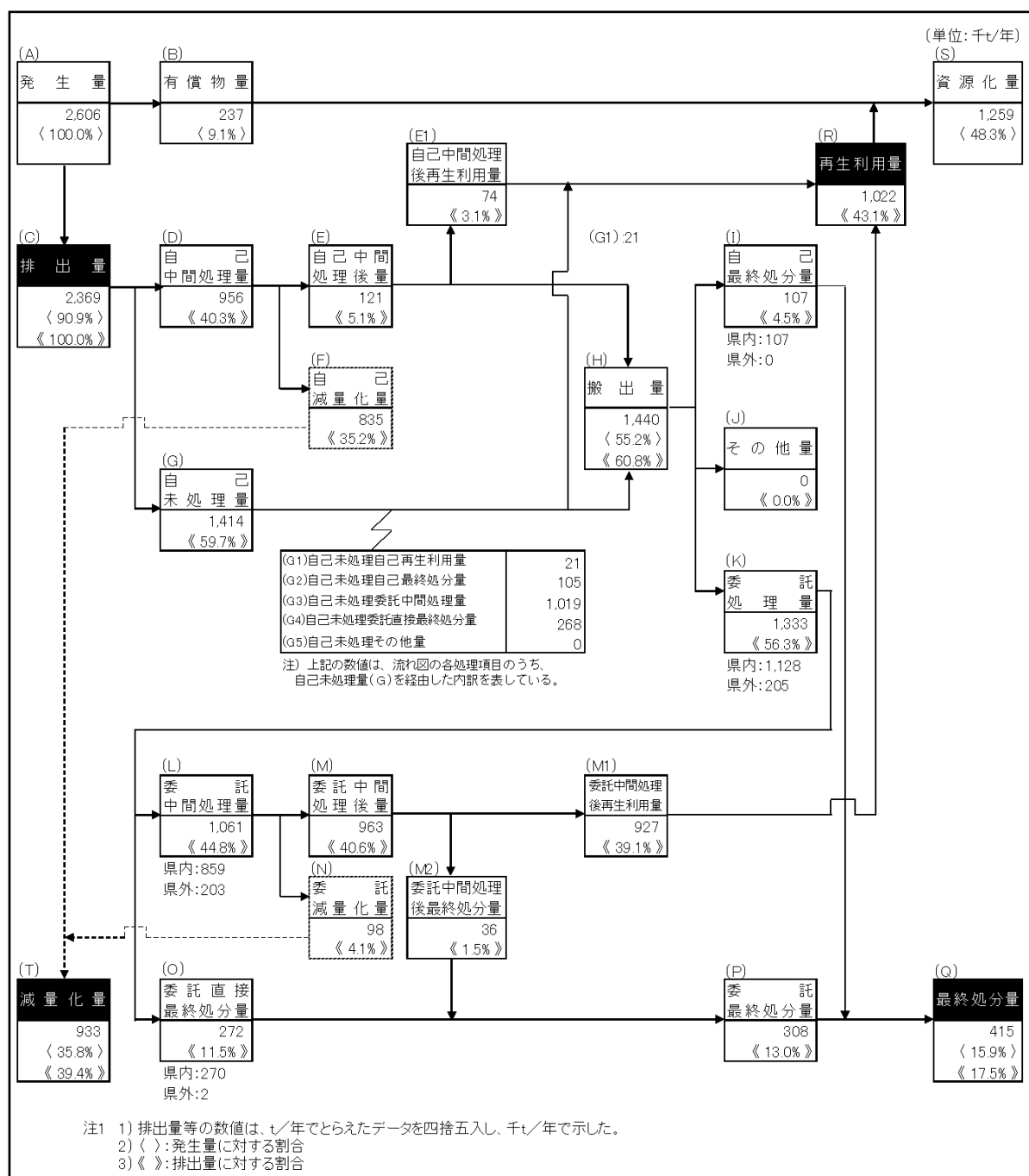
https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r3/index.html 令和 8 年 2 月閲覧)

(2) 産業廃棄物

令和 6 年度における秋田県の産業廃棄物の処理状況は、図 3.2-11 のとおりである。

産業廃棄物は年間 2,606 千 t 発生し、発生量から有償物量 237 千 t を除いた 2,369 千 t が排出されている。この内、再生利用された量が 1,022 千 t、減量化された量が 933 千 t、最終処分された量が 415 千 t となっている。

また、対象事業実施区域から 50km 以内にある廃棄物処理施設数は、表 3.2-19 及び図 3.2-12 のとおりであり、一般廃棄物処理施設が 58 箇所、産業廃棄物処理施設のうち、中間処理施設が 129 箇所、最終処分場が 6 箇所となっている。



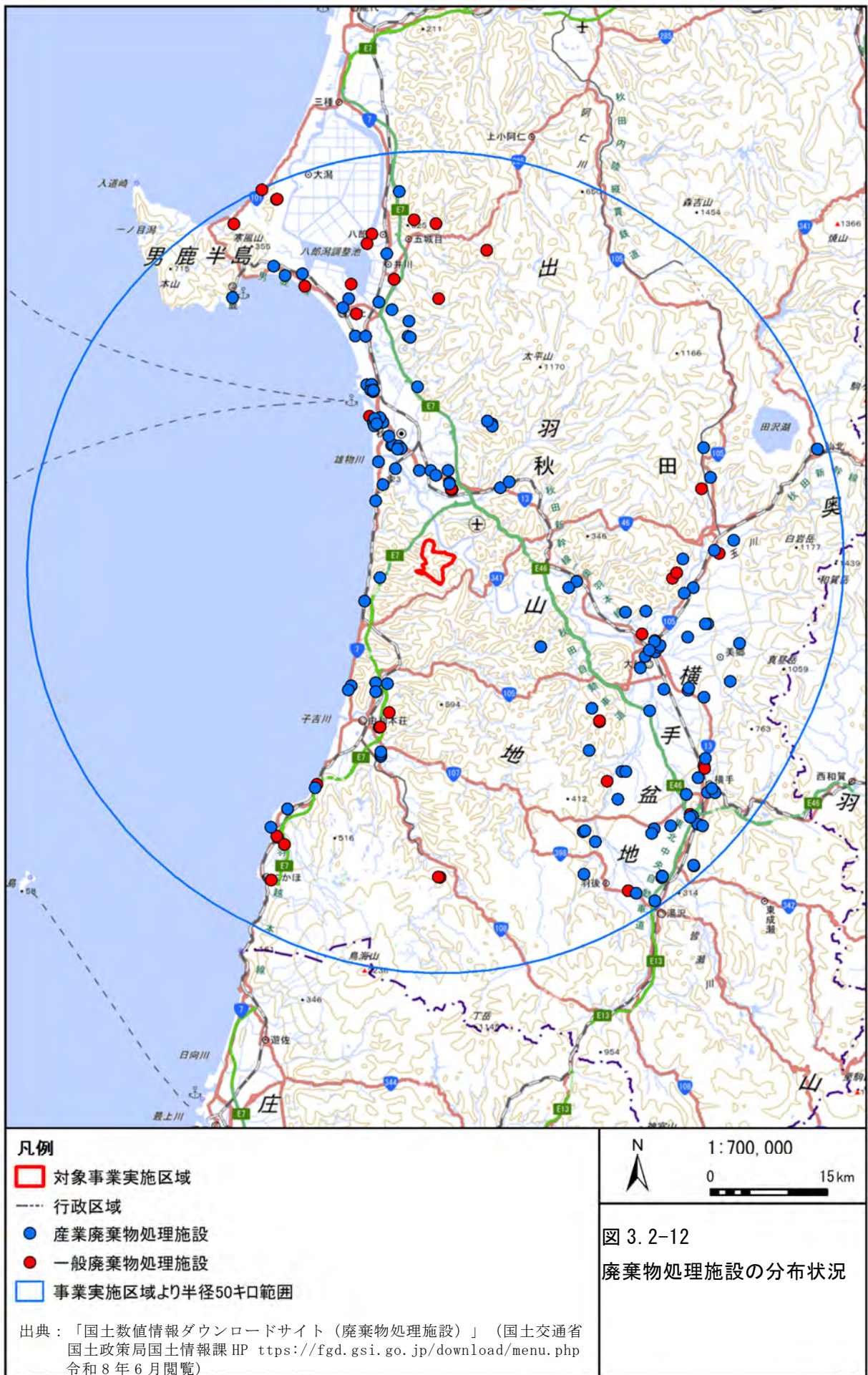
出典: 「令和7年度 秋田県産業廃棄物実態調査報告書(令和6年度実績)」(令和7年、秋田県)

図 3.2-11 産業廃棄物の発生及び処理状況(令和6年度)

表 3.2-19 廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町	一般廃棄物 処理施設	産業廃棄物処理施設	
			中間処理施 設	最終処分場
秋田 県	秋田市	6	39	5
	横手市	11	20	0
	男鹿市	6	4	0
	湯沢市	0	5	0
	由利本荘市	9	11	0
	潟上市	5	8	0
	大仙市	4	22	0
	にかほ市	6	4	0
	仙北市	4	6	0
	山本郡三種町	0	1	0
	南秋田郡五城目町	3	0	0
	南秋田郡八郎潟町	2	0	0
	南秋田郡井川町	1	1	0
	仙北郡美郷町	0	5	0
	雄勝郡羽後町	1	3	1
合計		58	129	6

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト（廃棄物処理施設）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP
<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php> 令和 8 年 6 月閲覧）



3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容、その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

1) 環境基本法に基づく環境基準等

(A) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-20、表3.2-21及び表3.2-22のとおりである。

なお、光化学オキシダントについては表3.2-23のとおり、光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針が定められている。

表3.2-20 大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、または、それ以下であること。
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。	
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。	
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。	
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	

出典1：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号、環境省 HP

<https://www.env.go.jp/kijun/taiki.html> 令和8年2月閲覧）

2：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号、環境省 HP

<https://www.env.go.jp/kijun/taiki2.html> 令和8年2月閲覧）

表 3.2-21 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号、
環境省 HP <https://www.env.go.jp/kijun/taiki3.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-22 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
備考 1. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境庁告示第 33 号、
環境省 <https://www.env.go.jp/kijun/taiki4.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-23 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。（昭和 51 年 8 月 13 日通知）

出典：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和 51 年 8 月 13 日 中央公害対策審議会、環境省 HP <https://www.env.go.jp/kijun/taiki.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

(B) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい条件として、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づき、表 3.2-24 「騒音に係る環境基準」、表 3.2-25 「航空機騒音に係る環境基準」が定められている。

秋田市では、表 3.2-26 及び図 3.2-13 のとおり、地域の類型ごとに各類型をあてはめる地域が指定されている。

なお、社会的状況の調査範囲では、都市計画の用途地域において指定されている。

表 3.2-24(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
	(6:00－22:00)	(22:00－6:00)
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注) 地域の類型の分類は、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の定めるところによる。

- 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号、環境省 HP
<http://www.env.go.jp/kijun/oto1-1.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-24(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
	(6:00－22:00)	(22:00－6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号、環境省 HP
<http://www.env.go.jp/kijun/oto1-1.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-24(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
	(6:00－22:00)	(22:00－6:00)
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下
備考 幹線道路を担う道路に近接する空間について、個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。		

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15m まで

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20m まで

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号、環境省 HP

<http://www.env.go.jp/kijun/oto1-1.html> 令和 8 年 2 月閲覧)

表 3.2-25 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	該当地域
I	57dB 以下	専ら住居の用に供される地域
II	62dB 以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月 27 日 環境庁告示第 154 号、環境省 HP

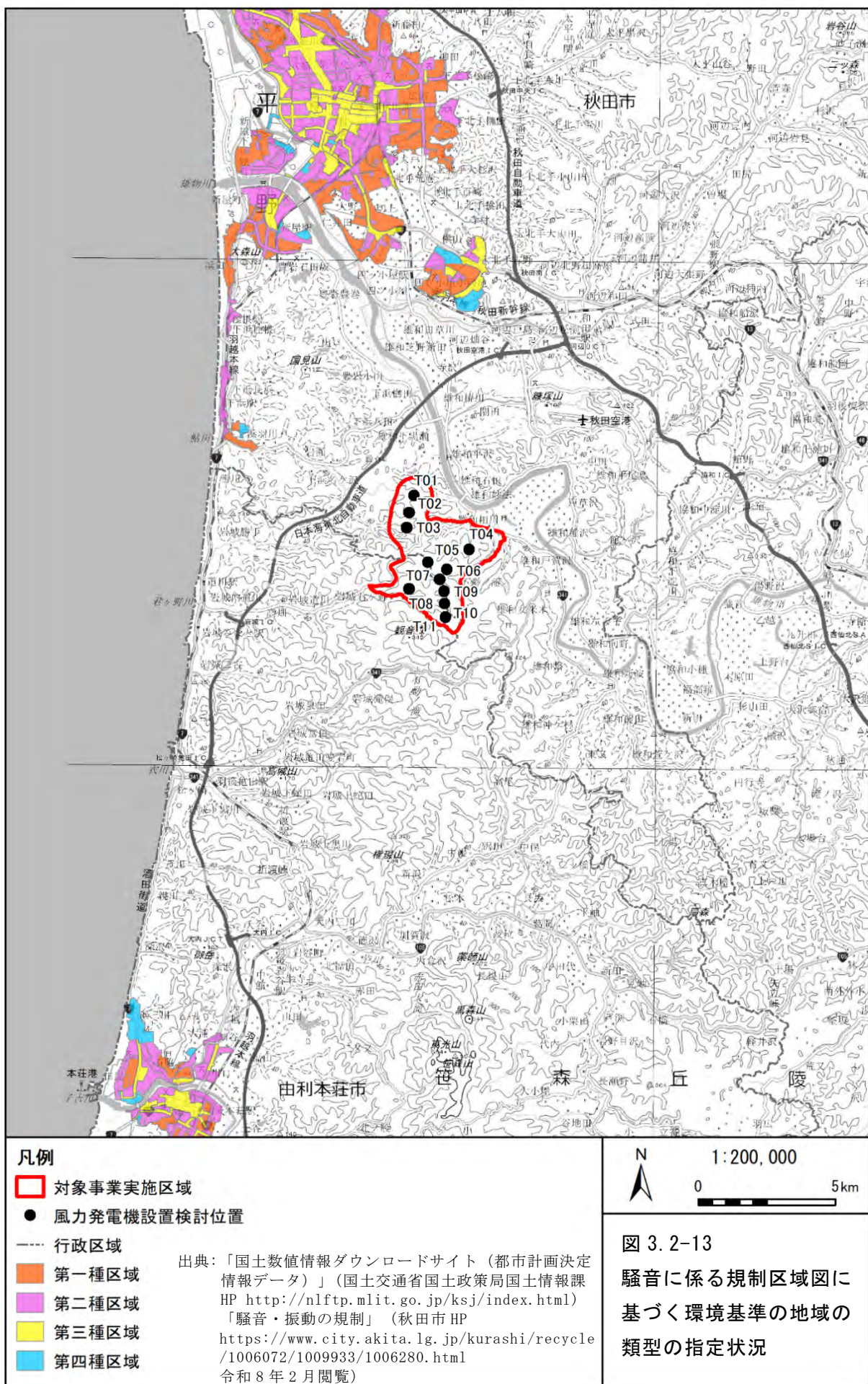
<http://www.env.go.jp/kijun/oto2.html> 令和 8 年 2 月閲覧)

表 3.2-26 秋田市の騒音に係る環境基準の地域の類型

平成24年4月1日秋田市告示第96号

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域および第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域および準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（臨港地区を除く。）および工業地域（臨港地区を除く。）
備考 1. この表において「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」および「工業地域」とは、それぞれ都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域をいう。 2. この表において、「臨港地区」とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号に掲げる臨港地区をいう。	

出典：「秋田市広報あきた 第 1044 号」（平成 24 年、秋田市）



(C) 水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）に基づき定められている。

環境基準のうち「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-27 のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-28 のとおり、各公共用水域につき利用目的等により水域類型が設けられ、基準値が定められている。

表 3.2-27 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、環境省 HP <https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html> 令和8年2月閲覧）

表 3.2-28(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

1) 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境 保全及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CEU/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級、及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級、及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業 用水及び E の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境 保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる）。
4. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 C F U / 100ml 以下とする。
5. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は 適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位は C F U（コロニー形成単位（Colony Forming Unit）） / 100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、一部改正 令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 35 号、環境省 HP <https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-28(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A または生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考				
1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、環境省 HP <https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-28(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、水産 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水産 3 級、工業用水 1 級、農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
備考 1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。 3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。 4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、または、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、環境省
<https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-28(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く）、水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道 3 級（特殊なもの）及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

注 3) 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

注 4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、環境省 HP <https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-28(5) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A または生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、環境省 HP

<https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html> 令和 8 年 2 月閲覧)

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考		
1. 基準値は、日間平均値とする。		
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、環境省 HP

<https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html> 令和 8 年 2 月閲覧)

(D) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-29 のとおりである。

表 3.2-29 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という。)K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号、環境省 HP

<https://www.env.go.jp/kijun/tika.html> 令和8年2月閲覧)

(E) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づき全国一律に定められており、その内容は、表 3.2-30 のとおりである。

表 3.2-30 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン （別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌環境基準 別表」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号、環境省 HP

<http://www.env.go.jp/kijun/dt1.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

(F) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）に基づき、表 3.2-31 に示す基準が全国一律に定められている。

表 3.2-31 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。	
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。	
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号、環境省 HP <http://www.env.go.jp/kijun/dioxin.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

2) 規制基準等

(A) 大気汚染に係る規制

(a) 大気汚染防止法に基づく排出基準

硫黄酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 6 月 22 日、厚生省・通商産業省令第 1 号）に基づき以下の式により算出される値が適用される。

K 値は、地域の区分ごとに異なっており、数字が小さくなればなるほど規制が厳しく、社会的状況の調査範囲では、秋田市（河辺及び雄和を除く）については 8.76、由利本荘市（それ以外の地域）は 17.5 となって $K=17.5$ となっている。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q：いおう酸化物の許容量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した m^3N/h ）

He：法施行規則に規定する方法により補正された排出口の高さ(m)

K：大気汚染防止法第 3 条第 2 項第 1 号で定める地域ごとの値

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

なお、社会的状況の調査範囲では、大気汚染防止法に基づく指定地域はない。

(B) 騒音に係る規制

(a) 騒音規制法に基づく基準等

騒音に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、規制地域が指定されている。

「特定工場等に関する騒音の規制基準」については表 3.2-32、「特定建設作業に係る騒音の規制基準」及び「自動車騒音の要請限度」については表 3.2-33 及び表 3.2-34 のとおりである。

社会的状況の調査範囲では、図 3.2-14 のとおり、都市計画の用途地域において騒音に係る規制地域が指定されている。

表 3.2-32 特定工場等に関する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分		朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (22:00～6:00)
		夕 (19:00～22:00)		
第 1 種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	40dB	45dB	40dB
第 2 種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	45dB	55dB	40dB
第 3 種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	55dB	65dB	50dB
第 4 種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	65dB	70dB	60dB
備考				
1. 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、昭和 61 年 3 月 28 日秋田県告示第 218 号（騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定）により、指定された第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。 2. デシベルとは、計量法[平成 4 年法律第 51 号]別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。 3. 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性（F A S T）を用いることとする。 4. 騒音の測定方法は、日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。 (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。 (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。 (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする				

出典：「騒音の規制基準」（秋田市 HP <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006072/1009933/1006284.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-33 特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	基準値	作業禁止時間	最大 作業時間数	最大 連続作業日数	作業禁止日
1号区域	85dB	19時～7時	10時間/日	6日	日曜日及び休日
2号区域		22時～6時	14時間/日		
備考： 1号区域 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は騒音規制法施行令第4条第2項に規定する市の長が指定した区域 イ：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ロ：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ハ：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。 ニ：学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。 2号区域 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、1号区域以外の区域					

出典：「騒音の規制基準」（秋田市 HP、閲覧：令和8年2月）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、環境省 HP
<https://www.env.go.jp/hourei/07/000050.html> 令和8年2月閲覧）

表 3.2-34 自動車騒音の要請限度

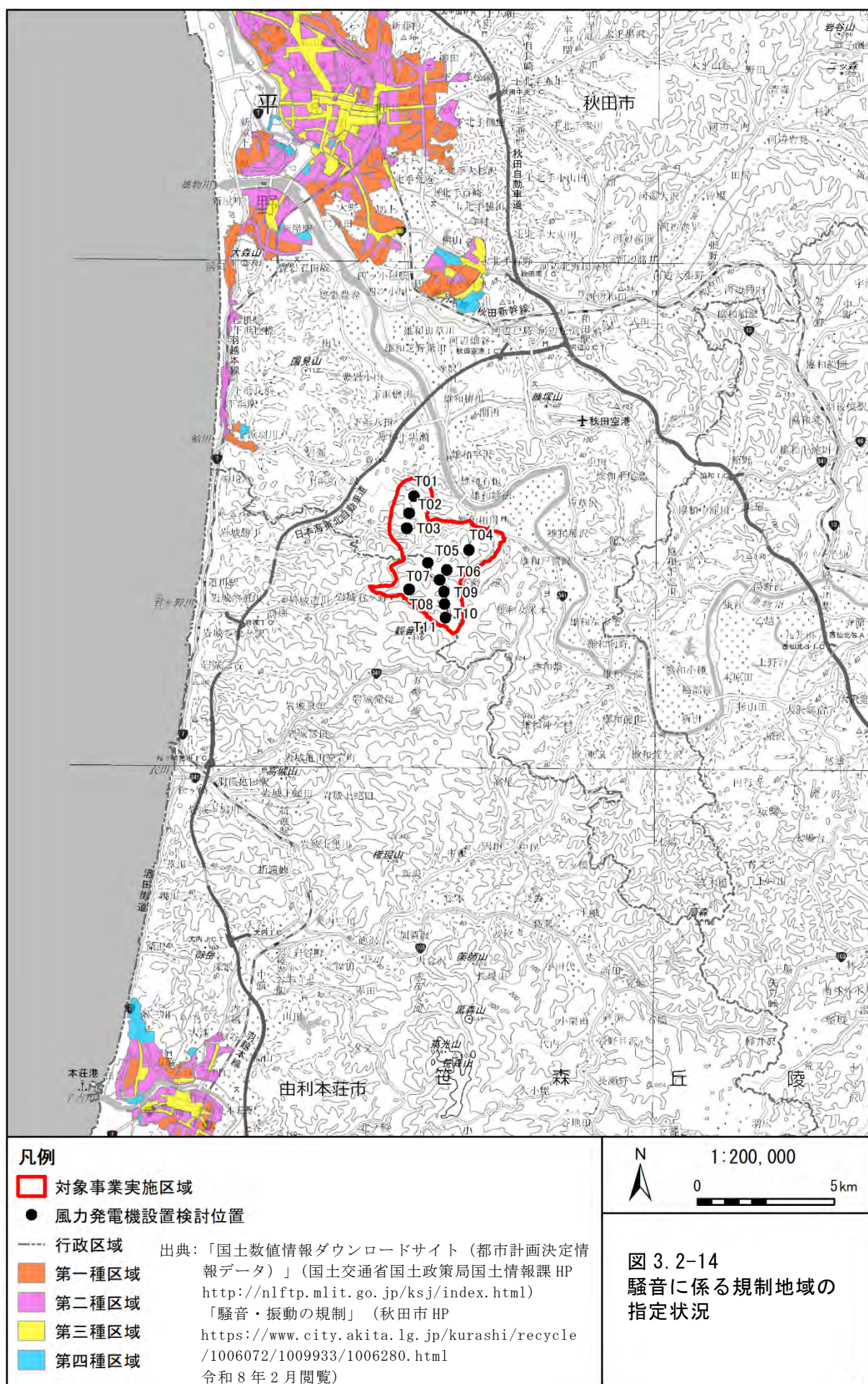
区 域 の 区 分	時間の区分	
	昼間	夜間
	6:00～22:00	22:00～6:00
・A区域及びB区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
・A区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
・B区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域 ・C区域のうち、車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下

A区域：騒音規制法に基づく第1種区域・第2種区域（第2種区域にあっては、都市計画法による第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域に限る）

B区域：騒音規制法に基づく第2種区域（A区域を除く）

C区域：騒音規制法に基づく第3種区域・第4種区域（両区域とも工業専用地域を除く）

出典：「騒音の規制基準」（秋田市 HP 令和8年2月閲覧）



(a) 振動規制法に基づく基準等

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）に基づき、「工場・事業場の特定施設からの振動の規制基準」、「特定建設作業の振動に関する規制基準」及び「道路交通振動の要請限度」が定められており、規制地域が指定されている。

「工場・事業場の特定施設からの振動の規制基準」については表 3.2-35、「特定建設作業の振動に関する規制基準」及び「道路交通振動の要請限度」については表 3.2-36 及び表 3.2-37 のとおりである。

社会的状況の調査範囲では、図 3.2-15 のとおり、秋田市の都市計画区域の用途地域が振動に係る規制地域に指定されている。

表 3.2-35 工場・事業場の特定施設からの振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB
備考 1. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、平成 11 年秋田市告示第 47 号（振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定）により、それぞれ指定された第 1 種区域及び第 2 種区域をいう。 2. 区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートル内においては、それぞれ規制値から 5 デシベルを減じた値を適用するものとする。		

注）規制基準の振動レベルの決定は、次のとおりとする。

1. 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
2. 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
3. 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端値（ L_{10} ）とする。

出典：「振動の規制基準」（秋田市 HP

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006072/1009933/1006283.html> 令和 8 年 2 月閲覧)

表 3.2-36 特定建設作業の振動に関する規制基準

区域の区分	基準値	作業禁止時間	最大 作業時間数	最大 連続作業日 数	作業禁止日
1号区域	75dB	19時～7時	10時間/日	6日	日曜日及び休日
2号区域		22時～6時	14時間/日		
備考： 1号区域 振動規制法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については市長。）が指定した区域 イ：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ロ：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ハ：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。 ニ：学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。 2号区域 振動規制法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、1号区域以外の区域					

注）規制基準は80％レンジの上端値（ L_{10} ）である。

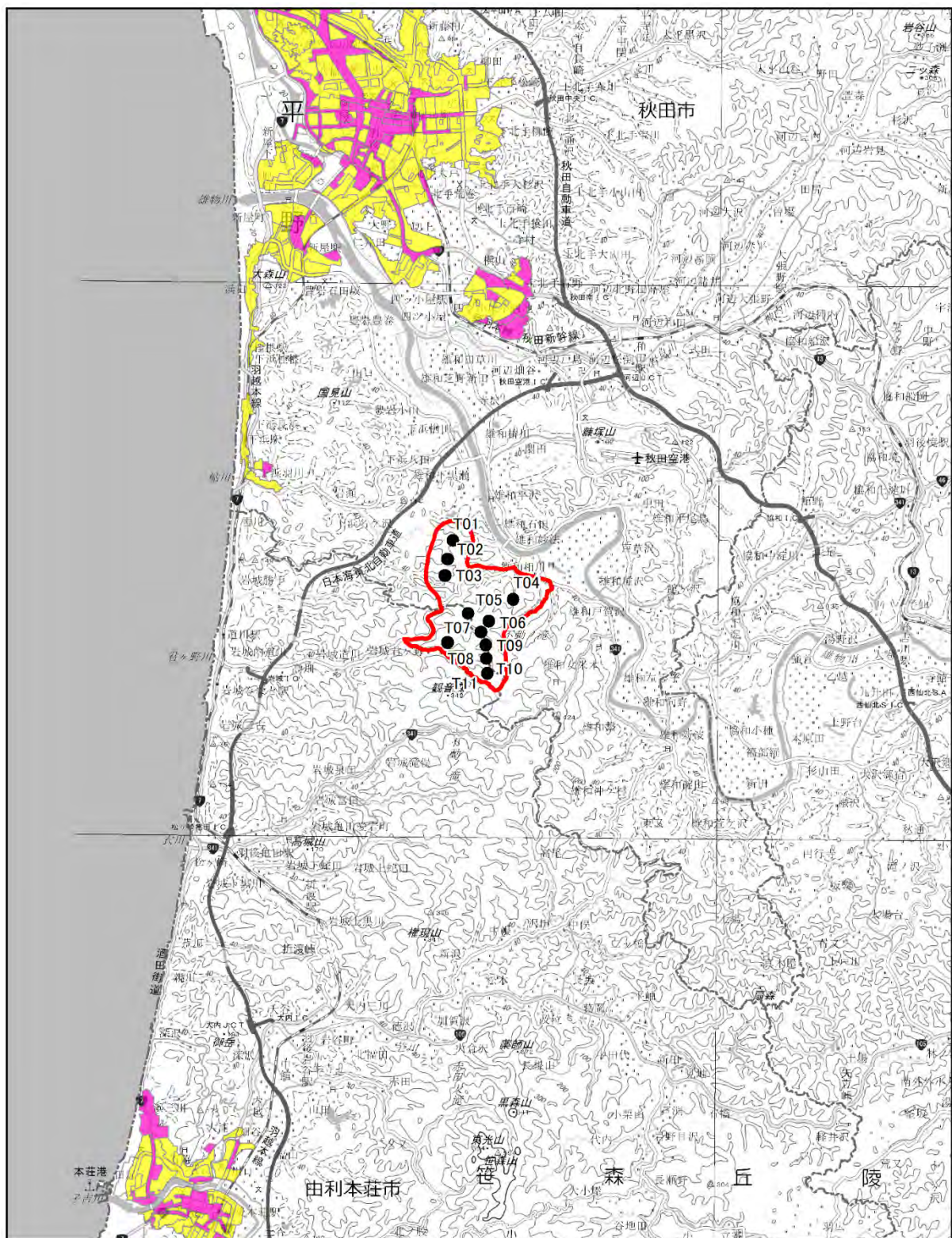
出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

表 3.2-37 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB
備考 第1種区域： 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 第2種区域： 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域		

注）要請限度は80％レンジの上端値（ L_{10} ）である。

出典：「振動の規制基準」（秋田市HP 令和8年2月閲覧）



凡例

対象事業実施区域

● 風力発電機設置検討位置

行政区域

第一種区域

第二種区域

出典:「国土数値情報ダウンロードサイト(都市計画決定情報データ)」(国土交通省国土政策局国土情報課
HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)
騒音・振動の規制(秋田市HP
<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006072/1009933/1006280.html>
令和8年2月閲覧)

N 1:200,000
0 5km

図 3.2-15
振動に係る規制地域の
指定状況

(a) 悪臭防止法に基づく基準

悪臭については、「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）第 3 条及び第 4 条に基づいて、都道府県知事（政令市長）が規制地域及び規制基準を指定することとされている。

対象事業実施区域が位置する秋田市では、さらに臭気指数調査により調査を実施している。「悪臭防止法」により工場、事業場から排出される悪臭原因物質のうち、敷地境界について 22 物質、気体排出口について 13 物質、排水水について 4 物質の規制が市によって行われている。その規制基準は、表 3.2-38 のとおりである。「秋田市公害防止条例」では、飲食店や食品製造業から発生する悪臭苦情に対応するため、表 3.2-39 のとおり、臭気指数による指導基準を設けている。

社会的状況の調査範囲では、図 3.2-16 のとおり、秋田市の都市計画区域が、悪臭に係る規制地域に指定されている。

表 3.2-38 悪臭規制基準（事業場の敷地境界の地表における規制基準）

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)	特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

注）基準値は、悪臭防止法第 4 条に基づいて秋田市における値として定められている。（平成 11 年秋田市告示第 52 号）
出典：「悪臭防止法に基づく規制基準」（秋田市 HP <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006072/1010871/1006258.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-39(1) 悪臭防止法に基づく事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準（第 2 号規制）

表 3.2-38(1) で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第 3 条に定める方法により、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに算出して得た流量。

出典：「悪臭防止法に基づく規制基準」（秋田市 HP、令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-39(2) 悪臭防止法に基づく事業場の排水の敷地外における規制基準（第 3 号規制）

表 3.2-38(1) で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第 4 条に規定する方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排水中の濃度の値。ただし、メチルメルカプタンは、環境省令第 4 条の規定により算出した排水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合は、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

出典：「悪臭防止法に基づく規制基準」（秋田市 HP、令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-39(3) 秋田市公害防止条例に基づく悪臭の指導基準

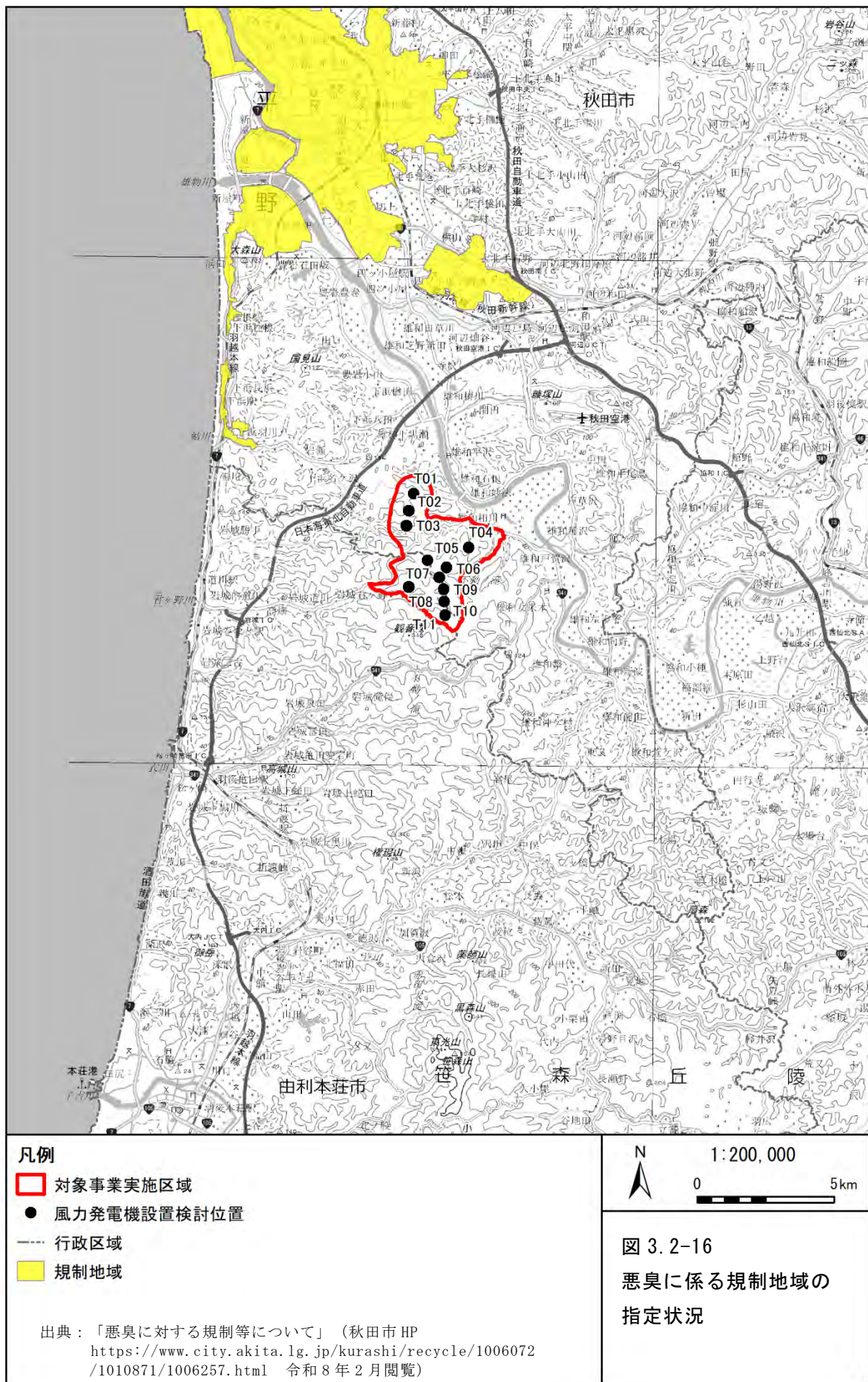
指導基準	臭気指数 ^{※1} 21（臭気強度 3.5 相当 ^{※2} ）
適用箇所	敷地境界
対象地域	秋田市内全域
対象業種	食料品製造工場、小売業、飲食店、遊技場

※1：臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもの。具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に 10 を乗じた値となる。臭気指数＝ $10 \times \log$ （臭気濃度）

※2：6 段階臭気強度表示法

臭気強度	判定のめやす
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

出典：「悪臭に対する規制等について」（秋田市 HP、
<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006072/1010871/1006257.html> 令和 8 年 2 月閲覧）



(E) 水質汚濁に係る規制

(a) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

工場及び事業所からの排水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号)に基づき、全国一律の排水基準が表 3.2-40 のとおり定められている。

また、秋田県では「秋田県公害防止条例」(昭和 46 年 10 月 1 日条例第 52 号、改正：令和 3 年 10 月 15 日条例第 69 号)に基づき、表 3.2-41 のとおり上乗せ排水基準が設定されている。

表 3.2-40(1) 水質汚濁防止法による一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mg Cd/L
シアン化合物		1 mg CN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物		0.2 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10 mg B/L
	海域に排出されるもの	230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8 mg F/L
	海域に排出されるもの	15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L
備考		
1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。		

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、環境省 HP
<https://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-40(2) 水質防止法による一律排水基準（有害物質以外の項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度 （水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L （日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L （日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）		200mg/L （日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌数		日間平均 800CFU/mL
窒素含有量		120mg/L （日間平均 60mg/L）
燐含有量		16mg/L （日間平均 8mg/L）
備考		
1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場または事業場に係る排水水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場または事業場に係る排水水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ）として、環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7. 燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として、環境大臣が定める湖沼 ^{※1} 、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として、環境大臣が定める海域 ^{※2} 及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。		

※1：「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量または燐含有量についての排水基準に係る湖沼）

※2：「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量または燐含有量についての排水基準に係る海域）

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、環境省 HP

<https://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html> 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-41(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、改正：令和 4 年 5 月 17 日環境省令第 17 号
 秋田県公害防止条例 昭和 46 年 10 月 1 日条例第 52 号、改正：令和 3 年 10 月 15 日条例第 69 号
 秋田市公害防止条例施行規則 平成 9 年 3 月 24 日規則第 45 号、改正：令和 4 年 3 月 31 日規則第 14 号

・有害物質

有害物質の種類	一律排水基準(mg/L)	上乗せ基準(mg/L)		
		第一種水域	第二種水域	第三種水域
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03			
シアン化合物	シアン 1	0.1	0.1	0.1
有機燐化合物	1	0.5	0.5	
鉛及びその化合物	鉛 0.1			
六価クロム化合物	六価クロム 0.5	0.2	0.2	
砒素及びその化合物	砒素 0.1			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005			
アルキル水銀化合物	検出されないこと			
PCB	0.003			
トリクロロエチレン	0.1			
テトラクロロエチレン	0.1			
ジクロロメタン	0.2			
四塩化炭素	0.02			
1,2-ジクロロエタン	0.04			
1,1-ジクロロエチレン	1			
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4			
1,1,1-トリクロロエタン	3			
1,1,2-トリクロロエタン	0.06			
1,3-ジクロロプロペン	0.02			
チウラム	0.06			
シマジン	0.03			
チオベンカルブ	0.2			
ベンゼン	0.1			
セレン及びその化合物	セレン 0.1			
ほう素及びその化合物	河川湖沼	10		
	海 域	230		
ふっ素及びその化合物	河川湖沼	8		
	海 域	15		
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100			
1,4-ジオキサン	0.5			

・生活環境項目

項 目		一律排水基準(mg/L)	上乗せ基準(mg/L)		
			第一種水域	第二種水域	第三種水域
水素イオン濃度(pH)	河川湖沼	5.8～8.6			
	海 域	5.0～9.0			
生物化学的酸素要求量(BOD)		160 (120)	(30)	(60)	
化学的酸素要求量(COD)		160 (120)	(30)	(60)	
浮遊物質(SS)		200 (150)	(70)	(120)	
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量	鉱 油 類	5			
	動植物油脂類	30			
フェノール類含有量		5	0.5	0.5	2.0
銅含有量		3	1.0	1.0	2.0
亜鉛含有量		2			
溶解性鉄含有量		10			
溶解性マンガン含有量		10			
クロム含有量		2			
大腸菌群数		(3,000 個/cm ³)			
窒素含有量		120 (60)	(20)	(20)	
燐含有量		16 (8)	(2)	(2)	

注1) 「検出されないこと」は検定方法の定量限界以下

注2) () 内の値は日間平均

注3) BOD の適用：海域、湖沼以外に排出、COD の適用：海域、湖沼に排出

注4) 有機燐化合物：パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN

注5) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の合計量の計算式： $(\text{NH}_4\text{-N} \times 0.4) + (\text{NO}_2\text{-N}) + (\text{NO}_3\text{-N})$

注6) pH の単位：無名数

表 3. 2-41 (2) 上乗せ排水基準の水域区分

秋田県公害防止条例 昭和 46 年 10 月 1 日条例第 52、改正：令和 3 年 10 月 15 日条例第 69 号

第一種水域	河川	第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域(湖沼及び海域を除く。)
	湖沼	天然湖沼及び人工湖
	海域	第二種水域及び第三種水域以外の海域
第二種水域	河川	旭川(添川橋下流)、草生津川、新城川(新城橋下流)、土買川(心像川合流点上流)、丸子川(田茂木橋下流)、横手川(本郷橋下流)、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川(大館市の区域内)、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川(田中橋下流)並びにこれらの河川に流入する公共用水域(第三種水域並びに太平川(松崎橋上流)、猿田川、福部内川(東川橋上流)、窪堰川(杉本橋上流)、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。) 第二種水域の海域に流入する公共用水域(河川にあつては、子吉川(東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流)及び大沢川(にかほ市の区域内)に限る。) 米代川(檜山川合流点から大湯川合流点まで)及びこれに流入する公共用水域(河川にあつては、引欠川(長内沢川合流点下流)、長木川(下町橋下流)及び別所川に限る。) 引欠川(長内沢川合流点下流)、長木川(下町橋下流)、別所川、小坂川、子吉川(東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流)及び大沢川(にかほ市の区域内)に流入する公共用水域(第三種水域並びに大森川(花岡川合流点上流)、下内川(長面橋上流)及び芋川を除く。)
	海域	能代港の港湾区域(米代川本流を除く。)、本荘港の港湾区域(子吉川本流を除く。)及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域
第三種水域	河川	入見内川(入見内橋上流)、米代川(檜山川合流点下流)、檜山川、引欠川(長内沢川合流点上流)、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域 第三種水域の海域に流入する公共用水域(河川にあつては、雄物川(秋田大橋下流)に限る。) 旧雄物川(港大橋上流)及びこれに流入する公共用水域(河川にあつては、旭川及び草生津川を除く。) 小坂川及びこれに流入する公共用水域(河川にあつては、古遠部川に限る。) 雄物川(秋田大橋下流)及び古遠部川に流入する公共用水域
	海域	秋田港の港湾区域(港大橋上流を除く。)及び船川港の港湾区域並びに旧雄物川河口から雄物川河口までの海域

(F) 土壌の汚染に係る規制

(a) 土壌汚染対策法に基づく基準及び区域の指定

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づき基準が定められており、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）における区域の指定に係る特定有害物質及びその指定基準は、表 3.2-42 のとおりである。

社会的状況の調査範囲では、表 3.2-43 のとおり秋田市の一部が形質変更時要届出区域に指定されている。

表 3.2-42 土壌汚染対策法 特定有害物質 汚染状態に関する基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下	0.09 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下（遊離シアンとして）	検出されないこと	1.0 以下
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が 0.005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月 26 日 環境省令第 29 号）

「土壌汚染対策法のしくみ [改正法 (H31.4.1 施工) 対応]」（環境省 HP

https://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme/index.html 令和 8 年 2 月閲覧）

表 3.2-43 形質変更時要届出区域の状況

要措置区域 /形質変更時要届出区域	指定 年月日	所在地	面積 (㎡)	特定有害物質の項目		
				特定有害物質の種類	溶 出	含 有
形質変更時要届出区域 (自然由来特例区域)	H23. 8. 9	秋田県秋田市新屋島 木町 1-195	170	砒素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域 (自然由来特例区域)	H25. 3. 25 一部追加 H28. 1. 26	秋田県秋田市山王一 丁目 1 番 1 の一部、1 番 2、2 番 1 及び 2 番 2	25, 851. 40	砒素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域	H26. 9. 19	秋田県秋田市向浜一 丁目 1-19 の一部	2, 640. 00	砒素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域	H28. 4. 5	秋田県秋田市中通七 丁目 3 番 1 号の一部、 秋田県秋田市櫛山字 長沼 24 番地 2 の一 部及び 27 番地 3 の 一部	3, 720. 30	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域	H28. 11. 14	秋田県秋田市茨島三 丁目 18-1 の一部、 18-2、18-3、18-4	15, 395. 45	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域	H29. 7. 24	秋田県秋田市櫛山字 長沼 27 番 3 の一部 および 27 番 6 の一 部	1, 800. 00	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域	H30. 8. 3	秋田県秋田市櫛山字 長沼 1 番 1 の一部お よび 24 番 2 の一部	2, 314. 00	鉛及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域	R2. 7. 10	秋田県秋田市茨島三 丁目 18 番地 1 の一 部	8, 103. 23	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域	R3. 1. 28	秋田県秋田市茨島三 丁目 14 番 19、18 番 1 の各一部	2, 009. 55	水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域	R4. 7. 6	秋田県秋田市茨島三 丁目 18 番 1 の一部	8, 978. 20	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域	R6. 8. 30	秋田県秋田市茨島三 丁目 14 番 4 の一部	1, 000. 00	鉛及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域 (自然由来特例区域)	R6. 12. 24	秋田県秋田市外旭川 字 待合 28 番の一 部、29 番および 32 番	139, 309. 37	砒素及びその化合物	○	—

注) ○：基準値超過 —：基準値以下

出典：「土壌汚染対策について」(秋田市 HP <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006072/1009935/1006261.html> 令和 8 年 2 月閲覧)

3) その他環境保全計画等

(A) 国

(a) 自然再生推進法に基づく自然再生事業実施計画

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として平成 15 年 1 月 1 日に「自然再生推進法」が施行された。

秋田県では、北秋田市において「森吉山麓高原自然再生事業」が開始されているが、社会的状況の調査範囲にはない。

(B) 秋田県

(a) 秋田県環境基本計画

秋田県では、「秋田県環境基本条例」(平成 9 年 12 月 26 日条例第 60 号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画として「秋田県環境基本計画」(平成 10 年 3 月、平成 15 年 6 月改訂)を策定して環境保全施策を展開してきたが、平成 22 年度をもって計画期間が満了し、平成 23 年 6 月に「第 2 次秋田県環境基本計画」が、令和 3 年 3 月に「第 3 次秋田県環境基本計画」が策定された。

「第 3 次秋田県環境基本計画」では、「豊かな水と緑あふれる秋田」を次世代へ継承していくため、県民、事業者、民間団体、行政など各主体のパートナーシップによる環境施策の推進を通じて、持続可能な社会の実現を目指すこととしている。

(b) 第 5 次秋田県循環型社会形成推進基本計画

秋田県では、令和 8 年 3 月に「第 5 次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「全員参加で環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築」を基本理念として、3R+Renewable の推進、循環経済への移行、廃棄物の適正処理及び資源循環の促進を図ることとしている。

(C) 関係市町村

(a) 秋田市関係市町村秋田市環境基本計画

秋田市では、「秋田市環境基本条例」(平成 11 年 3 月 19 日条例第 15 号)に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全および創造に関する基本的な計画として「秋田市環境基本計画」(平成 13 年 3 月)を策定し、平成 19 年 3 月の改定を経て、地球温暖化の問題など社会情勢の変化等に対応するため平成 24 年 3 月に改定を行った。その後、5 年以上が経過したことから、平成 30 年度から令和 9 年度の計画が掲載されている改訂版が平成 29 年 10 月に公表され、令和 5 年 3 月に中間見直しが行われたところである。

(b) 由利本荘市

ア) 由利本荘市環境基本計画

由利本荘市では、由利本荘市環境基本条例に基づき、市民が健康でかつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、人と自然が共生する住みよい環境のまちづくりを推進するため、「由利本荘市環境基本計画」を策定し、平成25年3月に公表した。「人と自然が共生する住みよい環境の都市（まち）」を由利本荘市の目指すべき環境像として、市民、事業者、市が連携、協力しながら、それぞれの役割を果たし、目指すべき環境像の実現を目指すこととしている。

平成31年3月15日の中間評価を経て、令和5年3月に「第二次 由利本荘市環境基本計画」が策定され、「良好な生活環境～健康で快適な生活環境の継承～」、「自然環境との共生～自然と人との共存～」、「脱炭素と資源循環～地球環境保全と資源循環型社会の構築～」の3つを基本方針として、目指すべき環境像の実現を目指す。

(2) 自然関係法令等

1) 自然公園法及び秋田県立自然公園条例に基づく自然公園

社会的状況の調査範囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「秋田県立自然公園条例」（昭和 36 年 10 月 16 日県条例第 58 号）に基づく自然公園等の指定はない。

2) 自然環境保全法等に基づく自然環境保全地域

社会的状況の調査範囲においては、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「秋田県自然環境保全条例」（昭和 48 年県条例第 23 号）に基づく自然環境保全地域及び道自然環境保全地域は存在しない。

3) 秋田県自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区等

社会的状況の調査範囲における「秋田県自然環境保全条例」（昭和 48 年県条例第 23 号）に基づく環境緑地保護地区の指定はない。

4) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約により指定された自然遺産地域

社会的状況の調査範囲においては、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 に世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産は存在しない。

5) 都市緑地法に基づく緑地保全地域又は特別緑地保全地区

社会的状況の調査範囲においては、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区、緑地保全地域及び風致地区は存在しない。

6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

社会的状況の調査範囲においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）の第 36 条第 1 項により指定された生息地等保護区はない。

7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

社会的状況の調査範囲における鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2-44 のとおりである。

社会的状況の調査範囲においては「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区が指定されているが、対象事業実施区域は含まれていない。

表 3.2-44 鳥獣保護区の指定状況

名称	所在地	面積 (ha)		類別	指定期間
		鳥獣保護区	特別保護地区		
高尾山	秋田市	800	100	森林鳥獣生息地	R2. 11. 1～R22. 10. 31
道川	由利本荘市	1, 295		森林鳥獣生息地	H27. 11. 1～R17. 10. 31
中田代	由利本荘市	680		森林鳥獣生息地	H28. 11. 1～R18. 10. 31
岩谷	由利本荘市	310		身近な鳥獣生息地	H30. 11. 1～R20. 10. 31
石脇	由利本荘市	359	25	森林鳥獣生息地	H29. 11. 1～R19. 10. 31
谷地	由利本荘市	290		身近な鳥獣生息地	H28. 11. 1～R18. 10. 31
大沢郷	由利本荘市	655		森林鳥獣生息地	H28. 11. 1～R18. 10. 31
乙越沼	大仙市	132	16	集団渡来地	H30. 11. 1～R20. 10. 31
高城	由利本荘市	361		身近な鳥獣生息地	R2. 11. 1～R22. 10. 31
唐松山	大仙市	285		身近な鳥獣生息地	H26. 11. 1～R16. 10. 31
椿台	秋田市	337		森林鳥獣生息地	H24. 11. 1～R14. 10. 31
天徳寺山	秋田市	230		身近な鳥獣生息地	H30. 11. 1～R20. 10. 31
手形山	秋田市	395		森林鳥獣生息地	R2. 11. 1～R22. 10. 31
筑紫森	秋田市	1, 012	80	森林鳥獣生息地	H29. 11. 1～R19. 10. 31
新屋	秋田市	2, 404		森林鳥獣生息地	H24. 11. 1～R14. 10. 31
親川	由利本荘市	234		身近な鳥獣生息地	R1. 11. 1～R21. 10. 31
本荘浜	由利本荘市	445		森林鳥獣生息地	H29. 11. 1～R19. 10. 31
子吉川	由利本荘市	83		集団渡来地	H29. 11. 1～R19. 10. 31
水林	由利本荘市	813		森林鳥獣生息地	H26. 11. 1～R16. 10. 31
保呂羽山	横手市	712	45	森林鳥獣生息地	H30. 11. 1～R20. 10. 31

出典：「鳥獣保護区について 美の国あきたネット」（秋田県 HP <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/266>
令和 8 年 2 月閲覧）

8) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約により登録された湿地

社会的状況の調査範囲における「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和 55 年条約第 28 号）に基づく登録湿地の指定はない。

9) 文化財保護法に基づく指定状況

(A) 史跡・名勝・天然記念物

社会的状況の調査範囲における「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は、表 3.2-45 及び図 3.2-17 のとおりであるが、対象事業実施区域内には存在しない。

表 3.2-45 史跡・名勝・天然記念物等の指定状況

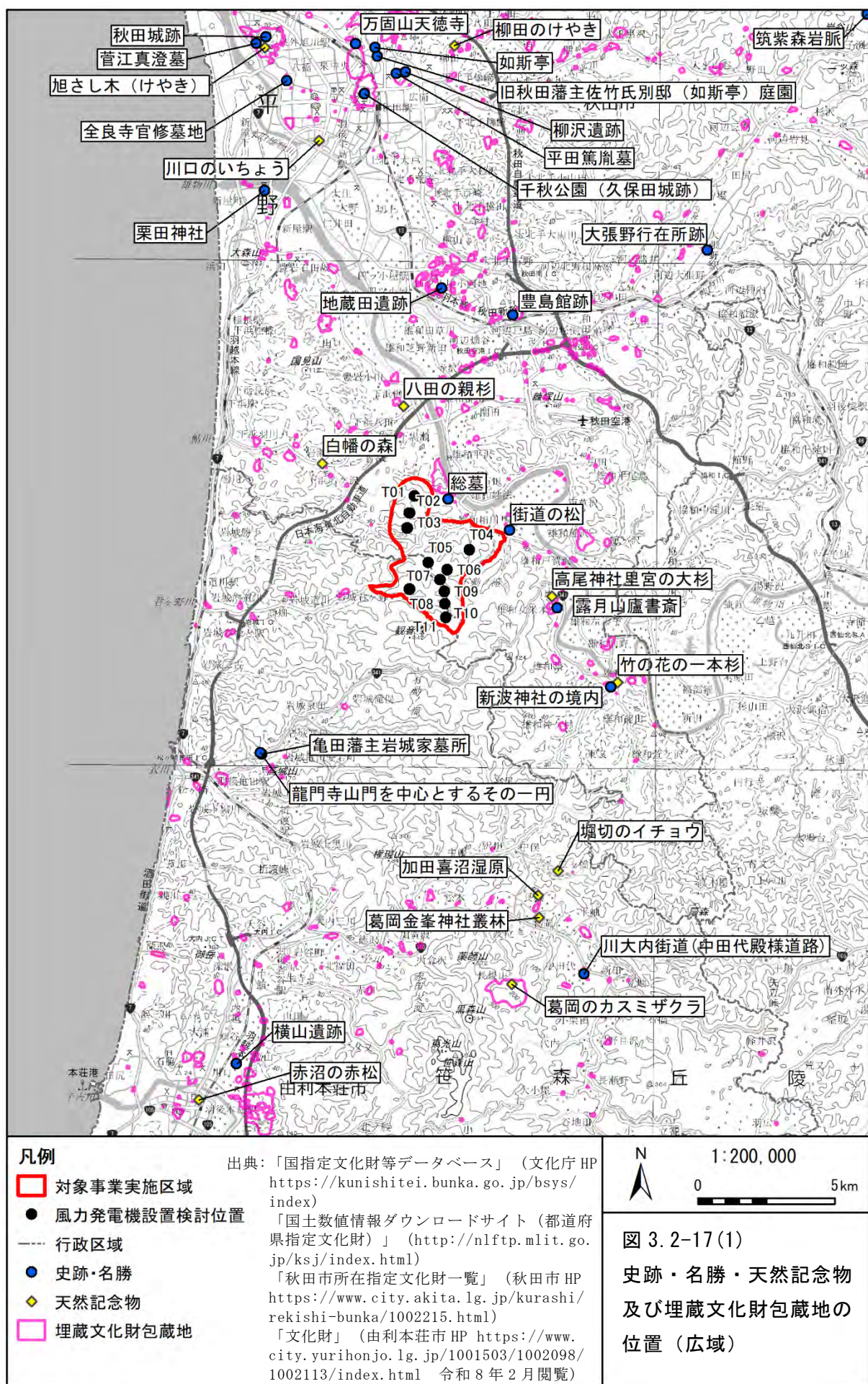
No	種別	名称	所在地	指定年月日
1	史跡	平田篤胤墓	秋田市	S9.5.1
2	史跡	秋田城跡	秋田市	S14.9.7
3	史跡	地藏田遺跡	秋田市	H8.11.6
4	名勝	旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	秋田市	H19.2.6
5	天然記念物	筑紫森岩脈	秋田市	S13.8.8
6	史跡	如斯亭	秋田市	S27.11.1
7	史跡	万固山天徳寺	秋田市	S30.1.24
8	史跡	豊島館跡	秋田市	H11.3.12
9	史跡	菅江真澄墓	秋田市	H26.3.25
10	史跡	全良寺官修墓地	秋田市	S41.3.30
11	史跡	栗田神社	秋田市	S43.3.26
12	史跡	街道の松	秋田市	S44.10.14
13	史跡	総墓	秋田市	S46.4.4
14	史跡	大張野行在所跡	秋田市	S54.5.10
15	史跡	露月山廬書斎	秋田市	H16.9.21
16	史跡	柳沢遺跡	秋田市	H18.3.28
17	名勝	新波神社の境内	秋田市	S51.12.24
18	名勝	千秋公園(久保田城跡)	秋田市	H20.3.25
19	天然記念物	高尾神社里宮の大杉	秋田市	S44.10.14
20	天然記念物	旭さし木(けやき)	秋田市	S48.3.14
21	天然記念物	柳田のけやき	秋田市	S48.3.14
22	天然記念物	川口のいちょう	秋田市	S48.3.14
23	天然記念物	八田の親杉	秋田市	S48.3.14
24	天然記念物	竹の花の一本杉	秋田市	H4.4.23
25	天然記念物	白幡の森	秋田市	H14.3.27
26	史跡	亀田藩主岩城家墓所	由利本荘市	S60.3.15
27	史跡	横山遺跡	由利本荘市	H15.3.25
28	天然記念物	葛岡のカスミザクラ	由利本荘市	S34.1.7
29	天然記念物	堀切のイチョウ	由利本荘市	S43.3.19
30	史跡	龍門寺山門を中心とするその一円	由利本荘市	S50.10.1
31	史跡	川大内街道(中田代殿様道路)	由利本荘市	H3.12.21
32	天然記念物	葛岡金峯神社叢林	由利本荘市	H元.10.19
33	天然記念物	赤沼の赤松	由利本荘市	H6.4.20
34	天然記念物	加田喜沼湿原	由利本荘市	H14.2.13

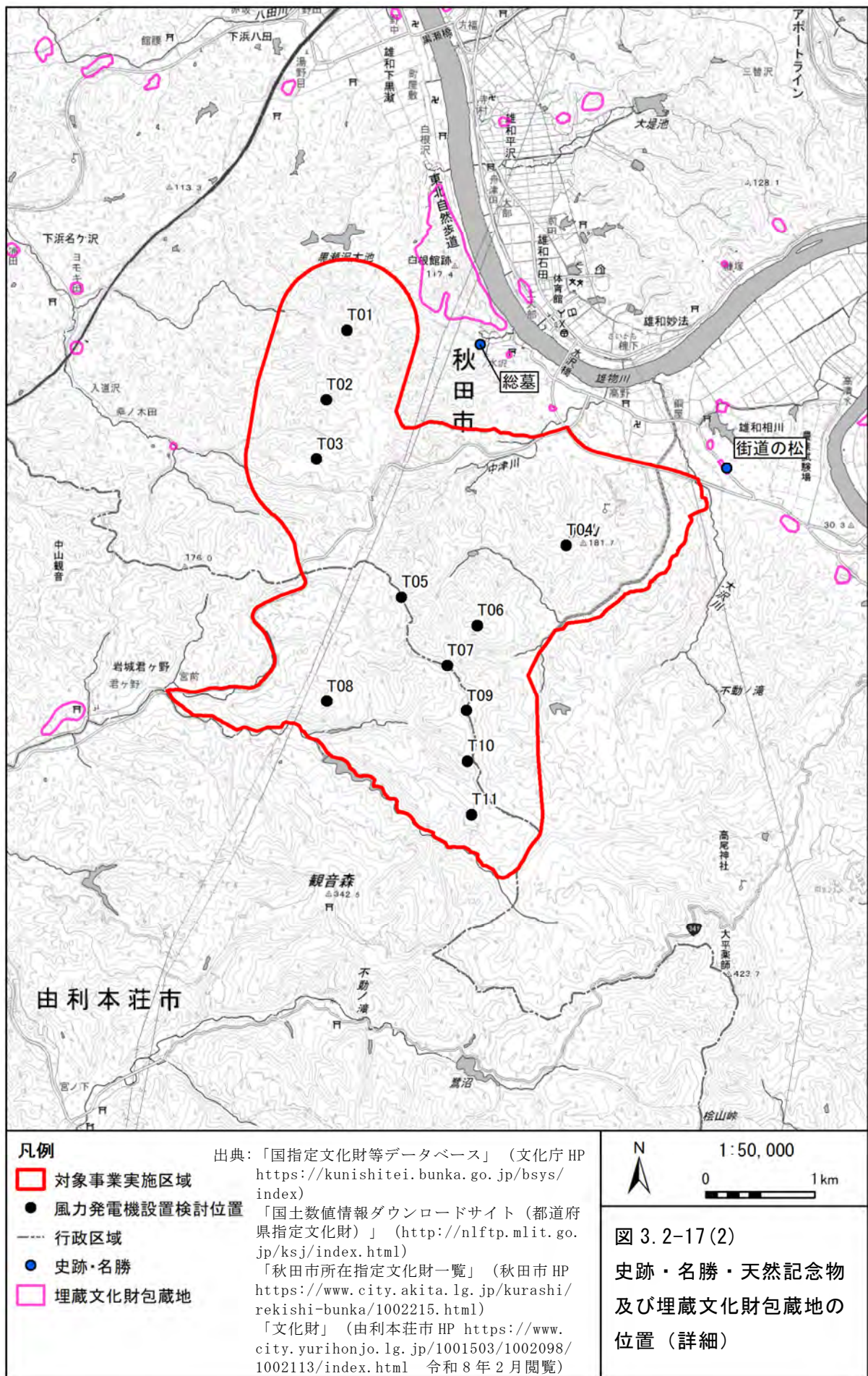
- 出典 1: 「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index> 令和 8 年 2 月閲覧)
 2: 「国土数値情報ダウンロードサイト(都道府県指定文化財)」(<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html> 令和 8 年 2 月閲覧)
 3: 「秋田市所在指定文化財一覧」(秋田市 HP <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/rekishi-bunka/1002215.html> 令和 8 年 2 月閲覧)
 4: 「文化財」(由利本荘市 HP <https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1001503/1002098/1002113/index.html> 令和 8 年 2 月閲覧)

(B) 埋蔵文化財包蔵地

社会的状況の調査範囲における埋蔵文化財包蔵地の位置は図 3.2-17 のとおりである。

社会的状況の調査範囲においては周知の埋蔵文化財包蔵地が複数存在しているが、対象事業実施区域には存在しない。





10) 都市計画法に基づく都市計画区域

社会的状況の調査範囲においては、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）に基づく都市計画区域の指定状況について、秋田市及び由利本荘市に都市計画区域が指定されているが、対象事業実施区域は含まれていない。

11) 都市計画法に基づく風致地区

社会的状況の調査範囲においては、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）による風致地区の指定はない。

12) 景観法に基づく景観計画区域

秋田県では、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）及び「秋田県の景観を守る条例」（平成 5 年秋田県条例第 11 号）に基づき、「景観計画策定の手引き」（平成 29 年 3 月）を整備しており、良好な景観の形成に対する更なる機運の盛り上げや、景観行政の中心的な役割を担う市町村による積極的な景観づくりを支援している。

秋田市では「秋田市景観計画」（平成 21 年 3 月）が策定されており、大規模行為に関する景観形成基準を定めている。

表 3.2-46(1) 秋田市における大規模行為に関する景観形成基準（建築物）

①共通基準

内 容		基 準
配置・規模	外壁の配置	・道路等に面する側においては、隣接する壁面ラインを統一する。 ・道路等から後退することにより圧迫感を軽減する。 ・隣接地とお互いに協力し、広場等のゆとりある空間を創出する。
	建築物の規模	・周辺との調和を考慮し、突出感や圧迫感を与えないように規模を調節する。 ・壁面設備（室外機等）、付属設備（受変電設備、ゴミ置き場等）は、道路等から見える位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺と調和のとれたデザインとする。
意匠・形態	高さ・屋根・外壁等の意匠・形態	・ファサードの表情を豊かにするなどデザインを工夫する。 ・地域全体が統一感のある意匠になるようにする。 ・周辺と調和した屋根の形態、壁面ラインにする。 ・自然景観に面した行為地においては、自然との一体感を演出するような意匠とする。 ・伝統的、歴史的要素等の周辺要素に配慮し、調和のとれたデザインにする。
	設備等の壁面への設置	・壁面設備を設置する場合には、建築物と一体となったデザインとする。 ・広告物を設置する場合には、周辺の街並みに配慮し、調和のとれたデザイン、位置および大きさとする。
	照明の設置	・ライトアップにより、夜間の街並みの景観演出をする。 ・屋外照明は過剰な光が周囲に散乱しないような光源の種類、位置、光量等にする。 ・安全性、利便性を考慮した夜間照明にする。
色彩・素材	外壁・屋根の色彩	・基調となる色（鉛直投影で一壁面の面積の過半を占める色）は、彩度5以下とする。 ・彩度5を超える色彩をアクセント色として使用する場合は、屋根又は外壁（鉛直投影）の面積の10%以内とする。 ・色彩を組み合わせる場合は、それぞれの色彩の色調（トーン）をそろえる。 ・外壁と屋根の色彩の組み合わせを工夫し、周囲に違和感を与えないようにする。 ・歴史的景観資源に隣接する行為地においては、使用する色彩を類似のものとする。 ・住宅地に面する側の外壁等の基調となる色は、住民の日常生活に不快感を与えないものにする。
	外壁・屋根の素材	・外壁材等は、耐久性、耐候性等のある材料を使用する。 ・自然景観に面した行為地においては、自然との一体感を演出するような素材とする。
外構・緑化	敷地内の緑化	・道路に面する箇所については、沿道緑化する。 ・季節により移り変わる緑化により、景観を演出する。 ・植栽は、地域にあった樹木を選定する。 ・既存の樹木等を保存したり効果的に移植して、活用する。
	駐車場の緑化	・規模の大きな屋外駐車場は、特に緑化する。
	敷地境界（塀・柵など）	・敷地境界部分ではできるだけ生垣とし、塀、柵等を設置する場合は、圧迫感や閉塞感がないような意匠・形態、色彩とする。 ・道路等に面する部分は、壁面を後退させオープンスペースを確保し、植栽等によりゆとり空間を創出する。

出典：「秋田市景観計画」（平成21年3月、秋田市）

表 3. 2-46(2) 秋田市における大規模行為に関する景観形成基準（建築物）

②建築物の用途別基準

建築物の種類	基 準
住宅・集合住宅	・道路沿いを緑で囲み、街灯等で演出する。 ・空気を憩いの空間としてデザインする。 ・ゴミ置き場のデザインを工夫する。
事務所	・壁面後退などで小広場を工夫し、歩行者空間を確保する。 ・通りから見せる建物内のホールを工夫する。 ・歩道と調和のとれた舗装仕上げにする。
工場・倉庫	・搬入口の扉、シャッターのデザインを工夫する。 ・門の前にゆとりのスペースを設ける。 ・道路沿いを緑で囲み、街灯等で演出する。 ・サービスヤードを緑等で覆うようにする。 ・通りに面する高い壁面を後退させる。 ・屋根・壁面のデザインを工夫する。
店舗・遊技場など	・周辺環境と違和感のない意匠・形態、色彩にする。 ・照明は、光の色彩の組み合わせを工夫する。 ・通りから見せる建物内のホールを工夫する。 ・駐車場の配置を工夫し、周囲を緑化する。 ・ショーウィンドー、シースルーシャッター等を設け、閉店後の演出をする。
公共施設	・ランドマークとなる外観とする。 ・オープンスペース等、憩いの空間を創造する。

③地域別基準（北部地域）

地域特性	基 準
秋田港周辺	・より一層にぎわいを創出するよう意匠・形態を工夫する。
歴史的建造物周辺	・寺院や旧羽州街道の歴史的建造物周辺の行為地においては、その雰囲気を受け継いだ意匠・形態とする。
並木道	・自衛隊通りや四ツ屋街道などの並木道に面した行為地においては、建物や並木の高さを乱さないようにする。 ・並木と調和した意匠・形態とする。
緑の景観(田園・山並み)	・田園景観や山並みとの一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

出典：「秋田市景観計画」（平成 21 年 3 月、秋田市）

表 3. 2-46(3) 秋田市における大規模行為に関する景観形成基準（工作物）

①共通基準

内 容	基 準
配置・規模	・建築物に設置する工作物は周辺に与える突出感、違和感、圧迫感を軽減する。
意匠・形態	・意匠・形態が周辺の景観と調和するようデザインする。
色彩・素材	・周辺環境と調和する色彩・素材にする。
外構・緑化	・敷地内は緑化する。

②地域別基準（北部地域）

地域特性	基 準
緑の景観(田園・山並み)	・田園景観や山並みとの一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

出典：「秋田市景観計画」（平成 21 年 3 月、秋田市）

13) 森林法に基づく保安林

社会的状況の調査範囲における「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の指定状況は、図 3.2-18 のとおりである。

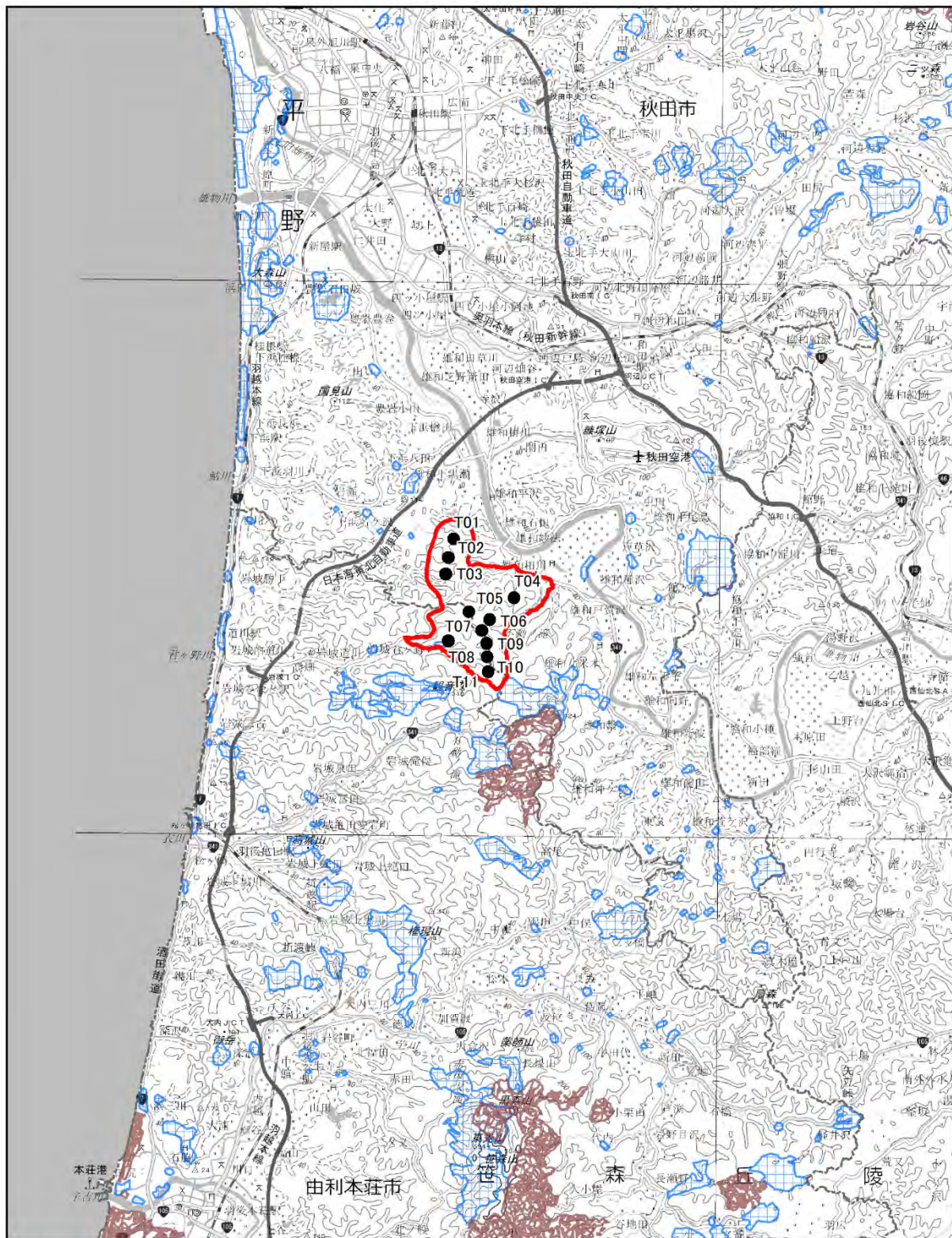
対象事業実施区域内には、一部の区域で保安林の指定がされている。

14) 海岸法に基づく海岸保全区域

社会的状況の調査範囲においては、「海岸法」(昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号)に基づき、岩城海岸、秋田海岸、本荘海岸、西目海岸が海岸保全区域に指定されている。

15) 砂防法に基づく砂防指定地

社会的状況の調査範囲においては、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地は指定されていない。



凡例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置検討位置
- 行政区域
- 保安林(国有林)
- 保安林(民有林)

出典:「国土数値情報ダウンロードサイト(国有林野)」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)
「環境アセスメントデータベース」(環境省大臣官房環境影響評価課 HP <https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/> 令和8年2月閲覧)

N 1:200,000

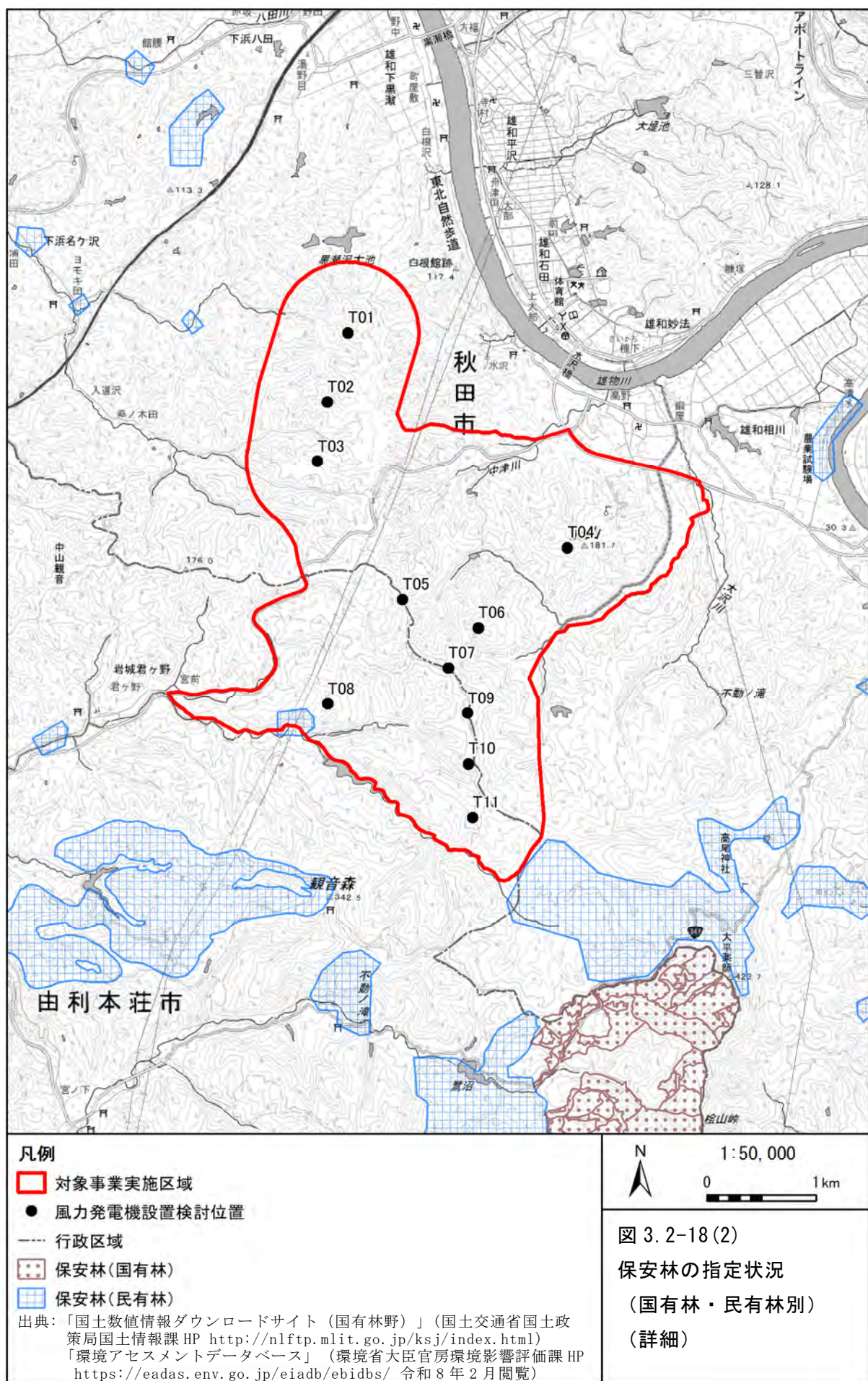
0 5km

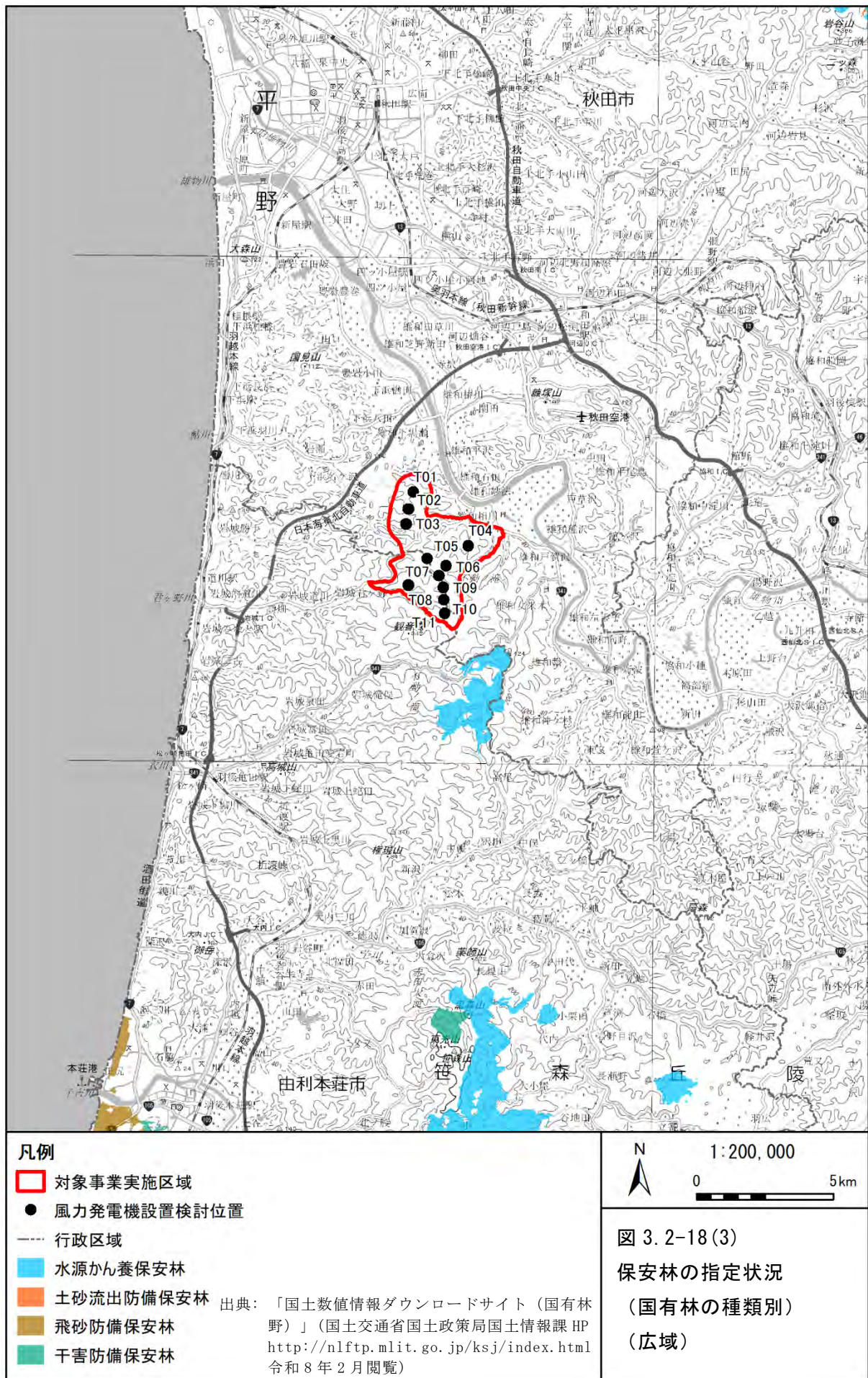
図 3.2-18(1)

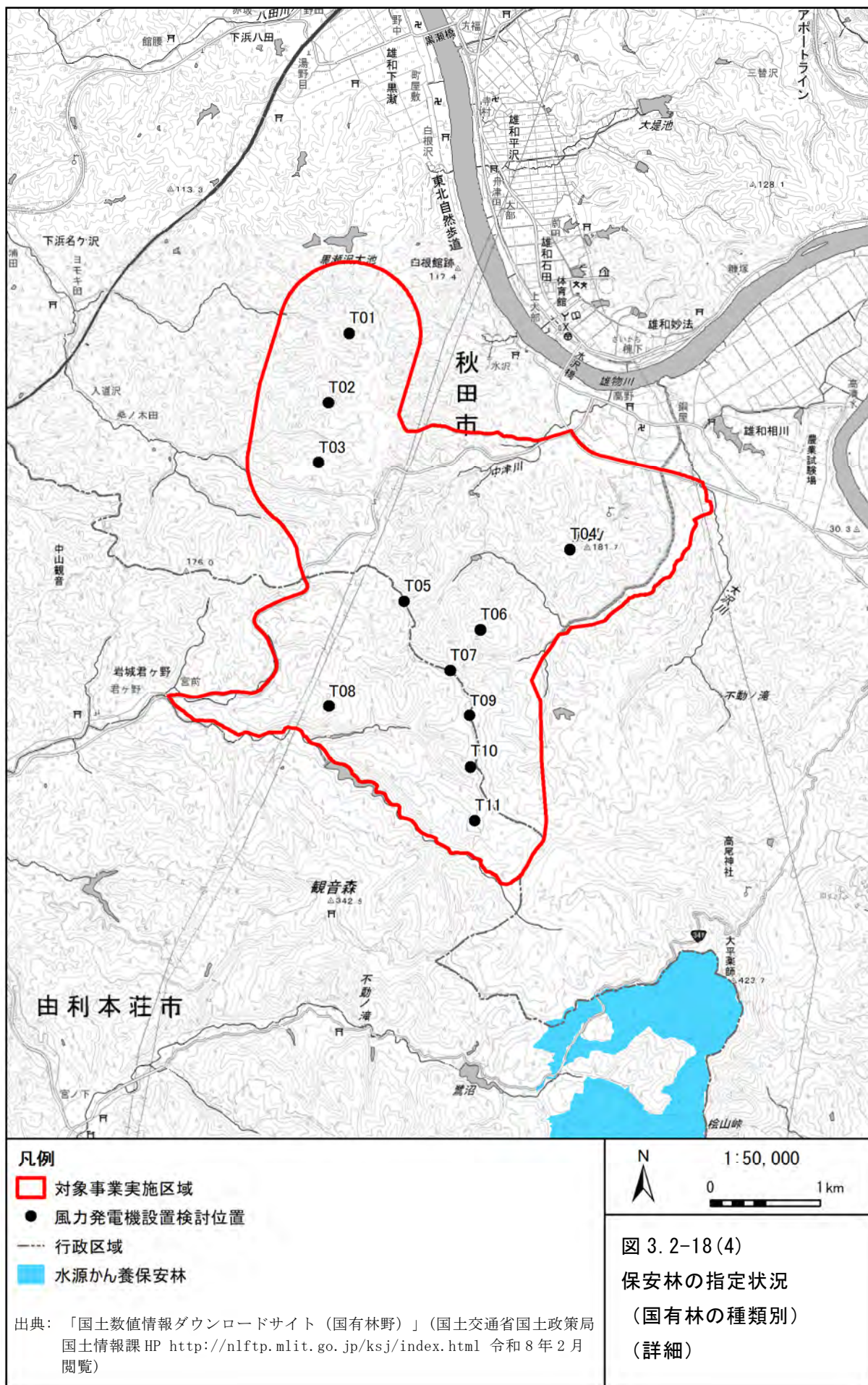
保安林の指定状況

(国有林・民有林別)

(広域)







16) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

社会的状況の調査範囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は、図 3.2-19 のとおりである。

社会的状況の調査範囲においては急傾斜地崩壊危険区域が複数指定されているが、対象事業実施区域内は含まれていない。

17) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

社会的状況の調査範囲においては、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

18) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所

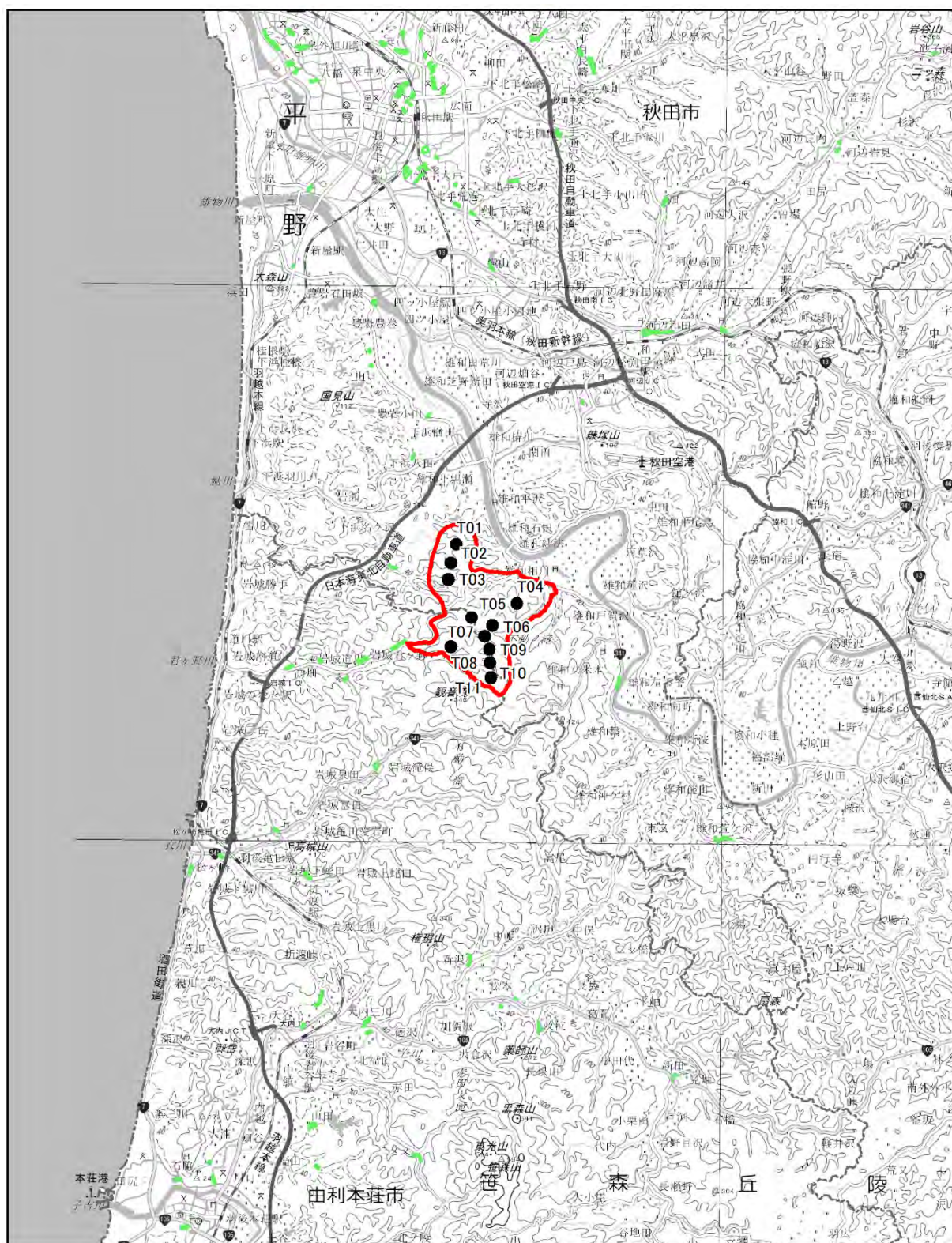
社会的状況の調査範囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所は、図 3.2-20 のとおりである。

社会的状況の調査範囲において、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所が複数指定されているが、対象事業実施区域内は含まれていない。

19) 山地災害危険地区

社会的状況の調査範囲における山地災害危険地区の指定状況は、図 3.2-21 のとおりである。

社会的状況の調査範囲において、山腹崩壊危険区域、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険区域の集水域が複数指定されており、対象事業実施区域内においても崩壊土砂流出危険区域の集水域に指定されている。



凡例

対象事業実施区域

● 風力発電機設置検討位置

----- 行政区域

急傾斜地崩壊危険区域

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト（急傾斜地崩壊危険区域）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html> 令和 8 年 2 月閲覧）



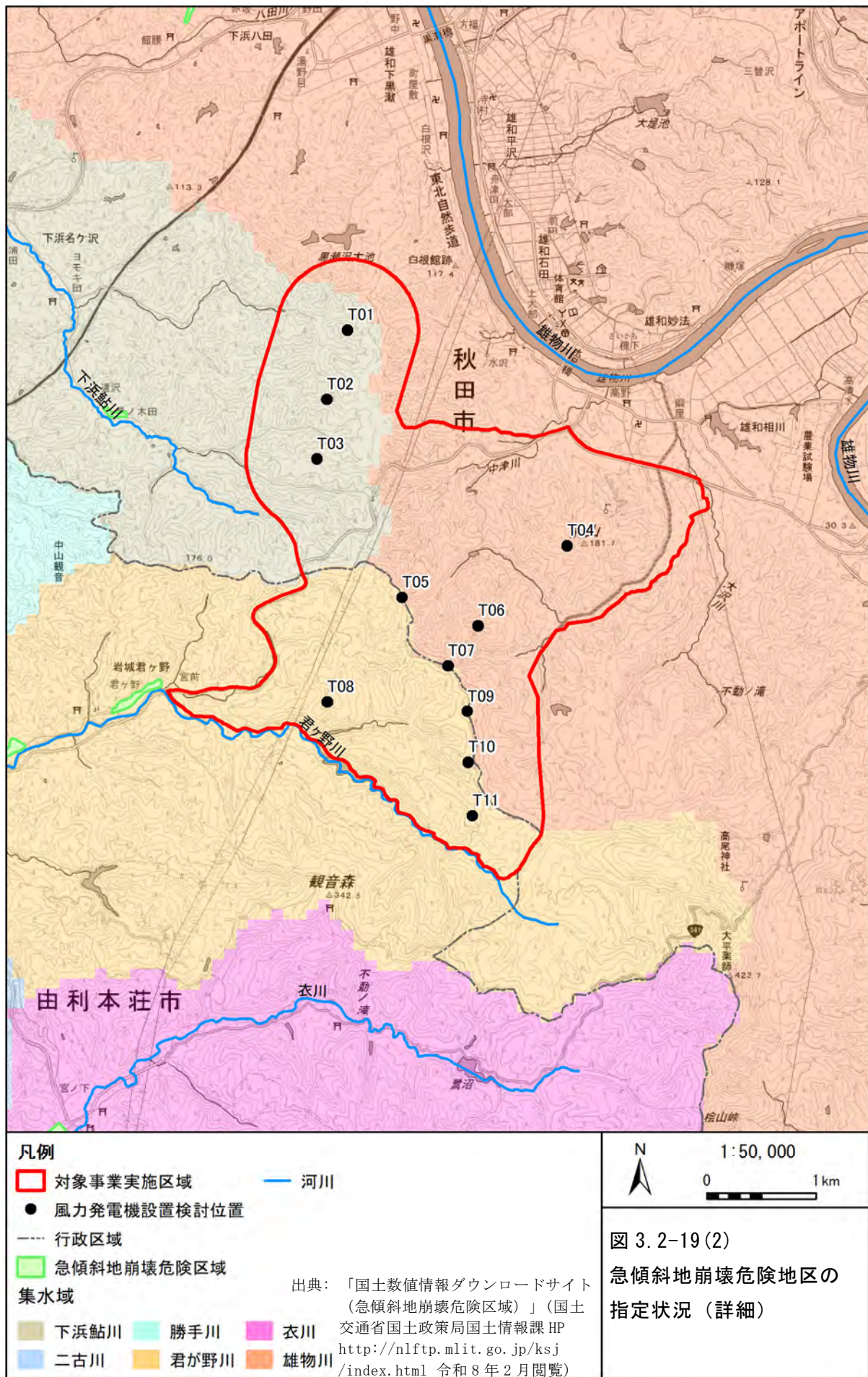
1:200,000

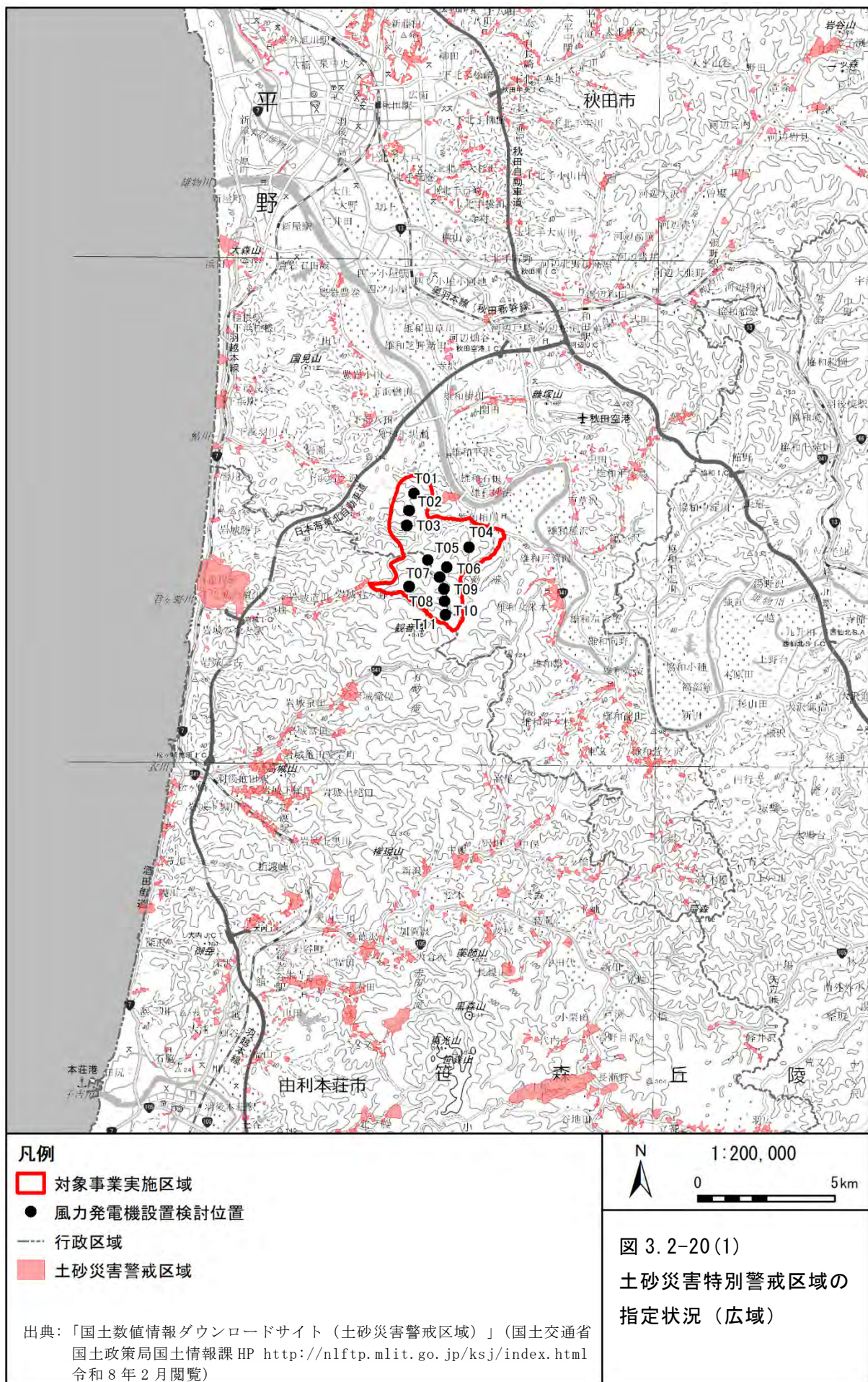
0

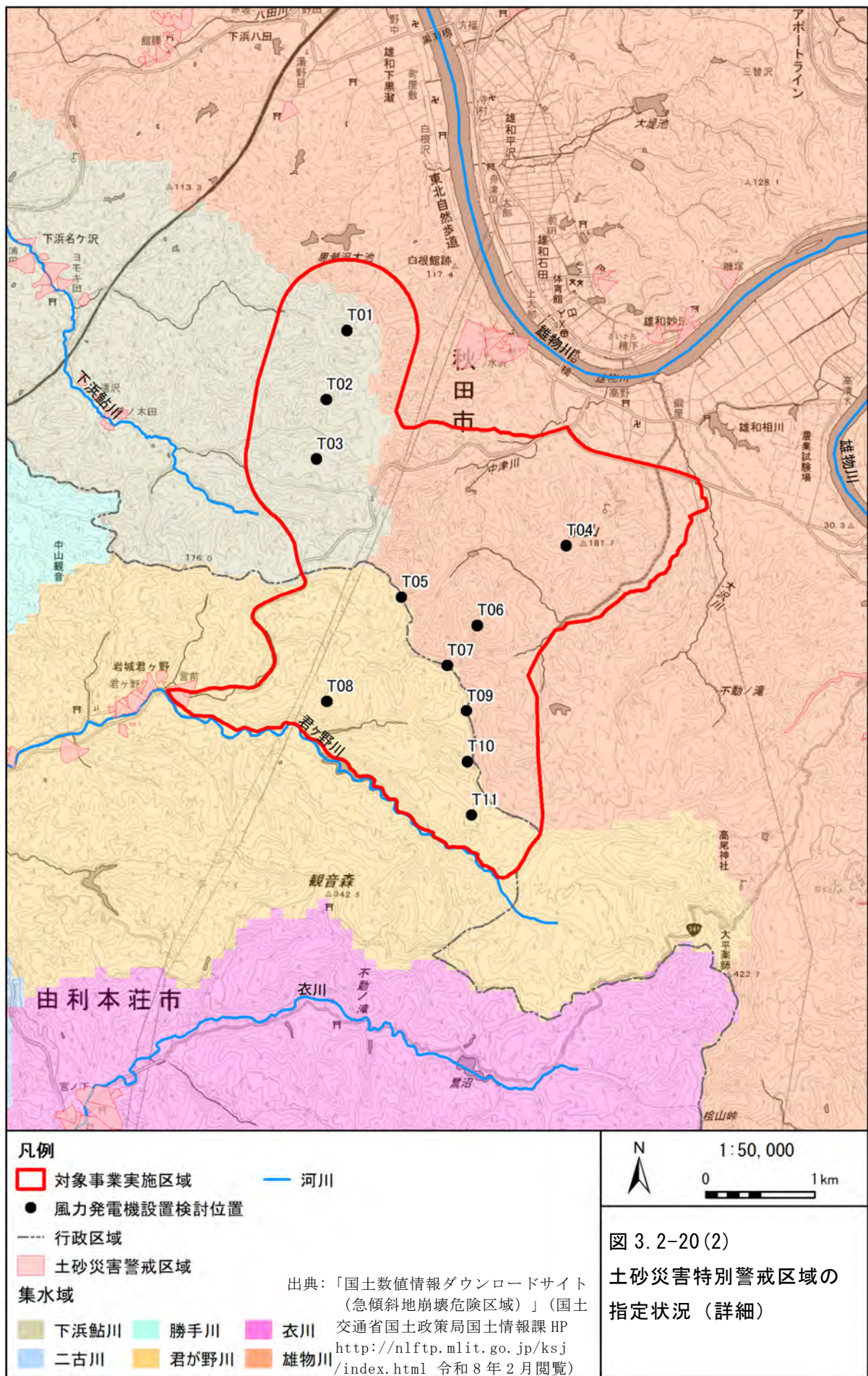
5km

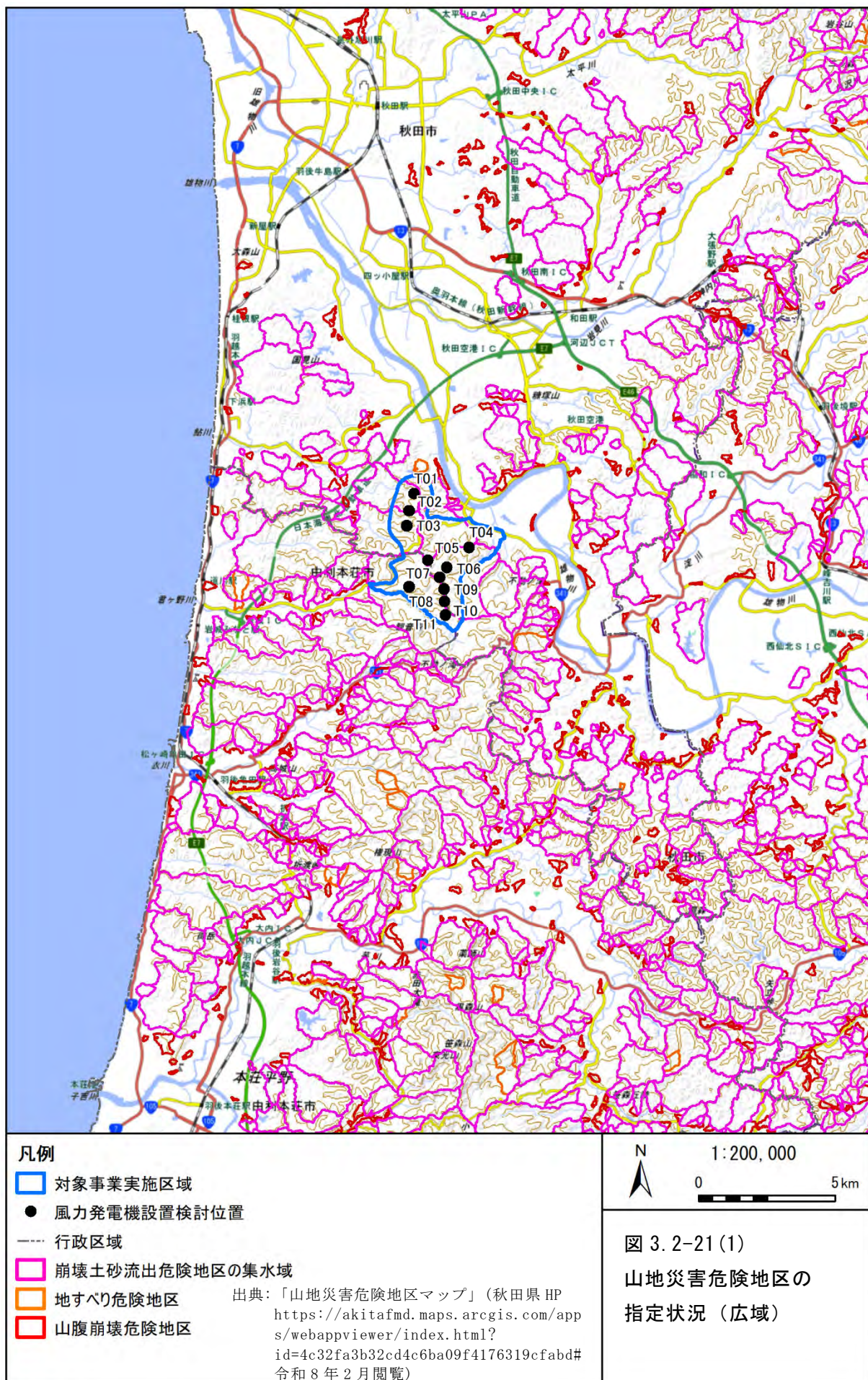
図 3.2-19(1)

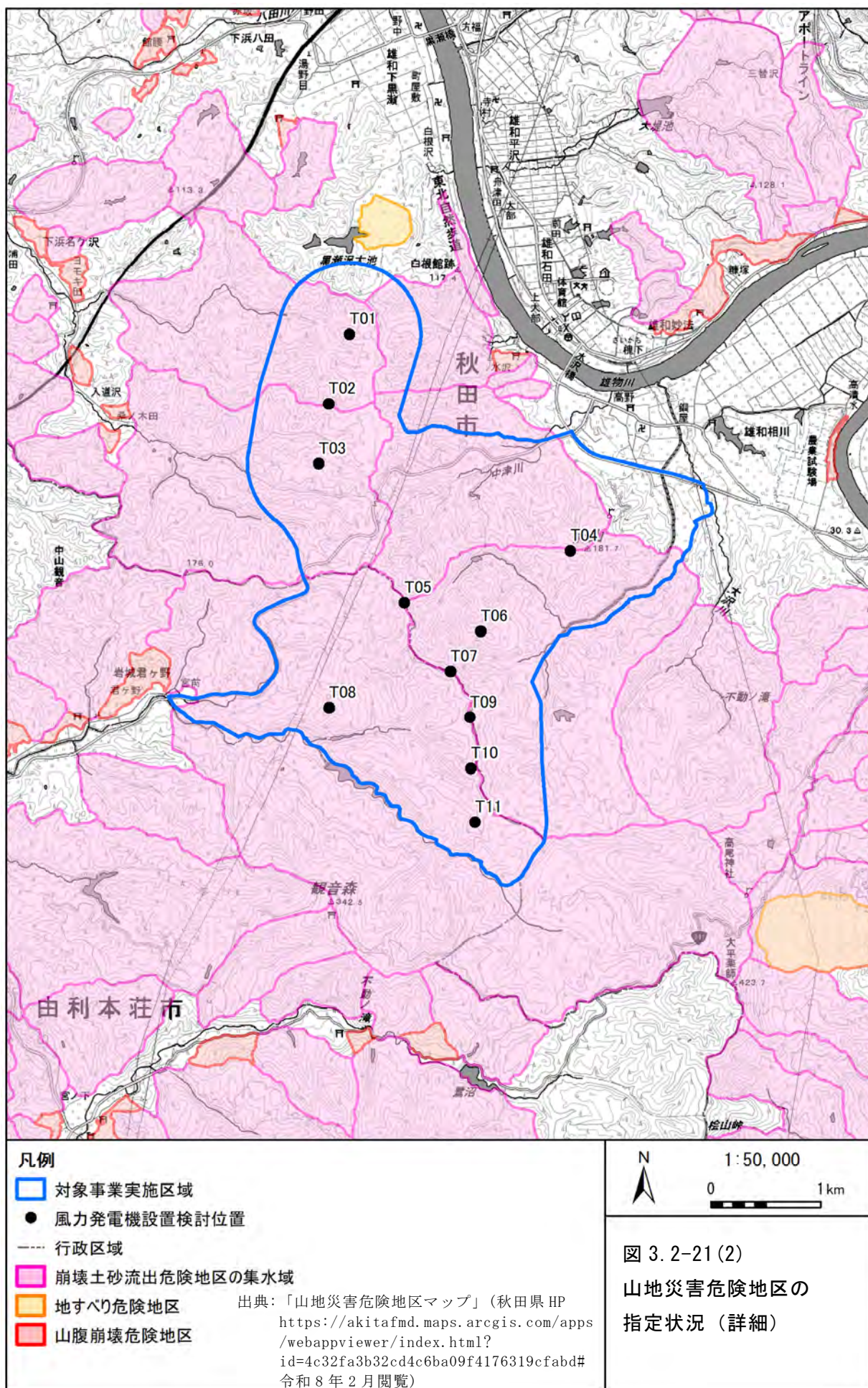
急傾斜地崩壊危険地区の
指定状況（広域）







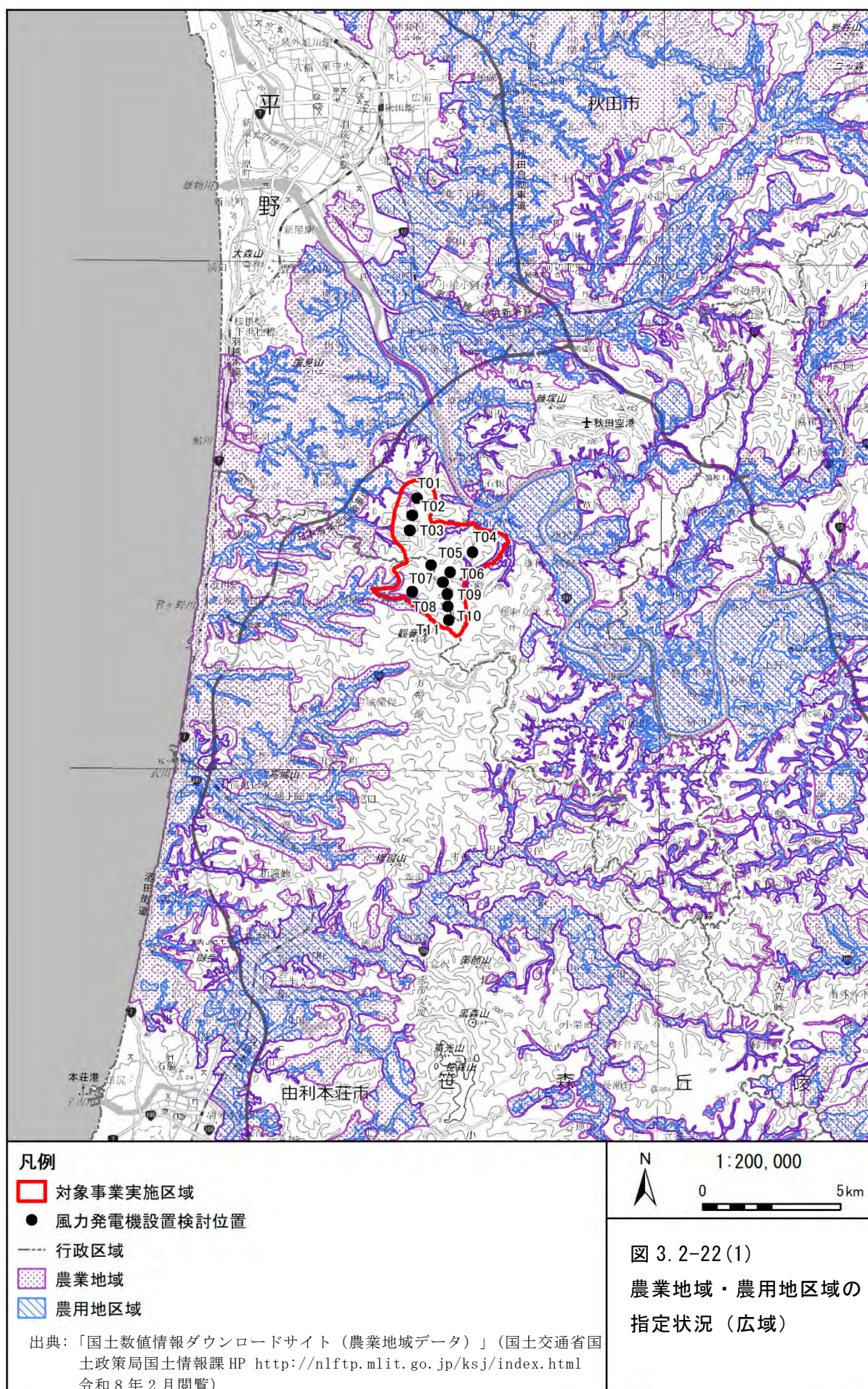


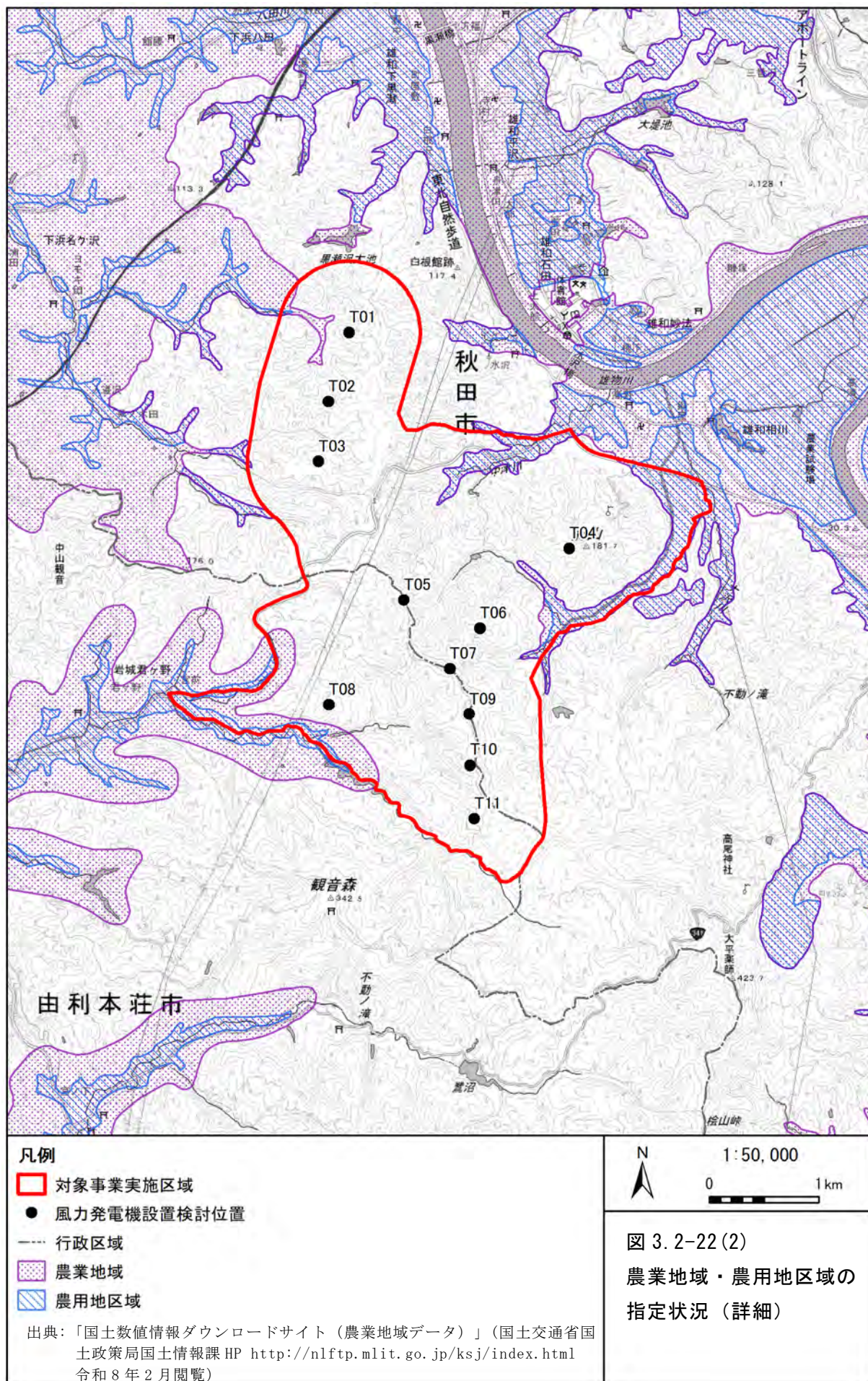


20) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

社会的状況の調査範囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年7月1日法律第58号）に基づく農業地域及び農用地区域の指定状況は、図3.2-22のとおりである。

社会的状況の調査範囲において農業地域及び農用地区域が複数指定されており、対象事業実施区域内においても一部の区域が指定されている。





21) 水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域

社会的状況の調査範囲における「秋田県水源森林地域の保全に関する条例」（平成 26 年 3 月 28 日秋田県条例第 61 号）に基づく水源森林地域の指定状況は、表 3.2-47 及び図 3.2-23 のとおりである。

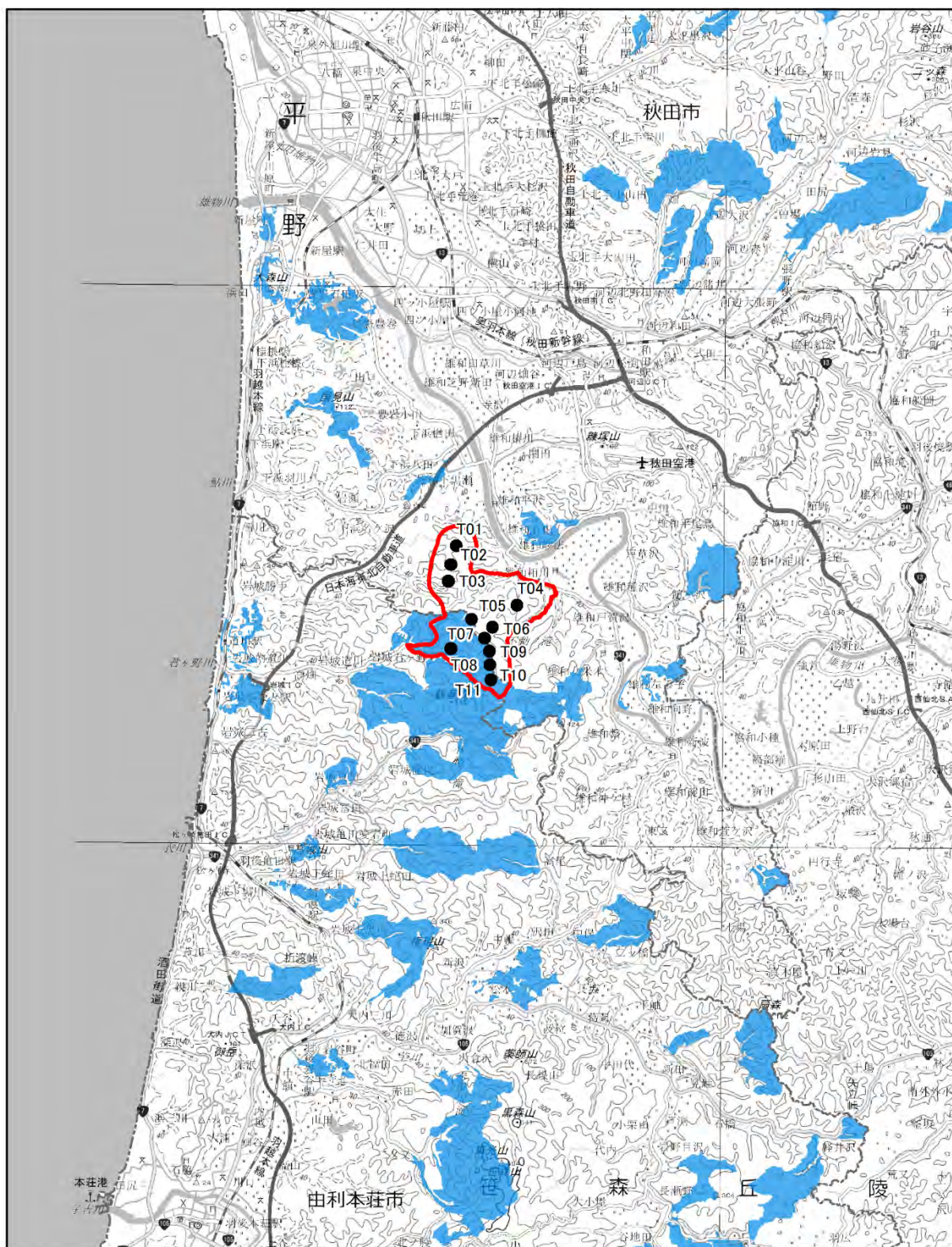
社会的状況の調査範囲では、複数個所で指定されており、対象事業実施区域内においても水源森林地域に指定されている。

なお、自然関係法令の指定状況は、図 3.2-24 のとおりである。

表 3.2-47 秋田県水資源の保全に関する条例における指定の区域

市町村	水源森林地域名	指定・変更年月日
秋田市	秋田市（秋田地区）水源森林地域	H31.2.26
	秋田市（河辺地区）水源森林地域	H26.9.30
	秋田市（雄和地区）水源森林地域	H26.9.30
由利本荘市	由利本荘市（本荘地区）水源森林地域	H26.9.30

出典：「水源森林地域一覧」（秋田県 HP <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/8816> 令和 8 年 2 月閲覧）



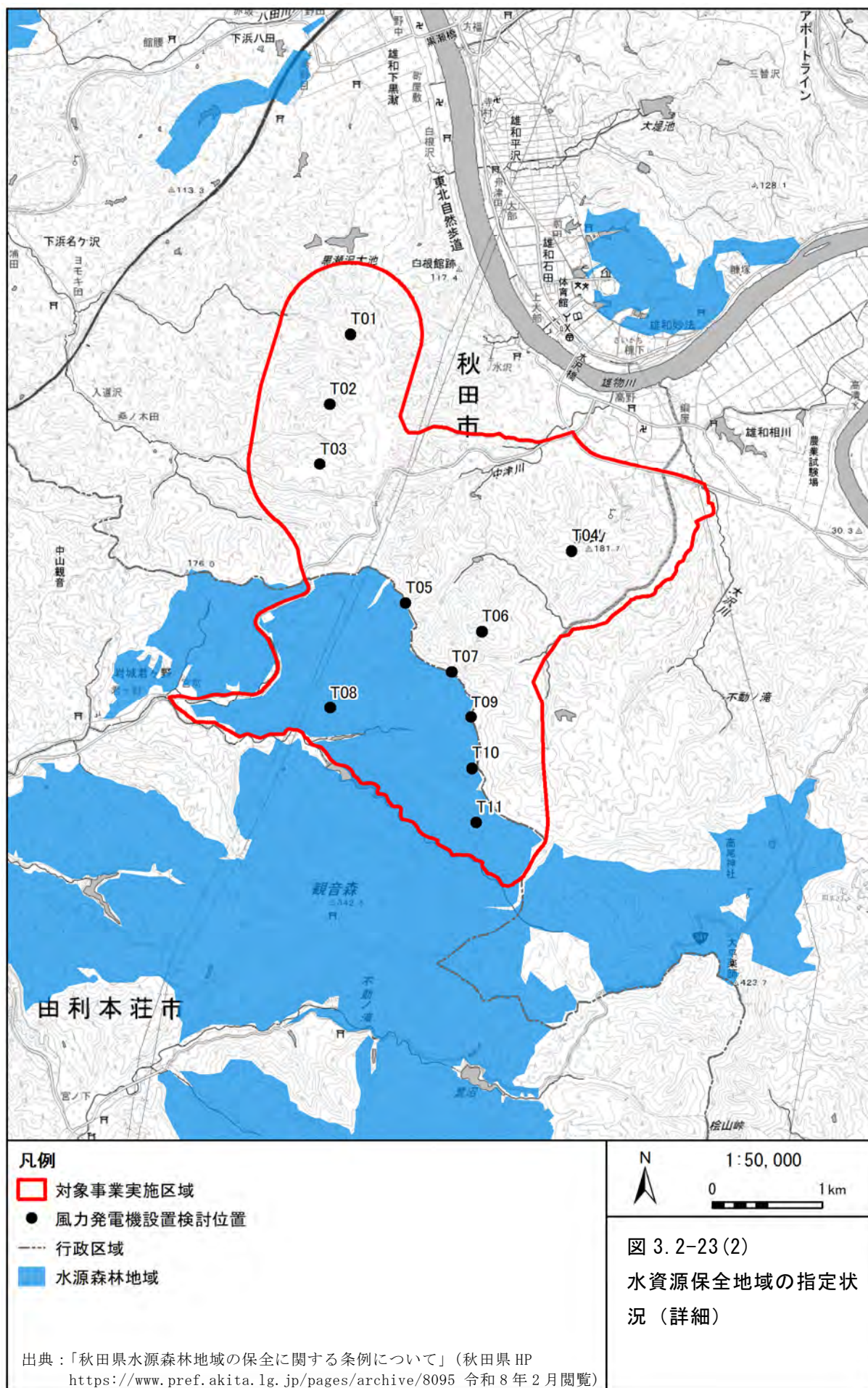
凡例

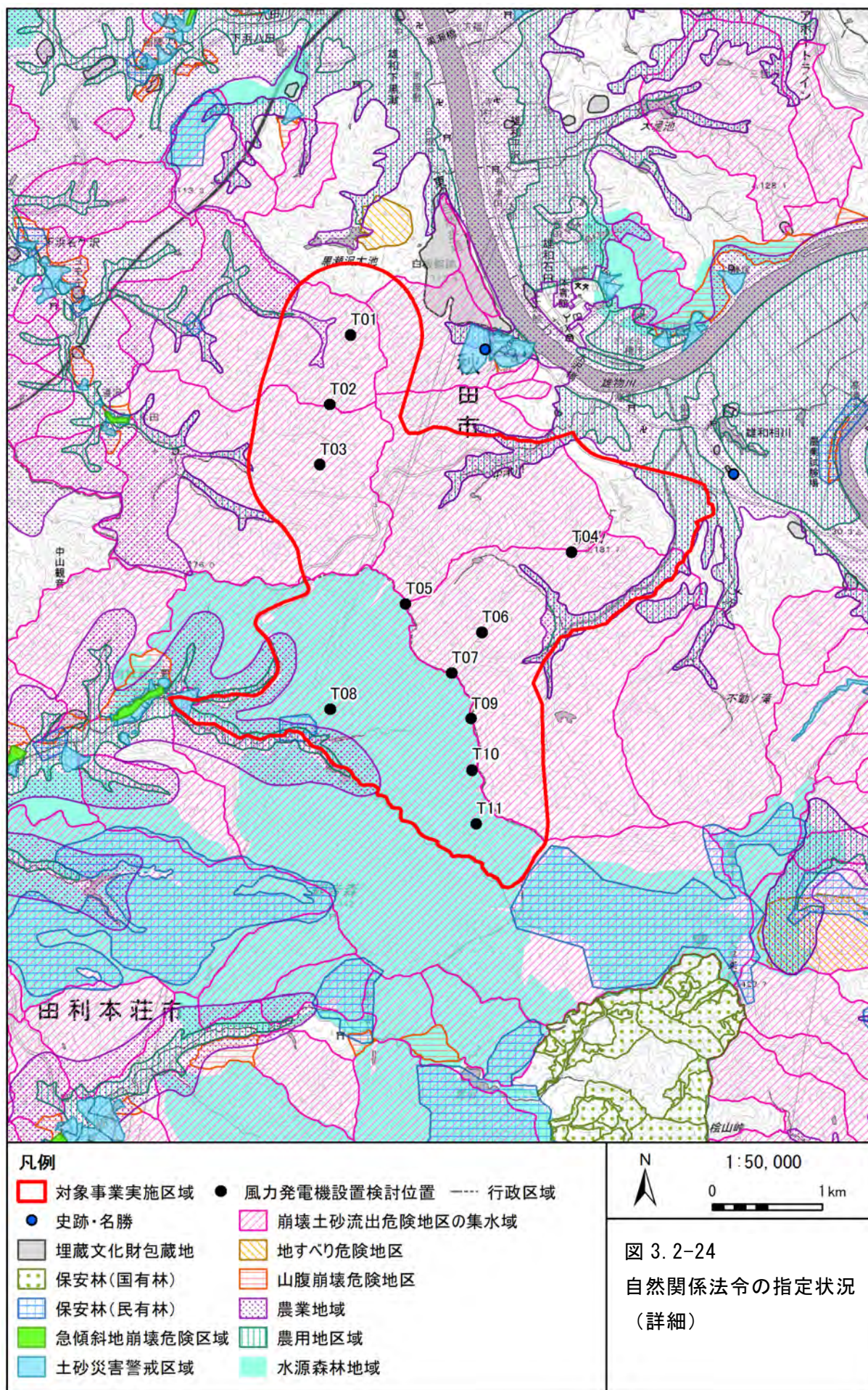
- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置検討位置
- 行政区域
- 水源森林地域

N
1:200,000
0 5km

図 3.2-23(1)
水資源保全地域の指定
状況(広域)

出典:「秋田県水源森林地域の保全に関する条例について」(秋田県 HP
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/8095> 令和 8 年 2 月閲覧)





(3) その他

1) 地盤沈下

「全国地盤環境情報ディレクトリ 令和 5 年度」（環境省 HP 令和 8 年 2 月閲覧）によると、秋田県では、にかほ市の海寄りの平野部（「象潟・金浦」）において、昭和 40 年前半より地盤沈下が認められたが、近年は確認されていないと記載されている。

対象事業実施区域の周囲に地盤沈下に関する記載はない。

2) 廃棄物

廃棄物の処理等に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、廃棄物を排出する事業者等による適正な処理、排出抑制の徹底、適正な循環的利用の確保等が定められている。

また、建設工事に係る資材に関しては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト、コンクリートを使用する一定規模以上の建設工事では、これらを分別し再資源化することが義務付けられている。

3) 温室効果ガス

調査対象市町村のうち、秋田市においては、地球温暖化対策への取り組みとして、表 3.2-48 のとおりの計画を策定し、温室効果ガスの削減に努めている。

表 3.2-48 地球温暖化対策取組状況（令和 3 年）

市町村名	計画の名称	策定年月	計画期間	基準年の排出量		現況年の排出量		目標年の排出量		削減目標
				(年度)	(t-CO ₂)	(年度)	(t-CO ₂)	(年度)	(t-CO ₂)	(%)
秋田市	秋田市役所環境配慮行動計画（エコあきた行動計画）	R5 年 3 月	10 年間	H25	130,821	H25	130,821	R12	44,049	66.3

出典：「秋田市地球温暖化対策実行計画」（秋田市 HP

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006076/1006141.html> 令和 8 年 2 月閲覧)

(白紙のページ)